道が商館を置き支那商船の輻湊せし地なれば鹿兒島に來れる葡萄牙人も亦去て平戸に移轉したりければ平戸港は始て歐洲貿易の要港となりたり葡萄牙人の平戸に來りし以來彼等は度々同港に於いて貿易したりと雖もこれと同時にカソリック教僧徒渡來し其教を布くに及びて平戸領主松浦隆信其教を信ぜざりしが故に彼等平戸を去て豐後に赴けり豐後の領主大友宗麟深く其教を歸依せしかばこれより豐後は遂に我國に於けるカソリック教の中心となれりされども豐後は九州の東南岸にして其地位葡萄牙人の來泊に便ならざるを以て平戸は猶商業の中心たるを得たりと雖も新に一の競爭者を生じ幾分か平戸の盛況を減殺するに至りきそは大村の領主大村純忠が平戸の盛況を見て葡萄牙人を誘ふに宗教の自由を許し且諸稅を免し永祿五年橫瀨浦を開き同じき十一年福田浦を開きしによれりされど二港共に貿易に便ならざるを見て元龜元年長崎の港を開き天正元年遂に長崎浦上の地を切支丹寺に附するに至れり三港皆大村家の領地にして平戸の隣地なれば其害を蒙ること多かりしなるべし後八年にして天正四年西班牙人

平戸港に來り葡萄牙に代りて貿易を開始せしかばこれより分れて貿易は平戸長崎の二派となれり其後慶長二年阿蘭陀人も亦平戸に來りて貿易を開きしを以て西班牙人は漸く商業の利益を失ひ同じき四年頃遂に其港を去れりこれよりさき永祿十一年織田信長安土に在り將軍義昭の命を傳へてウルカン、バテレン二人を召す後彼等の請を許して四條坊門に方四町の地を與へ一寺を創建して永祿寺と號す後改めて南蠻寺といふ信長これに近江甲賀郡五百貫の地を寄附す其後基督教忽蔓延し九州を根據として京畿、南海、山陽より東仙臺、會津に至り北金澤に達す一時靡然として其教に從ふ信長元佛教徒の跋扈するを惡み基督教を入れて其權を殺がんとせしに基督教徒の意外にも勢力を得しかは大に悔いて南蠻寺を廢せんとしたれども兵事多端にして未だ其志を遂ぐること能はざりきこの隙に乘じてカソリック僧徒等愚民を煽動して神社佛閣を破却するに至れりこゝに於いて豐臣秀吉の政權を統一するに及び增田長盛に命じて南蠻寺を毀ち其僧徒を誅するに至る其後天正十五年豐臣秀吉既に薩摩を征服し暫く博多に在て九州の政

務を處理しければ長崎に住したるカソリック教僧徒の長老ガスパルケロ箱崎陣營に行きて其戰勝を賀す秀吉其擧動の傲慢なるを惡み其門徒二人を捕へて箱崎八幡祠前に磔しガスパルケロを斥け令して二十日以內に我邦を退去せしむこゝに於いて大村純忠が特權を與へて葡萄牙人の一時占領せし長崎を沒收し或は僧徒を誅し或は放逐し一切基督教を傳播することを嚴禁するに至れりされどもなほ基督教を奉じ彼の文物を慕ふもの多しこと見え始大友宗麟基督教を信じ羅馬字を以てフランナスコの印を刻して用ゐしが其後黑田孝高、細川忠興の徒も亦羅馬字の印を刻し遂に平戶城下坊作の鍔に羅馬字を鏤みて裝飾となすものあるに至る人心の向ふ所を知るべし（大村記、長崎記、長崎夜話、南浦文集、耶蘇天誅記、海寇始末、日本外交起原史、長崎年表、平戶貿易志、四學考要、元史、陶人著日本記、四教史、ケムプベル日本古代商業史）

第二十七章　航海業の發達

遠洋航海の開けしは基督教の東漸するに及びて九州諸大名のこれを信仰するもの使を羅馬に遣したるに始まる天正十年豐後大友宗麟、肥前大村純忠、有馬晴信等伊東義賢有馬某を正使こして中浦某原某を副使こして宣教師アレキサンドル、ワリニヤンを以て嚮導こなし其年正月イニヤスリマー號に乘じて長崎を解纜し二年六月を經過し天正十二年八月西班牙に着し十月國王及皇后に謁見し尋いで伊太利に赴き天正十三年羅馬に入り十三世グレゴアール法王に謁見し天正十八年を以て歸朝せり往復費す所實に九年間の久しきに渉れり此一行到る處優渥なる待遇を受け大に其名譽を博するに至れり今尙伊太利の威尼斯なる慈惠教院の壁中にこの一行の紀念に係る彫文ありこいふこれを我邦人の歐羅巴へ航海せし嚆矢こす其後天正十二年大友宗麟又其臣植田玄佐を遣し書函方物を齎し羅馬に往かしむ玄佐疾に罹りて其國に死すこの年蒲生氏鄕も亦其臣山科勝成、上岩傳右衛門等十二名を遣して羅馬に往かしむ其後氏鄕天正十四年同十六年同十八年にも使を羅馬に遣したりきこの外基督教を奉ずる大名は使を羅馬に遣したるべけれこも今詳ならす文祿元年豐臣秀吉南海渡航の船に朱印を賜ふ長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衞門一艘、堺より

發するもの伊豫屋某一艘又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘總て九艘これを朱印船と稱す呂宋、媽港、安南、東京、占城、柬埔寨、六坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に相望むこれよりさき天正年中堺の納屋助左衛門呂宋へ渡航し文祿三年歸朝し傘、蠟燭、麝二疋を豐太閤に獻ず且眞壺五十箇を取來りて太閤の覽に供せしに殊の外喜びて千宗易を召し代價を付して諸大名中所望のものに買はしむ當時呂宋の壺を愛して茶を入れしこと流行せしによれりこれを南洋貿易の始とす豐太閤の朝鮮を征伐するや屢南洋へ渡航して貿易せし原田孫七郎は其鉾芒をしてフヒリツピン群島に向はしめんこと勸めて傲慢無禮の書を西班牙のマニヲ府に送り鎭臺を怒らしめて戰端を開かしめんことせしに彼等遠き本國の聲援を以て近き日本の兵力に敵し難きを知り使者を遣し土物を貢獻せしむ時に太閤既に遠征軍を駐て朝鮮に赴かしめ躬親から肥前の名護屋に出張してこれを監督したる頃なりしかば原田孫七郎も亦從ひて營中に在りしが太閤は使者の來るを聞き我國と交通せざりし南蠻の一國が始て貢獻せしは

原田孫七郎の功なりとて原田を家人の班に列し五百俵を賜ふ然れども原田は元其策略雄偉にして小祿に甘んずる者にあらざれば却て其計畫の齟齬したるを嘆したりこそ其後原田は太閤に臺灣征伐を勸めしものこ見え太閤は文祿二年原田孫七郎を高山國（タカサゴ）臺灣へ遣し傲慢無禮の書を贈りて南蠻琉球の如く貢物を獻じて服從せざるを責む然れども當時太閤の意專ら明を取るに在りて朝鮮こ既に戰端を開きし際なれば遂に南洋征伐の事は止みぬ（異國日記、南禪寺記、蒲生家記、太閤記、臺灣征伐記、前田家古文書、外蕃通書、西敎史）

第二十八章　鑛業の發達

この期に至り鑛業大に進歩し金銀を掘採するもの多し就中石見、但馬、佐渡、甲斐、能登等最も名あり石見國邇摩郡銀山は其始詳ならずこ雖も鎌倉將軍の時大內弘幸既に銀鑛を仙山に得て大に喜び山の名を銀山こ改めしこいふ其後建武の頃足利直冬當國に入り諸城を攻下し銀山を獲て掘採し殆こ盡く然れども地を穿ちて銀鑛を索むることを知らず只地上の布銀を採りしのみ文永年中大內義興の此地

を領するや筑前博多の銅商神谷壽貞邇摩海上を過ぎ偶銀山より往昔銀鑛の出でしことをきゝ雲州の銅山師を率ゐ來り山腹を穿ちて窟を作り深く地中に入り銀鑛を索む其坑を名づけて間歩(マブ)といひ又敷(シキ)といふ實に間歩を作るここゝに始まる壽貞巨多の銀鏈を得てこれを筑前に輸し銀を吹きて俄に富を得しといふ其後大内家より吉田若狹守、飯田石見守を遣して奉行ことす大内氏これが爲に富む天文年中尼子氏銀山を攻て奉行を殺し兵を銀山に置く然れども幾年ならずして大内氏の復する所ことなり銀山復盛に興る天文九年小笠原長隆銀山を攻てこれを拔くこの年大風雨にて銀山洪水の害を受け大に衰ふこれより後尼子毛利互に銀山を爭ひしかご遂に永祿四年毛利氏の有に歸す豐臣氏の興るに及びて又其有ごなる但馬國朝來郡生野銀山は天文十一年山名左衞門尉祐豐の時始て內尾谷の邊より銀鑛をいだす祐豐沒落の後は織田信長これを收めて生熊左兵衞を代官ことす石見の商人來りて鑛を買ひ銀に吹くこれより盛に銀を採りしといふ豐臣氏のこの地を收むるや伊藤石見守を奉行ことし中瀨金山の奉行を兼しむ中瀨の金山は天正

二年に掘採したるものを始ことす佐渡は古へより沙金を出しゝ地にて上杉謙信の此地を領するに及びて西三川村の沙金を採て軍國の用を辨ぜしといふ慶長六年以來相川の中山立合より夥多の金を掘採せしこと見ゆこは熟金にして所謂紫金といふものなりきこそ銀は天文十一年越後の商沽鶴子山の鑛脈を開きけるも其費に堪へずして謙信に訴へしかば同國魚沼郡上田山の山師數百人を渡らして天文の末まで夥多の銀銅を得しといふ然るに豐臣氏佐渡に金銀のいづることを聞き慶長三年上杉景勝の封を奧羽に移して此國を領せりこれよりさき武田家は甲斐國山梨郡黑川の金坑を得て貨幣を鑄造しこれを甲州金といひ又前田家は天正十二年能登國羽咋郡寶達山の金坑を發見し凡四十五年間金を取り其後又慶長三年より加賀國石川郡鞍獄の金坑を發見し盛に貨幣を鑄造すこれを加州金といふ

第二十九章　堺の商人

金銀圖錄、三州寶貨錄、銀山通用宇錄、銀山緣起、銀山奇記、但馬考、生野銀山實記、佐渡志、佐渡風土記、甲斐國志

古への鹽穴郷、土師郷の土地たりし和泉の堺はこの期に至り足利氏の權臣山名、大内等互にこれを領し城を築き市街を廣め外國貿易を開きしかば堺は王朝の難波に於けるが如く外舶輻湊して商業繁昌の土地とはなりぬこゝに於いて足利時代の文學として貴ばれし連歌の如き織田豐臣二氏以來天下に流行せし茶道、香道、挿花、謠曲の如き其他百般の工藝皆この堺よりいづるに至れりこれよりさき崇徳天皇の朝源俊頼が金葉集を撰びし時連歌の一部を加へしかば世人大にこれを譏りしにこの期に至り文學を以て聞えし一條禪閤兼良の如きも連歌の書を作り勅撰に擬して新玉集と名づけしが如く最も世に行はれたりしが殊に宗祇に至り其盛を極めしとぞ宗祇は始和歌を美濃人東常縁に學び後遂に連歌を以て天下一と稱せられ天子より花の本の號を賜はりきこれよりこの號連歌家最上の名譽とはなりぬ勅を奉じて撰ぶ所の連歌集を筑波集といふ其門より宗長と牡丹花肖柏とをいだしぬ肖柏は堺の住人にして又かの東常縁が唱へいだしゝ古今傳授を宗祇宗長より受けて其蘊奥を極むこれを堺傳授といひ肖柏より奈良の饅頭屋に

傳へたるを奈良傳授といふこれより堺の商人專ら連歌を好みしかば坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば連歌師も亦遂に前に擧たる如き屋號を用ゐるに至れり又南都稱名寺の僧珠光の徒が茶道を唱へしより武野紹鷗、北向道陳をいだし又香道の宗匠志野道耳挿花の妙手文阿彌をいだす千與四郎（後利久と稱す）の出づるに及びて紹鷗道陳の茶道を大成して一派をたて織田豐臣二氏に仕へ遂に天下の人をして數寄の心を興さしむるに至るこれより堺の商人又茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高、鹽屋宗悦、錢屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗嬰、茜屋宗佐の徒を出しつ堺の商人は既に天下商業の權を握り財産豐なりしかば如此優美なる遊興をなして屢織田豐臣二氏の茶筵に陪し天下の重寶を集めて誇るに至りぬ豐太閤の天正十五年北野松原に於いて大茶之湯を催すや堺の商人をして珍器を出さしむ天王寺屋宗及、納屋宗久の所持品其上位を占む當時葡萄牙の宣教師が堺商人の一五徳を千五百エキュスにて購ひたるを見て驚きしといふも

事實なるが如しこれよりさき堺は室町將軍家の金庫にて常に其經濟に與かりしかば將軍家の執事は堺商人を稱して某老といふに至る當時堺商人の權勢ありしことを知るべし（明鈔、古今傳授系圖、茶人系圖、室町殿日記、堺鑑、泉州志、扶桑隱逸傳、江談武鑑、猿樂傳記、和泉名所圖會、西教史）

第五編　德川幕府時代

橫井時冬著

第三十章　江戸開府幷に江戸の商業

德川家康は織田氏の時より既に海道の強國たり天正十八年豐臣秀吉の小田原を滅すや北條氏の舊領を家康に與へ駿遠三甲信の五國を收む其年八月家康江戸城に入る榊原康政をして地割をなさしむ江戸は元本州の豪族江戸氏の領する所にして江戸城は長祿元年上杉定正の老臣太田備中守持資が始て千代田、寶田、齋田の地を相して築く所ぞいふ其後北條家に屬し大永年中遠山景政をして守らしむ初持資一亭を城中に建て靜勝軒と名づけ其東蒼海に望む所を泊船ぞいひ西富嶽に對する所を含雪ぞいへり京師五山の僧徒詩文を作りて其風景を賞すこゝを以

て一時天下に聞ゆされごも其地本丸の一隅にして屋舍は茅を以て葺き玄關は船板を以て張りたるが如き狹陋の一城塞に過ぎざりき然るに家康其故に仍りて修築せず唯廐舍を作り城に近き地を小祿のものに與へて各人馬を飼養し自ら耕作して輪番に登城せしむこれを番屋敷ごいふ當時は下町一町もなく平川門外に平川町ご稱する町ありそれより今の麴町の方へ取續き甲州街道ごて少しばかりの家屋あり又今の八代洲河岸の邊は漁師のみ住せしごそ關原役後は天下の權德川氏に歸し江戸遂に政治上の樞府ごなりしかば慶長八年江戸の新開地を町割して京都、堺の商人を呼び下し屋敷地を與へて日本橋を架せしが同じき十一年藤堂高虎に繩張を命じ池田輝政、福島正則、淺野幸長、加藤清正、黑田長政等の諸大名をして江戸城を改築せしむ元和六年神田臺の下を堀りて神田川を通ず其後萬治三年松平綱宗に命じて壅砂を浚へ今の如く壯流ごはなりぬ寛永十三年家光日光廟を修め尋いで江戸城を修め外郭を築く關西の大名に壘壁關東陸奥の大名に隍壍を課して工事を助けしむ又寛永十九年以來諸大名江戶に邸宅を起し妻子を居住せしめ人質に擬し參覲交代せしかば江戶府の繁榮日を追うて增し京都大坂の右に出づ　江戶は元沮洳の地にして清水に乏しよりて上水を引きて飲用に供す寛永年中多摩郡吉祥寺村井の頭の池水をひきて目白臺に至る凡五里廿六町南は京橋川以北東は永代橋より大川以西北は神田川を限り西は大手町より一橋に至るこれを神田上水ごいふ家康入國の時大久保主水の創製に係るものなりごぞその後承應年中多摩郡羽村より玉川の水を引きて四谷の四邊に至る凡十里三十町これより伏管を設け麴町、赤坂、芝、築地等の飲用に供すこれ實に莫命を奉じて玉川莊右衛門、玉川清右衛門の計畫になりたり故に其功を嘉して玉川上水ごいふ又元祿年中河村瑞賢の計畫により多摩川を分流して本鄕、湯島、下谷、淺草の飲用に供す千川太郎兵衛、千川德兵衛其工事の用達を務めしかば承應の例に倣ひて名を千川上水ごぞ命じたりきされごも享保七年に至りこれを廢せり此他多摩川を分流して音山上水、三田上水等を引くも皆數年ならずして廢せりごいふ　德川氏の政權は家光、家綱の二代に至り全く確立したりご雖も天下尙亂を好み機を見て動んごするものあり慶安四年由井正雪、丸橋忠彌等亂を謀る事ならずして誅せらる其翌年別木庄左衞門、林戶右衞門等徒黨を結び德川氏の法會に乘じ增上寺を燒きて老中を殺さんご企てしも亦露れて誅せらるこの二代中江戶市街には喧嘩辻切行はれて夜は勿論晝にても往來稀なる所は步行をなすものなく又一種男立ご稱するものありごなしゝかば市中常に爭鬪やむ時なかりき明曆三年大火あり正月十八十九兩日に亘り邸第市街延燒し城は唯二の丸を存せしのみ燒死するもの十萬八千餘人本

所牛島に回向院を建て其死を吊ふに至る當時松平信綱老中の首座にして大に邸第を轉換し市街を改正し道路の巾を廣む又淺草門內燒死するもの最も多しより て淺草川に橋を架し本所に通ずこれを兩國橋といふ尋いで永代橋、新大橋を架す寛永以來江戸城の規模を擴張し本城十萬五千三百九十三步、西城八萬千二百八十六步、吹上苑十萬三千八百六十九步、內濠周圍凡四十町、外濠凡七十三町明曆災後は江戸城內の造營も大に備り諸藩主登城の曹局を定め貴賤大藩は大廊下、大老家は溜間、外樣は大廣間、柳間、譜第は帝鑑間、雁間、菊間に祇候せしむ諸大名在府の時幷に藩邸の留守居役も亦この間別によりて交るに至る明曆までは足袋伽羅油元結を賣る家なく男女皮足袋を用ゐ上下ども紙をよりこきて元結となし徒若黨の類は蠟燭の流れを油にてゆるめ松やになどを加へて油に代へしどぞ然るに明曆災後皮の價騰貴せしかば下々の者自ら木綿にて足袋を製せしより足袋店いで伽羅油を鬻ぐものもいでしどかや婦女の帶も寬永頃までは金襴を美麗の限どし黑地に梅櫻松などを處々に織つけこれを鉢の木の帶と名づけて珍重しけ

り廣さ僅に鯨尺二寸ばかりの紙をしんとして綿などいるゝ事なし然るに貞享元祿の頃より漸く廣くなり鯨尺にて八九寸に及べり綿をしんとして褥の如し又婦女の髮も寬永の頃までは細き麻繩にて髮を束ねて其上を黑き絹にて卷きしにその後越前國より粉紙にて元結紙といふものをつくり出しゝかば海內の婦女皆これを用ゐそれより絹にて卷くことはやみぬ元祿頃より上下共に奢侈に流れしがことに在府の國主は昇平無事に苦み歌舞音曲はいふもさらなり夜々宴飲を事とし蠟燭數百炬を費し數十人の手を經て一杯の羹を作るに至る將軍老中などを饗應するには新に家を作り器財を購ひ其從者を合すれば五六百人に至り一日三千金を費すものあり大抵二十萬石以上の國主は一人の料理金一枚二三萬石の國主も一人に十金を費しゝどぞ又諸大名藩士の常住するものを勤番といふ彼輩多くは常職なく日にいでゝ徘徊遊觀し唯外宿を禁ずるのみことに留守居役の集會には豪奢を競ひ一席の宴飲數百金を拋つものあり江戸物貨の需要こゝに至りて大に增加せしかば元祿七年十組の問屋を起し大坂の

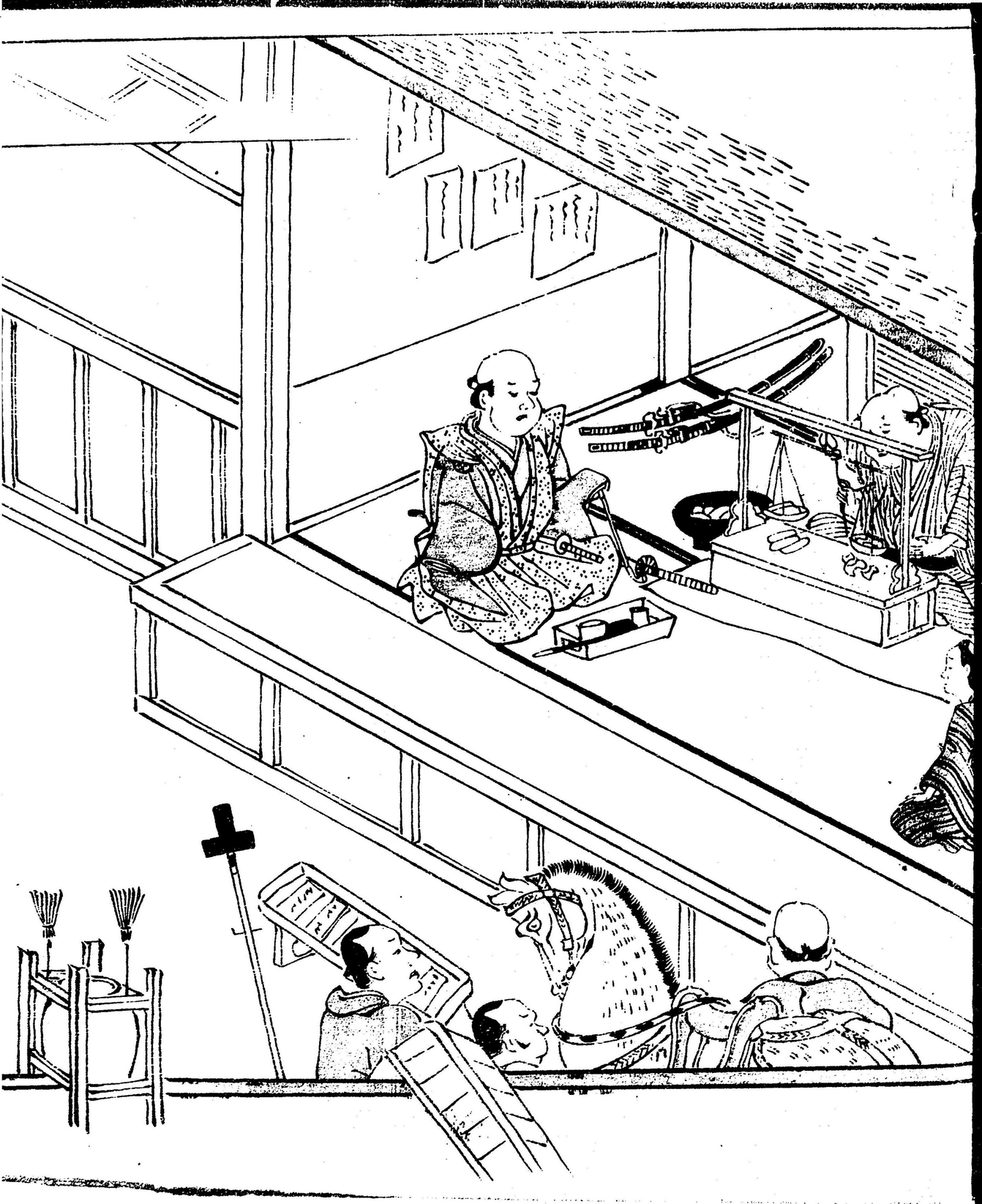

廿四組の問屋ご氣脈を通じて貨物を輸入し菱垣廻船の業益す盛んなり元祿正德の頃までは屋舍を麁畧に造り火事起れば皆家財を携へて逃れ去り顧みざるが故に往々大火ごなりて熄まず數里に及ぶものありき然るに吉宗伊賀峰次郎の建議を容れ番町、麴町、永田町市中の茅屋板屋を廢し金を貸して塗籠及瓦屋に作らしむ又小川笹船の建議を採用して養生所を小石川の白山に建て貧民を救ふ又自ら火消役を召して防禦の術を諭し市中防火の隊伍を定めて四十隊ごなし伊呂波字を以て其ゐるしごして隊伍を亂らざらしむ元祿以來火消役の長より屬吏まで衣服笠馬具なごに金銀を鏤め唯觀美を旨ごして却て火を救ふこご能はざりしが吉宗火消役の頭巾を觀て重代の兜もかほご花麗にはあるまじごいへり又飛鳥山、御殿山に櫻を植ゑ神田川に柳をうゑなごして市民遊息の便を與へたりき享保六年町奉行支配の市民五十萬一千三百九十四人諸藩の家來旗本家人能役者は此外なり諸藩の邸第は上中下數所を有し大藩は數千人小藩は數百人南は品川北は千住大約四里の地に連亘し其人口に三倍せり延寶七年までは江戸の市街八百八町

英一蝶筆
十二月終
元禄年間
江戸市中の一情

英一蝶筆
十二月絵巻
元禄年間の
江戸市井の一情

なりしも享保八年に至り一千二百一十町、一十二萬六千二百一十戸に至れりさて享保十一年江戸に入津せし日用品を擧ぐれば米八十六萬千八百九十三俵、酒七十九萬五千八百五十六樽、味噌二千八百二十八樽、醬油十三萬二千八百二十九樽、薪千八百二十萬九千九百八十七束、炭八十萬九千七百九十俵、水油九萬八百十一樽、鹽百六十七萬八百八十俵、木綿三萬六千百三十五箇（一箇百反入）なり天明七年大風洪水うち續き天下饑饉し江戸の米價は一兩に一斗五六升にまで騰貴せしかば貧民蜂起して赤坂、麹町、深川、南傳馬町、鎌倉河岸、小舟町、伊勢町、小網町、茅場町あたりの町家に亂入し土藏を破りて器財を毀ち暴行を極む大名屋敷より人夫をいだして町家を救ひ又町家は半鐘をうちて人夫を集め賊徒を防ぐ等江戸の騷擾いはん方なく幕府先手組を遣して漸く鎭撫するに至るこれを天明のうちこわしといふ松平定信の輔佐となるや寛政三年町會所を淺草向柳原に建て市中に令して五年間の町費を書き出さしめその一年の平均を見向後は務めて其幾分を節減すべしと令したり其減じたる額の内一分は以て町内臨時の入費にあて二分は地主の

利益ごし殘れる七分を以て其町の積立金に供せしめらる幕府よりも兩度に金二萬兩を下し町年寄をして保管せしめ又勘定所用達の商人をして運轉せしめたりこの金を以て市中の鰥寡孤獨及篤疾のものを賑給し又米價騰貴し市民生活に困むごきなごはこの金を以て土木費を補充せしめたりき又向柳原、筋違橋內、深川大橋內、小菅村等に倉廩を建設して數十萬石の穀を蓄へ凶荒に備ふる等大に利益を與へしこそ天明寬政の頃は江戶幕府の稍季世に屬し商沽も大に奢侈に耽りたりご見え初鰹一本に三兩をいだし隱元豆一把二十本に金二分茄子鳴燒に七兩をいだして其初物を賞味し又馬遠の對幅に五百兩南蠻繩簾の水指に三百兩半兩古錢一枚に六百兩を拋つものあり松平定信の屢節儉を令し札差の貸金を弃捐せしめたるも亦時勢の然らしむる所か最もこれ等の多きは用達商人藏前の札差等なりごいへり天保七年諸國饑饉し米一升四百文に至る諸色も從ひて騰貴し江戶餓死するもの多し時人これを問屋組合の專橫に歸し囂々論じて止まず天保十二年水野忠邦諸株式を廢し自由賣買を許し大に節儉を令す然れごもこれが爲に

貨物多く澁滯し價格も亦平準を失ひしかば嘉永四年に至り株式の制を復す安政二年地大に震ひ邸第より市街の家屋に至るまで顚倒し續いて火を發し三日熄まず江戶市中大半灰燼ごなる死するもの二萬五千餘人文久二年諸大名の參覲を緩め三年一覲し滯府百日を限り妻子を其國に還らしむ江戶こゝに於いて頓に衰ふ慶應二年米價騰貴し一升の代錢五百五十文に至る貧民品川邊の商家を毀ちて亂入す諸國の浪士は尊王攘夷を唱へて幕政を誹譏し遂に御殿山生麥の變を生じ外患內訌一時に湧き來り物情恟々從ひて江戶の商業もまた振はざりき幕府莊內藩主酒井忠篤に市中巡邏を命ず時に薩摩藩士浪士數百人ごゝ芝の薩摩邸に潛み每夕隊を備へて富商を剽掠し或は莊內藩の屯營を砲擊するに至る市中大にこれを怖るよりて莊內藩大兵を率ゐて薩摩邸を燔き盡く其徒を捕ふ慶應四年正月伏見鳥羽の變あるや二月大總督宮官軍を指揮し東海、東山、北陸三道より向ひ四月先鋒江戶に入る德川慶喜恭順を表し東叡山に屛居し江戶城を獻ず然れごも幕臣中喜ばざるものあり榎本釜次郎は軍艦八隻を奪ひて北海に遁れ大鳥圭介は數千人を

率ゐて兩總に奔り人心定らず市民家財を荷ひて避く遂に幕臣不服の徒彰義隊と號し東叡山に屯集し輪王寺公現法親王を奉じて官軍に抗す五月官軍討ちてこれを破る大總督宮の江戸を收るや物價騰貴し市民生活に苦む靜岡藩を立て慶喜の嗣を定るも舊臣の祿高多くして悉く存祿すべからず德川家達請うて農商に歸せしむ江戸一時凋萎す俗にこれを江戸の瓦解と稱す朝廷鎭臺府を置き社寺市政民政裁判所を設け吏民の才能あるものを擧用して市民を安んず七月詔して江戸を改めて東京と稱し鎭臺府を鎭將府と改め三條實美に鎭將を兼しめ駿河以東十三國を管理し大總督は專ら軍事を督す尋いて奧羽平定せしかば十月東京に行幸發輦に先ち即位の禮を擧行し明治と改元し江戸城を皇居と定め鎭將府は廢せられたり

江戸幕府は寬永年中町奉行所を吳服橋内と常盤橋内との兩所に置く吳服橋内を南役所といひ常盤橋内を北役所といふ町奉行二人を置き府内の行政裁判警察の事を行はしむ最も樞要の地位なるが故に寺社奉行勘定奉行を合せて三奉行といふこれに大目附、目附を合せて評定一座衆ともいふ町奉行は芙蓉間詰にして老中支配に屬し役高三千石を與ふ慶應三年役高を廢し役料金二千五百兩を與ふ町奉行は毎日登城し月番の時は退出の後諸公事願訴訟等の事を聽き式日には早朝より評定所にいづるものとす又大傳馬町の牢屋敷を管し人馬宿次證文をいだす

町奉行所の入費は寶曆年中南役所千三百七十九兩、北役所千二百六十二兩とす南北ともに與力二十五人同心五十人を付す安政六年に至り同心百六十人となれり又官民の間に立ちて市政を取扱ふものを町年寄といふ樽藤右衛門（樽屋）館市右衛門（喜多屋）喜多村彦右衛門の三家世襲する所にしてこれを三年寄といひ其宅を役所といふ寬文年中は江戸市街を南中北の三つに分ち月番を以て支配せしとぞ又神田玉川上水の支配を兼ぬ喜多村は初より苗字を稱せしも樽氏は寬政二年館氏は天保五年勤勞によりて苗字を許さる慶應四年地割役樽三左衛門をして町年寄を兼ねしむ年寄の下に名主を置きて町中の事を支配せしむ或は一二町を管するものあり或は二十二三町を管するもののあり或は名主二人を置きて月番年番を以て勤む

るものあり名主に草創(クサハジ)二十古町(ハジ)九人七十平名主、門前名主の別あり草創古町名主は正月三日參賀し白書院東の方紅葉の間西の椽へ江戸、京都、大坂、堺、奈良、伏見の地役人及過書、銀坐、糸割符人等と一列に並びて將軍家通行の際町奉行の披露にて拜謁し扇子を進獻するを例とす又角屋敷俗に御目見屋敷の町人と稱するものあり銀坐町より神田旅籠町までの間に凡四十二所ありこの町人も亦草創古町名主と共に歳首營中へ參賀するの名譽を負へり草創古町名主は其家に付きたる名譽職なるも後世に至りては他の株の如く賣買するに至れり又古町三百八十五町人員五千百十一人の商人は幕府の大禮後營中に入りて猿樂を陪覽し菓子酒肴青銅を賜ふの榮あり番號と町名とを記したる幟を立て名主月行事これを率ゐて大手より城内に入れは徒目附、小人目附立合にて人毎に傘を賜ふを例とすこれを町入御能といふ寛永十八年以來の古例なりとぞ享保七年賦役を廢して銀納となし町地を三等に分ち上表口京間五間を以て一人役とし中同七間を一人役、下同十間を一人役とし毎歳役夫十五人をいだす一人銀二匁を收むる故に十五人分三十匁の割なりこれを公役銀といふ土地によりて廣狹一ならざるが故に二十坪を一小間と定むこれを公役小間といふ（表口二間奥行十間）後世遂に一の課率となり公費に係る課目をこの小間によりて課するよりこれを聞小間町小間、火消小間、祭禮小間の名出づるに至れり

（梅花無盡藏、天正日記、慶長日記、慶長見聞集、創業記、當代記、玉露叢、落穗集、落穗集後篇、新益柳營秘鑑、殘燈集卿、秘鑑、神社、物語、鳩巣先生秘錄、享保略事實錄、享保令典、永鑑、江戸砂子、江戸志、紫一本、飛鳥川、地錄の糸卷、泰平年表、甲子夜話、蜷齋雜記、蠹餘一得、醒睡笑、醒餘操觚、町會所の始末、政安諸事留帳）

第三十一章　京都の商業

京師の政江戸に移るとは雖も尚典章儀節に至ては公家に存するが故に禁裏の御料僅に三萬百五十九石一斗九升餘（本御料新御料増御料とし）にして公家の領地を合するも一小侯の料に及ばずとは雖も公家の風流は古來の習慣にして服飾器物皆優美なりこゝを以て工藝美術品は京師固有の名產となり毎に時樣の流行は京師より發す又門跡本山の巨刹ありて全國の宗教僧尼を管轄し信徒の詣拜するもの日に絶えず神主は吉田家に就いて官位を受くこゝに至りて京師に至りて傳授を受くこゝに至りて京師

京洛市街之圖

の繁榮江戸に亞ぐ天和元年京師の人口五十萬七千五百四十八人豐臣氏の時は玄以法印を以て京師を支配せしが德川氏に至りては常に重きを京師に置きしかば二條城を收めて京都所司代を置き禁裏御所方公家門跡を支配し五畿內、丹波、播磨、近江八國の公事訴訟を聽かしめ又人馬宿次證文幷に關所手形を出さしむ慶長五年奧平美作守信昌に命じたるを始とすこれ猶鎌倉の六波羅探題に於けるが如し市政の事は東西町奉行所を置きて支配せしむ最初は西町奉行所のみなりしに寬文五年に至り兩官對馬守を東町奉行に任じ同じき年八月より兩町奉行を設置す月番を以て公事訴訟等を取扱ひしことは江戸大阪の町奉行に同じ諸大名の京師に邸宅を置くもの六十八藩に至るされども衣服器具動作進退皆等級ありて其規に違へば僭越の咎を受く故に諸大名の京師に入るもの甚だ少しこれよりさき慶長十年嵯峨の巨商角倉了以大堰川を開鑿して丹波世喜村より嵯峨に到る間始めて舟を通ずこゝに於いて山丹二州の五穀鹽鐵材石などの有無を通じて人民大に其利を得たりき了以また慶長十六年鴨川を堀り大阪舟三條まで入るこれに

京洛市街之図

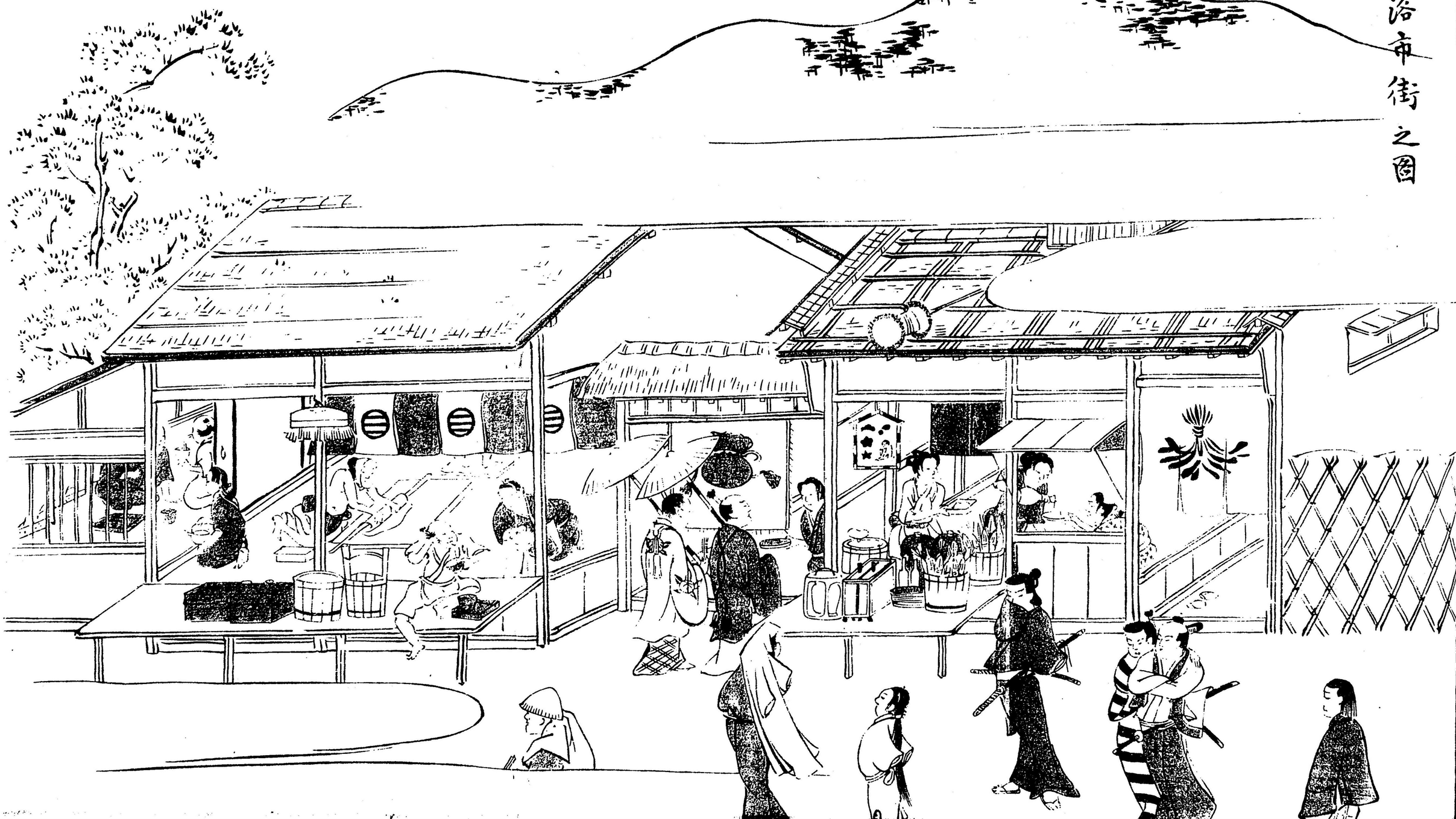

市街之図

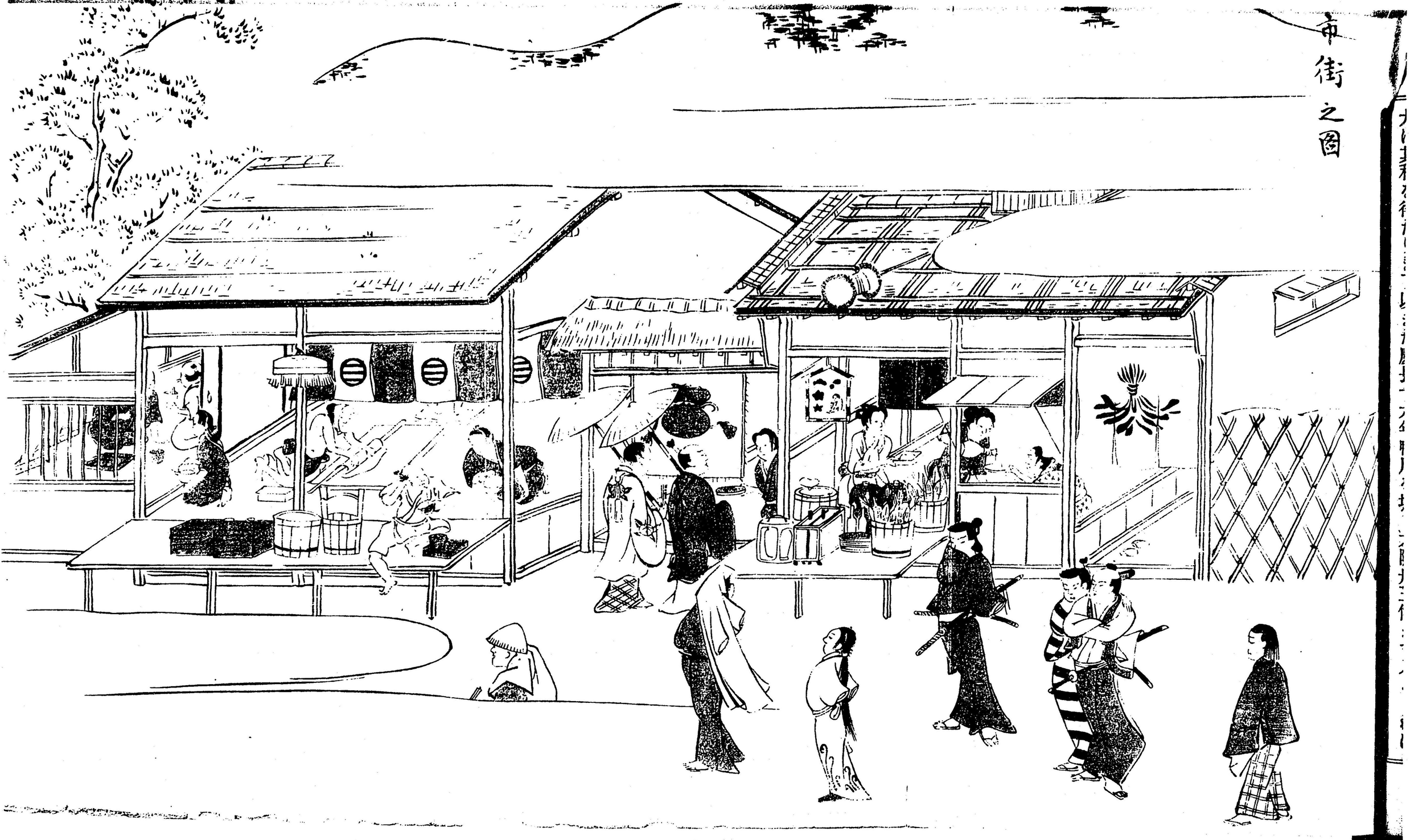

より米薪以下下直となりぬ京都の町人喜ぶこと限りなし今高瀬川といふもの
れなりさて京師の市街は上古京即立賣親九町組、立賣親八町組、上中筋組、下中筋
組、上西陣組、下西陣組、聚樂組、川東組、下川東組、上一條組、下一條組、小川組の十二
組幷に新町合せて八百五十三町、下京即上艮組、仲十町組、仲九町組、三町組、川西
十六町組、巽組、南艮組、川西九町組の八組幷に新町合せて五百九十八町、上下京合
計千四百五十一町と稱す（洛中洛外社寺門前境内町中二百七十八町を除く）又市民を代表するものを年寄及町代と
す年寄は毎一町に一人を置きて其町の公事を取扱はしめ町代は町々の組合にて
これを推選し毎日町奉行所へいでゝ組合町内の公事を取扱はしむるものとす町
代は元年寄の代理人なりしにいつしか世襲することゝなりて動もすれば年寄を
凌ぐものあるに至れり町代は町内より若干の給料を受くることにて後には其家
名斷絶するも他より買入りて相續し殆ど一種の株となれり毎年歳首の禮とし
年寄二人町代四人江戸に下りて將軍に拜謁するを例とす又寛永十一年より町々
にて間口相應の役を定め三萬七千八十六軒より一軒役に付百三十四匁八分二厘

づゝをいださしむこれ後世軒役の始にして延寶の頃に至りては京師の町數千八百五十二町、戸數四萬七千、人口五十萬七千五百人に達す當時の繁華思ひやるべし京師の氣習は江戸と異り江戸全盛なるに及びて京師を輕蔑し粧飾衣服歌舞飲食等すべて上方風こいふされども西國は猶上方風を用ゐたりき公家は貴榮を以て武家に誇るも歳入常に乏くして活計に困み數世の間憤懣を蓄へて時機を待つ者多し後桃園天皇の時越後の人竹内式部德大寺家の家來となり京師に住し公卿の間に遊び學問を勸めて勤王を說く事江戸に聞え德大寺公誠初十七人の公卿を譴責し式部を遂ふその後正親町三條家の家來藤井右門關東に於いて山縣大貳と幕府を排斥して勤王の說を主張す幕府大貳右門を殺し式部を流すこれより勤王の論起る天明三年以後年毎に稔らずして米價騰貴し京師にては其價一石二百五十匁に至る市人禁裏築地の外を廻り建德門の前に拜伏して五穀豐穰萬民安泰を禱るもの朝より晩に至るまで群集せしこいふ又天明八年正月京師大火あり團栗の辻より發して邸第百三十、社寺九百二十、民家過半延燒し上皇は後櫻町天皇は

林丘寺に幸し給へり死者二千六百三十餘人皇宮、仙洞、二條城皆灰燼こなりぬ家齊諸藩に課して皇居を造營し松平定信其事を主宰す定信宮闕の狹隘を慨嘆し公卿よりは高辻五條幕府よりは林信敬柴野邦彥等を選び內意を授けて記錄に索めめ史傳に質し務めて古の制に則らしめぬ又紫宸殿なる賢聖の障子をも新に意匠を土佐住吉兩家の畫工にさづけて寫さしめたりこぞ竹內山縣輩の敗れたる後上野人高山彥九郎王室の式微を憤りて公卿の間を遊說し下野人蒲生君平歷朝山陵の修まらざるを慨きて山陵志を作りなどして勤王說起りたるに安政五年五港を開きて自由貿易を許しゝより攘夷鎖港の論起り時政に服せざるの徒脫藩して國を去り京師に集り公卿の間を遊說して幕府を咎め意に適せざる者は白晝辻切して其首を街頭に梟するに至る鎖港の勅下りし年幕府會津藩主松平容保を京都守護職こなし嚴に藩士浪士の入京を糺察せしむ薩摩、長門、土佐三藩禁闕守護に託して兵を京師に入る諸藩士浪士これに混じて入り尋いで東西大藩陸續入京し物議紛々京師の市人安眠するものなし朝廷長門藩の建議により大和に幸して攘夷を

幕府に傳へ親征を決せんことし給ひしかど彈正尹朝彦親王の奏上によりこれを止め長門藩の守衛をこかる七卿遽に長門に趨るよりて七卿の官位を奪ひ長門藩士の入京を禁ず元治元年七月十九日長門藩老臣益田親施、國司親相、福原元僴等入京の禁を解んことを乞ひ遂に宮門に逼り會津、薩摩、桑名、越前、一橋等の兵と戰ひ敗れて走る彈丸紫宸殿清涼殿に達す公卿屢遷幸を奏上するにいたる然れども松平容保きかず常御殿の椽下に侍して護衛し奉りしこゝこの日九條邸より延燒し京師の市街大半を失へり市人は初下立賣御門の砲聲をきゝて四方に離散し京師の騷擾いはん方なし翌日薩摩藩天龍寺に向ひ會津藩八幡山崎に向ひ遂に天王寺の殘賊を亡して還れり慶應三年冬十月十四日德川慶喜大政を返上す源賴朝覇府を開きしより凡七百年にして政權王室に歸す時人これを王政復古と稱し又維新と稱す幕府已に廢せられしを以て其置く所の所司代及町奉行を解散し京師の市政民事を統轄するものなきを以て膳所、笹山、龜山の三藩に命ずるに京師市中取締を以てす三藩假に取締所を三條烏丸の舊敎諭所に開き從前の雜色を使役し市政を管理す三藩は所謂京師定火消にて皇居及市中防火の事を掌れるものなり

記、羅山文集、淵知柳營秘鑑、上立賣親町由來略記、竹橋餘筆別集、百鍊鈔、曉翠軒雜錄、元治元年京都、田中氏筆記、京都府治革志

第三十二章　大坂の商業

大坂は攝津國東成郡西成郡の二郡に跨り東西一里三町南北三十四町の一大市街にして天正十一年豐臣秀吉のこの地に大城を築くに及びて村落の田園を開き堺の富戶を移して大に市街を起しゝかば諸國の商沽も集り來りて一時殷賑を極めしも慶長元和二役の爲商沽四方に離散して市街殆ど荒廢し藁葺竹籬の踈屋を處處に見るに至れり然るに元和元年松平下總守忠明の封を此地に受くるに及びて銳意力を市政に盡し勉めて流離の人民を招集し絲割符の元締を以て町々の年寄となし殊に安井道頓をして東西橫堀の間に家屋を建設せしめて伏見に居住せる二百餘町の市民を移し尋いで東橫堀より木津河口に到る所の荒蕪地を道頓に與ふよりて道頓南橫堀を疏通す其兩側に許多の家屋を建つこれを今の道頓堀とす

元和五年忠明を大和の郡山に移封し幕府これを直轄するに及びて内藤紀伊守信正を以て城代とすこれより常に城代一員を置きて畿西の四道二島を管せしむ大抵一萬石以上のものにして人馬宿次證文幷に關所手形を發すること京都諸司代に同じ又其下に東西の町奉行を置き町方元締を總年寄となしこれに官金を無利子にて貸し與へ小民より質物を取り金融を助くるの用に供せしむ其後寛永十一年秀忠自ら大坂城に臨み市中一般の地子銀を免除せしが如き大に大坂の商業に保護を與へしかば大坂市民は鴻恩を無窮に傳へんとて鐘樓を上町矢倉筋の高地に建て十二時を報ぜしむ其後寛文年中石丸石見守定次の東町奉行たりし時頗る市政に盡力し商家に問屋を設け荷物の運轉を迅速ならしめ營業に成規を立て仲間の信用を厚からしめ又大小兩替屋を置き手形の流通を盛にして金融の便利を助けしめ又延賣買の法を始め金銀相場立の制を興す等商業上に利益を與へたること少からざりきこゝに於いて遠近の商沽移住するもの甚だ多く商運次第に進歩し寛永二年には二十七萬九千六百十人なりしも寛文九年に至り四十萬七千三

百四人の多きに至れり大坂のかく繁昌するや問屋、仲買、小賣、牙儈（スリ）の區別もいよ〳〵確立し互に商域を守りて他の營業を害することなく德義と信用の二つは大坂商人の特有性となれりされば萬治中大坂の一商人銀子借用狀に「万一此銀子返濟いたし不申事に候はゞ人中に於いて御笑被成候共其節一言申分無之候」と認めたりき此一事にてもいかばかり大坂商人が廉恥を重んぜしかをしるべし又大坂の地たるや天正十二年以來東横堀、阿波座堀、江戸堀、京町堀、立賣堀、長堀、海部堀、土佐堀、薩摩堀、西横堀等を開鑿せしも河身常に淤塞し雨水漲溢すよりて元祿元年河村瑞賢に命じ九條嶋の中間を開鑿して一道の新河を通じ直に海に達す長一千丈廣三十餘丈これを安治川といひ又泥土を積みて山を築き瑞賢山といふ後天保二年安治川口に天保山を築き航客の標目とす安治川を堀るや上下難波村堂島御池通等を市中に編入し同じき十一年には堀江幸町、古川富島（舊名佛島）等を開き寶永五年には曾根崎三町を開き延享五年には高津新地九町南五町等を開き其後に至ては又難波新地をも開くが如く屢郊外の土地を市區に編入したりしも諸大

名の物産は大率この地に運送して販路を求るの狀勢なれば年々四方より集り來りて尺寸の地を爭ふに至れり當時市區を南組、北組、天滿組に分ちこれを總稱して大坂の三鄉といふ町數凡六百五町江戸の如く總年寄十四人を置き三鄉中萬般の事務を支配せしめ其下に町年寄を置きて一町内の事務を掌らしむ元祿享保の際江戸の交通大に開け江戸には十組の問屋を設け大坂には二十四組の問屋を結び互に氣脈を通じて貨物運送の便を求むこれを菱垣廻船とす大坂の商業は年を逐うて進歩し正德年中には諸問屋五千六百五十五人、仲買人八千七百六十五人、諸商業二千三百四十三人、諸職工九千九百八十一人、諸藩用達四百八十三人なりき當時商況の盛なるを知るべし其後天明四年に至り先に設けし二十四組もいよ〳〵株式となり年々冥加金を上納するに至れり文化年中には商民一般に富裕を極め全國の物産は皆大坂に集り然る後諸方に輸出するの勢をなせりこれを大坂の黄金時代ともいふべきか其後天保八年二月饑饉に乘じ天滿東組與力大鹽平八郎細民を招集して亂を起し天滿屋敷に火を放ちて百廿

町餘を燒拂ひ諸大名の藏屋敷町家を合せて一萬八千二百五十軒餘を烏有に歸せしむ當時商沽の害を蒙ること最も多かりきこゝ其後天保十二年組合仲間の制を解き株鑑札の制限を廢し輸出入の物産は問屋の手を經ず直賣買となし廻船貨物は荷主船主の相對に任すに至れり然るに幕府は又嘉永四年三月に至り組合の制を復し唯冥加金上納及仲間人員を限ることを止むこの時或は分離し或は合併しその稱呼の變換はこれありこ雖も大抵文化以前の法に基き嚴肅なる商業の法規を確定して維新の際に至るまで著しき變革を見ず慶應の末年兵馬騷亂の際各商家組合手形流通法に至るまでこれを破壞し三百年來の商業組織全く地を拂ふに至れりこれを要するに大坂の繁榮は諸國の大名其國の物産を大坂に輸送しこれを販賣して收むる所の代金は直に其國に回送せずして常に掛屋藏元等に預け置き入用の時これを取出すも多くは大坂に於いて需要品を買入るゝ資財に充つるものにして地方荷主の積來る貨物も亦これと同じく其賣拂ひたる代金にて地方萬般の需要品を買入れて積歸るが故に大坂の金銀は流通運轉するも曾て境外を出

づるもの少く加之兩替屋を置きて種々の手形を發行し金融便を謀のりしかば其運用の伎倆によりて一萬兩の資本金は五六萬兩の融通をなし爲に金融上の利子は甚低廉にして凡商工の榮業に使用する資金は年五六歩なりきと云ふ當時商業の中心を占め日本全國の經濟を左右せしも亦偶然の事にはあらざるなり（藩翰譜、諸役代々記、山里の塵、米商傳記抄錄、舊幕府大坂市政、大坂商業窗慣調、大坂商業慣習錄、大坂商業志、大坂商業沿革調）

第三十三章　各藩城市の位置

關原大坂二役以來或は削られ或は奪はれ舊族に存するもの　山陽山陰に　毛利、京極、淺野、池田、堀尾、四國に生駒、山內、蜂須賀、加藤、富田、鎭西に島津、鍋島、立花、松浦、大村、五島、相良、宗、伊東、秋月、黑田、細川、田中、奥羽に最上、伊達、南部、上杉、佐竹、蒲生、北陸に前田あり皆其國に自主すこれを外樣大名といふ既にして家康六子義直を尾張名古屋に七子賴宣を紀伊和歌山に季子賴房を常陸の水戸に封ずこれを三家と稱す又秀康の子忠直を越前福井に封ずこれを家門と稱す井伊、藤堂、榊原、本多、酒井、奥平の徒これを譜第大名と稱し幕府の政務を執らしむ又譜第大名より成瀨、竹腰を尾張に水野、安藤を紀伊に中山を水戸に附屬して其政を助けしむ又諸國主の家老にして受領を得るもの加賀に本多、長、横山、毛利に吉川、細川に長岡、島津に北鄕、仙臺に片倉、肥前に本多、阿波に稻田の類あり數萬石を食みて國主の下に隷す幕府の領地は天料と稱し紀伊、尾張、大隅、薩摩、壹岐、對馬、備前、因幡、伯耆、阿波、淡路、土佐、伊賀、加賀、越中、安藝、周防、長門、若狹、出雲、志摩の二十一國を除き其他の國には大抵天料ありて其武藏、相摸、上野、下野、上總、下總、常陸、安房、伊豆、甲斐、出羽、陸奥を汎稱して關東御料といひ山城、大和、攝津、河內、和泉、近江、丹波、播磨を五畿三州御料といひ丹後、但馬、備後、備中、美作、伊豫、讃岐、駿河、遠江、三河、伊勢、美濃、越後、越前、能登、飛驒、信濃、佐渡、石見、隱岐、肥後、肥前、筑前、筑後、豐前、豐後、日向を汎稱して上方御料といふ凡四十七國に亘り其樞要の地には奉行を置きて支配し勘定奉行にてこれを統轄す大は十餘萬石小は六七萬石諸藩と犬牙參錯す其封建の制は唐の孔穎

達の議を參取したるものなりとぞ

五畿内は豐臣氏の故地にして大抵幕府の直轄に歸し京都に所司代を置き大坂に城代を置きて關西を控制し山城伏見（二百六十三町六千二百五十六軒）大和奈良（百二十五町五千百二十軒）和泉堺（三百五十六町五千六百四軒）等の地に奉行を置くさて山城に淀（十萬二千石稻葉氏）大和に郡山（十五萬千二百八石柳澤氏）高取（二萬五千石植村氏）和泉に岸和田（五萬三千石岡部氏）攝津に尼崎（四萬石櫻井氏）高槻（三萬六千石永井氏）三田（三萬六千石九鬼氏）其他櫛羅、芝村、柳本、小泉、柳生、丹南、狹山、伯太、麻田の各藩ありこ雖も大藩と稱すべきものは淀、郡山の二藩に過ぎず東海道には駿河府中に城代を置き甲斐の府中に勤番を置くこの外伊勢山田に奉行を置き伊豆下田、相摸浦賀に番所を置くさて伊勢に安濃津（三十二萬三千九百五十石藤堂氏）久居（井）

五萬三千石藤堂氏）龜山（六萬石石川氏）桑名（十一萬石松平氏）志摩に鳥羽（三萬石稻垣氏）尾張に名古屋（六十一萬九千五百石德川氏○犬山三萬五千石成瀨氏○今尾三萬石竹腰氏）三河に吉田（七萬石大河內氏）西尾（六萬石松平氏）岡崎（五萬石本多氏）遠江に濱松（三萬石井上氏）掛川（五萬三千石太田氏）橫須賀（三萬五千石西尾氏）駿河に田中（四萬石本多氏）沼津（五萬石水野氏）相摸に小田原（十二萬三千百石大久保氏）武藏に忍（十萬石）川越（八萬四百石松井氏）上總に久留里（三萬石黑田氏）下總に佐倉（十一萬石堀田氏）古河（八萬石土井氏）關宿（四萬八千石久世氏）常陸に水戶（三十五萬石德川氏○松岡二萬五千石中山氏）土浦（九萬五千石土屋氏）笠間（八萬石牧野氏）其他長島、神戶、蕪野、擧母、苅屋、田原、西大平、西端、相良、小島、萩野山中、岩槻、岡部金澤、勝山、館山、飯野、佐貫、鶴牧、請西、一宮、多古、結城、高岡、小見川、生實、麻生、府中、宍戶、下館、牛久、下妻あり東山道には下野の日光、近江の大津、信樂に代官を置き箱館に奉行を置くさて近江に彦根（二十五萬石井伊氏）膳所（六萬石本多氏）水口（二萬五千石加藤氏）美濃に大垣（十萬石戶田氏）郡上（四萬八千石青山氏）高須（三萬石松平氏）加納（三萬二千石永井氏）岩村（三萬石松平氏）信濃に松代（十萬石眞田氏）松本（六萬石戶田氏）上田（五萬三千石藤井氏）高遠（三萬三千石內藤氏）高島（三萬石諏訪氏）上野に前橋（十七萬石松平氏）高崎（八萬二千石松平氏）沼田（三萬五千石土岐氏）安中（三萬石板倉氏）館林（六萬石秋元氏）下野に宇都宮（七萬八百五十石戶田氏）壬生（三萬石鳥井氏）烏山（三萬石大久保氏）陸奧に仙臺（六十二萬五千六百石伊達氏）盛岡（二十萬石南部氏）會津（二十八萬石松平氏）二本松（十萬七千石丹羽氏）弘前（十萬石津輕氏）棚倉（十萬石阿部氏）白川（十萬石阿部氏）中村（六萬石相馬氏）三春（五萬石秋田氏）磐城平（三萬石安藤氏）福島（三萬石板倉氏）一之關（三萬石田村氏）福山（三萬石松前氏）出羽に久保田（二十萬五千八百石佐竹氏）米澤（十八萬七千二百石上杉氏）莊內（十七萬石酒井氏）松山（二萬五千石酒井氏）新莊（六萬八千二百石戶澤氏）上山（三萬石藤井氏）山形（五萬石水野氏）其他大溝、西大路、山上、宮川、三上、苗木、高富、飯山、飯田、小諸、田口、須坂、岩村田、伊勢崎、小幡、吉井、七日市、足利、黑羽、佐野、茂木、吹上、大田原、八之戶、黑石、泉、守山、湯長谷、下手渡、天童、本庄、龜田、長瀞あり北陸道には越後新潟佐渡相川に奉行を置くさて若狹に小濱（十萬三千五百五十八石酒井氏）越前に福井（三十二萬石松平氏）丸岡（五萬石有馬氏）大野（四萬石土井氏）西鯖江（四萬石國部氏）加賀に金澤（百二萬二千七百石前田氏）大聖寺（十萬石前田氏）越中に富山（十萬石前田氏）越後に高田（十五萬石榊原氏）長

岡七萬四千石牧野氏村上五萬九千石内藤氏新發田十萬石溝口氏村松三萬石堀氏其他勝山、敦賀、椎谷、與板、清崎、黒川、三日市、三根山あり山陰道には丹波に龜山五萬石形原氏笹山六萬石青山氏福智山三萬二千石栃木氏園部二萬六千七百十一石小出氏丹後に宮津七萬石本庄氏田邊三萬五千石牧野氏但馬に出石三萬石仙石氏因幡に鳥取三十二萬五千石池田氏出雲に松江十八萬石松平氏廣瀬三萬石松平氏石見に濱田六萬石松平氏津和野四萬三千石龜井氏其他綾部、柏原、山家、峯山、豐岡、母里あり山陽道には播磨に姫路十五萬石酒井氏明石八萬石十萬石松平氏龍野五萬千八十石脇坂氏美作に津山十萬石松平氏備前に岡山三十一萬五千二百石池田氏備中に足守二萬五千石木下氏備後に福山十一萬石阿部氏安藝に廣島四十二萬六千石淺野氏周防に德山四萬十石城主格毛利氏長門に萩三十六萬九千石毛利氏府中五萬石城主格毛利氏其他赤穗、三日月、山崎、林田、小野、安志、三草、勝山、庭瀬、新見、岡田、淺尾、清末あり南海道には紀伊に和歌山五十五萬五千石德川氏○田邊三萬八千八百石安藤氏○新宮三萬五千石水野氏阿波に德島二十五萬七千九百石蜂須賀氏讃岐に高松十二萬石松平氏丸龜五萬千五百十二石京極氏伊豫に宇和島十萬石伊達氏今治三萬五千石松平氏大洲六萬石加藤氏松山十五萬石久松氏西條三萬石四條氏土佐に高知山廿萬二千六百石山内氏其他多度津、吉田、新谷、小松あり西海道には肥前の長崎に奉行を置き外國貿易を取扱はしむさて筑前に福岡五十二萬石黒田氏秋月五萬石城主格黒田氏筑後に久留米二十一萬石有馬氏柳川十一萬九千六百石立花氏豐前に中津十萬石奥平氏小倉十五萬石小笠原氏豐後に岡七萬四百四十石中川氏臼杵五萬六千石稻葉氏肥前の長崎に奉行を置き外國貿易を取扱はしむさて筑前に福岡五十二萬石黒田氏秋月五萬石城主格黒田氏筑後に久留米二十一萬石有馬氏柳川十一萬九千六百石立花氏豐前に中津十萬石奥平氏小倉十五萬石小笠原氏豐後に岡七萬四百四十石中川氏臼杵五萬六千石稻葉氏杵築三萬二千石能見氏日出二萬五千石木下氏肥前に佐賀三十五萬七千石鍋島氏小城七萬三千二百石鍋島氏蓮池五萬二千六百石鍋島氏島原七萬石深溝氏唐津六萬石小笠原氏平戸六萬千七百石松浦氏大村二萬七千九百石大村氏肥後に熊本五十四萬石細川氏宇土三萬石細川氏日向に延岡七萬石内藤氏飫肥五萬千八百石伊東氏高鍋二萬七千石秋月氏佐土原二萬七千七十石島津氏薩摩に鹿兒島六十萬五千石琉球分十萬石以上格宗氏對馬に府中十萬石以二萬三千七百石島津氏其他佐伯、府内、森、鹿島、五島、人吉あり（以上慶應二年四月の調に據る）今又十萬石以上の城下を擧ぐれば畿内に淀、郡山、東海道に名古屋、水戸、安濃津、桑名、小田原、佐倉、忍、東山道に仙臺、會津、彦根、久保田、盛岡、米澤、莊内、前橋、二本松、大垣、松代、弘前、棚倉、白川、北陸道に金澤、福井、高田、小濱、富山、大聖寺、新發田、山陰道に鳥取、松江、山陽道に廣島、萩、岡山、姫路、福山、津山、南海道に和歌山、德島、高松、宇和島、西海道に鹿兒島、熊本、福岡、佐賀、久留米、小倉、柳川、中津ありこれを要するに商業も亦封建時代に在ては其城主の勢力に伴うて發達したるは明かなる事實なりと雖も又地理の然らしむる所なきにあらず故に奥州の一大城下にして却て中國の一小城下に及ばざるものあり又全く城下にあらざる市街にして商業地たるものあり即美濃岐阜、伊勢松坂、四日市、近江大津、長濱の如きこれなり（溫知柳營秘鑑、殘集柳營秘鑑、職制錄、治所一覽、萬石以上分限帳、諸侯至覽）

第三十四章　貨幣藩札幷に度量衡

德川家康も亦織田豐臣二氏の例に倣ひ慶長六年後藤四郎兵衞に命じて大判金を作らしめ墨書墨判せしむ又銀位を定めて丁銀の通用を命ず皆大黑屋常是の極印を用ゐらる慶長十一年銅錢を鑄る文を慶長通寶といふ同じき十四年永樂錢通用を停止す然れども尙錢貨を撰ぶ者ありしかば秀忠元和二年惡錢定の外撰ぶものには其面に火印すべき旨を令し同じき三年銀銅錢を鑄る文を元和通寶といふ家光も亦寬永十三年土井大炊頭利勝に命じ近江坂本幷に江戶に於いて銅錢を鑄る文を寬永通寶といふ家綱の時寬文八年京都大佛銅像を毀ち寬永通寶錢を鑄る背面に文の字あるを以て俗にこれを文錢といふ松平信綱の在職中計畫せし所なりこそ綱吉に至り大に奢侈を極め國用缺乏せしかば勘定奉行荻原重秀種々收斂の法を始むれども其缺乏を補ふと能はず遂に元祿八年銀銅鉛錫を雜へて新金を製す黃金の眞色を失ひ鎰石の如し新金既に純金にあらずして僞造し易しより

造の罪人多くいでゝ磔刑に處せらるゝに至る市人も亦新金既に純金にあらざるを賤み物價騰貴し天下これを苦む當時鑄造せし所のものは大判金、小判金、歩判金、丁銀、豆板銀等にして金銀共に元字の極印あるを以て世にこれを元字金銀といふ又元祿十年始て二朱金を鑄り一歩判金の半を以て通用せしむ寶永三年丁銀、豆板銀を改鑄して古銀と交換せしむこれを寶字銀といふ同じき五年大錢を鑄る銅錢にして文を寶永通寶といふ大錢の一以て他錢の十に充てしむ同じき六年に至りこれを停止す同じき七年小判金、歩判金を鑄る判金の文に乾の字ある故にこれを乾金といふ家宣初純金を以て鑄造するの意思ありしが其原料の俄に得難きを以て一時元字金を鎔して雜物を去り其形を小にせしかば其重舊貨の半に及ばず市人またこれを嫌ふ家繼に至り正德四年小判金、歩判金、丁銀、豆板銀を改鑄すこれを新金銀といふこれよりさき家宣貨幣の疎惡を憂へ群臣をして種々議を盡さしめ又日本橋に高札を建て庶人の意見を問ひ其議畧決定し居りしを以て家繼其遺志を繼ぎたるものなりこそ吉宗の時享保元年小判金、歩判金を改鑄し同じき

十年元祿大判の踈惡なるを以て慶長大判の位に復し元文元年小判金、步判金、丁銀、豆板銀を鑄るこれを文字金銀といふ同じき四年鍋鐵を以て錢を鑄るこれを鍋錢といふ背面に小字あるものは本所小梅にて鑄りたるもの又足字あるものは野州足尾にて鑄りたるものなり皆寛永通寶の文を書す家治の時明和二年五匁銀を鑄り又龜井戶に於いて鐵錢を鑄る同じき五年銀座にて眞鍮を以て寶永通寶を鑄る一以て他錢の四に充てしむ安永元年始て二朱判銀を鑄り八個を以て一兩に充つ家齊の時文政二年小判金、草文字丁銀、豆板銀を鑄り又始て眞草字二體の二步判金を鑄り二個を以て一兩に充つ皆極印の字體によりて其稱を異にするのみ同じき七年始て一朱判金を鑄り十六個を以て一兩に充て同じき十二年始て一朱判銀を鑄り十六個を以て一兩に充つ又天保六年楕圓形の銅錢を鑄る文を天保通寶といふ一以て百に充て通用せしむ同じき八年小判金、步判金、二朱判金、五兩判金、丁銀、一步判銀を鑄り同じき九年大判金を鑄るこれを保字金銀といふ家定の時安政三年二朱判金を鑄りしが同じき六年家茂將軍となり小判金、步判金、二朱判銀、一朱判銀、丁銀を鑄るこれを正字金銀といふ家茂また萬延元年大判金、小判金、步判金、二朱金、一朱金を鑄るこれを萬延新金といふまた文久三年銅錢を鑄る文を文久永寶といふ一以て他錢の四に充て通用せしむ

江戶將軍執政時代金銀貨幣發行表

發行者	大判	小判	一步判金	二朱判金	二步判金	一朱判金	五兩判金
家康	慶長六年	慶長五年	長慶年	長慶年			
綱吉	元祿八年	元祿八年	元祿十年	元祿十年			
家宣		寶永七年	永寶正德二年	永寶正德二年			
家繼		正德四年	德年				
吉宗	享保元年	享保元年	文元年	文元年			
家齊		文政二年天保八年	文政二年天保八年	天保八年	文政十一年	文政七年	天保八年
家定					安政三年		
家茂	萬延元年	安政六年萬延元年	安政六年萬延元年	萬延元年	萬延元年		

發行者	丁銀	豆板銀	五匁銀	二朱判銀	一朱判銀	一步判銀
家康	慶長六年	慶長六年				
綱吉	元祿八年	元祿八年				
家治			明和二年	安永元年		
家宣	寶永三年正德二年	寶永三年正德二年				
吉宗	元文元年	元文元年				
家齊	文政三年天保八年	文政三年		文政十二年天保八年		
家慶					嘉永六年	
家茂	安政六年		安政六年			安政六年

元祿年中甲金を元祿金に改鑄し甲金の通用を停む甲府の人民甚これを不便とせり甲府は松平吉保の領地なれば吉保甲金の通用を官に請うてこれを改鑄し元祿金と貨質を同うす其金貨に安字の記あり故に人これを甲安金といふ正德四年吉里官に請うて新金を鑄る其金質中金に優れり故に又これを中安甲金といふ其後

享保六年新金を鑄る銀料を加へて品位やゝ下る其金貨に重字の記あるが故に又これを甲重金といふ以上の甲金は皆一步、二朱、一朱の三種なりき加賀も利家以來金坑を開きて貨幣を鑄造せしが利長に至り慶長十六年越中國新川郡龜谷の銀坑を開き又寬永の末加賀國石川郡倉谷山の金坑を開きしかば彦四郎治郎兵衞をして一步金、丁銀、花降銀等を鑄造せしむ明和五年水戸藩幕府の許可を得て一年十萬貫を限り三年間鐵を以て寬永通寶錢を鑄る天明四年仙臺も亦幕府に請うて鐵錢を鑄り五年間領內に通用せしむ其形撫角にして文を仙臺通寶といふ其他長崎箱館に於いても幕府の許可を得て鑄造したりき

藩札は寬文年中越前宰相德川忠昌が一時救急の策を以てこれを製造したるに始まる其後元祿以來諸藩一般に奢侈に流れ國用缺乏せしかば幕府の許可を得て藩札を發行するもの俄に增加し寶永四年諸國の札通用を停止するに至る然れども種々の事情ありて享保十五年前々より通用の所は用ゐるべきよし令せられしかば郡山、岸和田、神戶、赤穗、津山、丸龜、岡山、福山、山口、德島、豐津等の諸藩續々

發行するに至れり嘗て荻生惣右衛門郡山銀札の銘を作て曰く不レ須二權衡一可レ通二貿易一不レ依二重裝一而超二四方一五尺之童入レ市叵レ欺瞞千乘之國爲レ民開二利源一寶鈔之德義大矣哉、又天保以來國事多端にして藩札を發行するもの益々增加しこれまで一度も發行せざりし鹿兒島藩の如きも關門外四鄉の如き土地を有し他藩と犬牙錯雜し藩札を發行するの必要を感じ松木弘菴の飜譯せる印刷術の書により始て西洋機械を以てインキ摺の札を發行するに至れり（明治四年七月廢藩の令下るや藩札悉皆政府の負債となり新紙幣を以て交換せらる）家綱の時始て絹布の丈尺を定め絹は幅一尺四寸布は一尺三寸ごし幷に三丈四尺を以て一端と定めしが其後寬文五年鯨尺の二丈六尺を以て一端ごし吳服には悉く鯨尺を用ゐしむ吉宗尺度の長短一ならざるを憂へ紀伊熊野の神庫に藏めたる大寶の小尺を得て模造し日景を測るの用に供すこれを享保尺ごいふまた近江伊吹山にて堀出したる念佛搭婆に刻みたる尺度を模造したるを念佛尺ごいふ又尺度の職人又四郎が工匠の爲に作りたる曲尺を又四郎尺ごいふ（享保尺より四厘短し）又寬政年中有名の測量家伊能忠敬が享保尺ごを折表して作りたるを折衷尺ごいふ（又四郎尺より二厘長し）德川氏の世にはかくの如く四種の曲尺あり又工匠の曲尺の背に刻する裏尺（其一尺は表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當る）あり又足袋屋にて用ゐる足袋尺（曲尺の八寸を一尺とす）等の私尺ありしごぞ又寬永の始量法を改めて方四寸九分深二寸七分ごす然れごも江戸升になほ不同ありしかば寬文九年町年寄樽屋藤右衛門に命じて新升を頒たしむよりて樽氏を桝座ご稱して專ら其事を行はしむ權衡にば權座を置き東三十三國は守隨彦太郎の秤を用ゐしむ又屢役員を諸國に遣して檢查をなさしめしごぞ又斤量に種々の稱ありて百六十匁を唐目一斤ごいひ百八十匁を大和目一斤ごいふ此外茶に宇治目（二十匁）藥種に沈香目（三百三十目）あるが如し（實貨事畧、折焚柴の記、駿乘雜話、經濟錄、三王外記、三位圖纂、金銀圖錄、三州實貨錄、國家金錢錄、天明令典永鑑、南路志、一話一言、家傳史料、誠齋雜記、蠹餘一得、金銀錢沿革考、泰平年表、本朝度量衡略說、地方新書、吹塵錄）

第三十五章　驛傳及飛脚業

天正十八年德川家康の關八州を得て江戸に入るや寶田村及千代田村の農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐてこれを迎ふ家

康依りて道中傳馬役を命じ且其繼飛脚給米として武藏國豐島郡高田村にて高十二石三斗六升の地を給す其後文祿元年一夫の擔量を定めて拾貫目とし一駄の駕量を三十貫目とす家康慶長七年天下の政權を握るに及びて驛路の事奈良屋市右衞門、樽屋三四郎二人をして司らしむ公用の傳馬駄馬皆この二人發する所の傳符を以てこれを出さしむ慶長九年織田右府の遺志を繼ぎて諸道を修め三十六町毎に五間四方の一里塚を築かしむ慶長十六年傳馬法を令し江戸日本橋より品川まで上下駄賃は荷物重さ四十五貫目を一駄とし京錢廿六文板橋まで三十文とし人足賃を其半とす其後元和三年東海道路次の領主代官に令して木錢は京錢四文馬一匹八文とし其旅舍の薪柴を用ゐざる者は其半を減ぜしむ寛永十二年武家諸法度を定めて諸國道路橋梁を修め驛馬舟楫を備へしむ萬治二年始て大目付高木守久を道中奉行に任すこの後は大目付勘定奉行の兩職各人をしてこれを兼任せしむ德川氏に至り東海道、中山道、日光、奥州、甲州を五街道と稱し東海道には江戸、京都間に品川、川崎、神奈河、保戸谷(以上武藏)戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根

(以上相模)、三島(伊豆)、沼津、原、吉原、蒲原、由比、興津、江尻、府中、丸子、岡部、藤枝、島田(以上駿河)金谷、日坂、掛川、袋井、見附、濱松、舞坂、新居、白須賀(以上遠江)、二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、知鯉鮒(以上三河)、鳴海、熱田(以上尾張)、桑名、四日市、石藥師、莊野、龜山、關、坂下、土山、水口、石部、草津、大津(以上近江)の五十三驛を置き又伏見、淀、枚方、守口の三驛を置きて大阪に通ず又中山道には江戸、京都間に板橋、蕨、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻巢、熊谷、深谷、本莊(以上武藏)、新町、倉賀野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本(以上上野)、輕井澤、沓掛、追分、小田井、岩村田、鹽名田、八幡、望月、蘆田、長窪、和田、下諏訪、鹽尻、洗馬、本山、熱川、奈良井、藪原、宮腰、福島、上松、須原、野尻、三留野、妻籠、馬籠(以上信濃)、落合、中津川、大井、大久手、細久手、御嶽、伏見、太田、鵜沼、加納、河渡、美江寺、赤坂、垂井、關原、今須(以上美濃)、柏原、醒井、番場、鳥井本、高宮、愛知川、武佐、守山(以上近江)の六十七驛を置き守山より草津に至りて東海道に連絡す日光街道には江戸、日光間に千住、草加、越谷、杉戸、栗橋(以上武藏)、中田、古河(以上下總)、野木、間々田、小山、新田、小金井、石橋、雀宮、宇都宮、下德次郎、中德次郎、上德次郎、大澤、今市、鉢石(以上下野)の廿一驛を置き又

奥州街道は日光街道の宇都宮より分れて白河に至る其間に白澤、氏家、喜連川、佐久山、太田原、鍋掛、越堀、蘆野（以上下野）、白坂、白河（以上陸奥）の十驛を置く甲州街道には江戸甲府間に内藤新宿、下高井戸、上高井戸、國領、下布田、上布田、下石原、上石原、府中、日野、横山、駒木野、小佛（以上武藏）、小原、與瀬、吉野、關野（以上相摸）、上野原、鶴川、野田尻、犬目、下鳥澤、上鳥澤、猿橋、駒橋、大目、下花吹、上花吹、下初狩、中初狩、白野、阿彌陀海道、黒野田、駒飼、鶴瀬、勝沼、栗原、石和、甲府（以上甲斐）の三十九驛を置き又別に韮崎、臺原、教來石、蔦木、金澤、上諏訪の六驛を置きて中山道の下諏訪に連絡すこの他の街道を脇往還と稱し東海道の四日市より伊勢山田に至るを伊勢路といふ又尾張の岩塚より佐屋へいで桑名へ渡りて東海道に連絡するものを佐屋路といひ名古屋より大垣へいで中山道の垂井に連絡するものを美濃路といふ又大阪より豐前小倉に達するものを中國道といひ武州葛飾郡新宿より下野金崎に達するものを水戸佐倉道といふ又武藏、相模、遠江、下總、信濃、越後等の要所に關を置くことに東海道の箱根、今切、中山道の碓氷、福島甲州街道の小佛を重しとす關を越ゆるには必ず手形を要し關所を忍びて通行せしものは重追放に處し脇道を越えしものは其所に於いて磔刑に處す案内をなしたるものも亦同罪とす東海道の酒匂、興津、安倍、大井の四川には舟を置かず必ず歩渉せしむここに大井川を第一とす故に往來の人島田、金谷の川越所に至り割符を取りて八人懸の臺に乘るものあり又肩車にて渉るものありて混雜を極むといふ又五街道宿驛の人馬を定め東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光奥州甲州道は廿五疋廿五人とすここに公卿門跡には朱印證文を與へて其人馬を給せしむ諸大名の江戸に參覲交替するや小藩は數百人大藩は數千人を從へ鹵簿には槍、薙刀、挾箱、臺弓、鐵砲嚢、茶辨當、牽馬華美を競ひて往來し驛門に塡咽し前發後起數日絶えず濫に人馬を使役するに至るここに於いて荷物改所を東海道の品川、府中、草津中山道の板橋、追分、洗馬、日光奥州道の千住宇都宮甲州道の内藤新宿に置き本馬一駄乘廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目、長持一棹三十貫目、六人掛乘物一挺、六人掛山乘物一挺、四人掛宿駕籠一挺、二人掛具足櫃一荷十貫目、二人掛兩掛挾箱一

荷九貫目、一人八分掛合羽籠一荷七貫目、一人四分掛竹馬一荷四貫目、一人掛挑灯籠一荷三貫目ごすまた幕府は年々繼飛脚給米及問屋給米を給し各驛の地子を免じ時々金員を貸與して大に保護せしが遂に元祿年間に至り五街道筋宿驛近傍一二里の諸村に徭役を課して定助鄕ご名づけ又五六里以上十里内外の諸村に課するものを加助鄕ご名づけて宿驛助成の傳馬役夫を出さしむるに至る諸道の宿驛繁盛に赴くに從ひ惡漢横行して旅人を困ましむこゝに於いて享保元年道中奉行はクモスケゴマノハイを捕縛せしめしも尙無籍の惡漢諸道を徘徊して頻に旅人に就いて賃路錢を要求し若しこれを與へざれば鬪爭を挑み或は黨を結びて傳舍に亂入し瓦礫を擲ち燈火を滅するに至る人若し之を拒めば什器を破毀し簿册を劈き金錢を强奪す或は山野に埋伏して婦幼を拐帶し或は路上を横行して旅人運搬の荷物に闌衝して酒錢を强請する等一も憚る所なし然るに宿驛其後患ご訴出の費用を恐れ却て惡漢を庇蔭し捕吏の來るものあれば竊にこれを避逃せしむこゝに於いて寶曆八年惡漢を隱匿する者を重罪に處せしむされごもこの弊は幕府

の世を終るまで止ざりしごぞ江戸幕府に至り驛傳の法大に備りしも公書往復大名及役人の旅行公用物の遞送に過ぎずして一般の人民に至りては未だ全く其利益を受くるこご能はざりしに飛脚の營業起るに及びて始て書狀荷物遞送の便を得たりき

初元和元年大阪城定番の諸士東海道各驛の驛長ご議し其家隷を以て飛脚ごなし毎月三度八日を限りて東海道を往復す人呼びて三度飛脚ごいふこれを三都定飛脚の濫觴ごす其後大阪の商沽等これに倣ひ飛脚を以て業ごなす者ありしご雖も皆其名を大阪在番諸士の下卒に藉り其法被を服し雙刀を帶びて路次の賊難に備ふ如此してこの法を營むこご二十餘年つひに寬文三年に至り三都商沽等相議し新に町飛脚問屋抱宰領ご稱して始て賈人の旅裝をなす當時大阪飛脚の江戸に着するや各其旅亭の戸外に於いて筵蓆を敷き書狀及貨物を排列して路人の縱覽に供す若し自己の姓名を認る者あれば飛脚に乞うてこれを領し且其歸便を問ひて復書を投ずるを常ごすこの年町飛脚東海道通行の日程を定めて公私の別なく毎

月二日、十二日、廿二日を以て發す人又呼びて三度飛脚こす寛文十一年大阪飛脚商等江戸同業者こ相議し始て兩地商估の金銀遞送をなす依て金飛脚の招牌を掲く其後組合中月番を定めてこれを擔當し名づけて手板組こいふ當時此組合に同盟するもの十四人各人銀百枚をいだして其資金に充つ元祿十一年三度飛脚問屋ありこ雖も定期發着をなさず時々公川物の遞送を遲滯するを以て大阪町奉行安藤駿河守飛脚總問屋十六人に諭し毎日順番を以てこれを發せしむ其組合を定めて順番仲間こいふ又路次日限を定めて五日、六日、七日、八日の四種に分つ正德五年江戸若狹屋忠右衞門東海道步行飛脚を始む享保三年紙屋平左衞門飛脚問屋を上州高崎に開く同じき九年上州屋傳右衞門飛脚問屋を陸奥福島に開く同じき十四年島屋佐七飛脚問屋を上州伊勢崎に開く同じき廿年近江屋五兵衞飛脚問屋を上州藤岡に開くこれより諸國に於いて續々飛脚問屋を興し以て通運の便を開くに至れり元文四年大阪飛脚問屋柳屋嘉兵衞柳屋早飛脚を始む路次騎馬を以て往復す時人呼びて通馬早飛脚こいふ寛保二年手板組飛脚商相議して東海道及中國筋金銀遞送法を改正し江戸大阪間金百兩賃銀十一匁、銀一貫目賃銀七匁、荷物一貫目賃銀六匁こす延享元年江戸飛脚商近江屋嘉平次、島屋佐右衞門、江戸屋吉郎兵衞等官准を得て擢狀急便を發すこれよりさき江戸若狹屋忠右衞門登早馬繼飛脚を開き路次停渡に遇へば其駄中より急用に係る書狀行李を拔擢し別に急脚に付し宰領尾行してこれを點檢するの法ありしが官准を經ざりしを以て寛保二年禁止せらるよりて近江屋等其法に倣ひ駄中より急便を擢出し晝夜の別なく遞夫三人を以てこれを送る大阪柳屋彦兵衞發する所の馬早飛脚組合の如きも亦其迅速なるを稱して其急便物を以てこの擢狀便に託するに至る延享三年島屋佐右衞門陸奥福島京都間を往復する荷物の保險及金銀爲替を開く天明二年始て定飛脚問屋の株式を許し其冥加金こし毎年金五十兩を納めしむ江戸飛脚商等相議し新に官准を得て大阪定飛脚問屋こ稱す文化元年大阪の綿弓弦問屋松屋甚四郎の手代源助行商を以て諸國を歷遊し旅舍待遇の厚薄に注意し其主人甚四郎及江戸鍋屋甚八こ相謀り旅舍舊來の弊を除かんこ欲し松屋甚四郎及鍋屋甚八を講元こし

諸國有志の旅舍を結合せしめ一社を建て浪華講と稱し毎家に其招牌を掲げしむ
數年ならずして諸國到る處に浪華講の招牌を見るに至れり後天保元年大阪河内
屋茂左衞門江戸の苅豆屋茂右衞門浪華講に倣ひて一社を創立し名づけて三都講
といふ（創業記、定飛脚發端記、定飛脚發端略記、大阪京都御城内定飛脚歷代記、享保令典永鑑、島屋佐右衞門家聲錄、町飛脚舊記、五街道類寄、青標紙、地方落穗集、地方大概集、道中御掟書、蠹餘一得、諏訪雜記、竹橋餘筆、徳川禁令考、浪華講創業記、駿遠志稿）

自天保元年 至元治元年 江戸定飛脚仲間定則運賃

大阪物價表による

受負日限	出發日定	逓送品	運賃	解釋
六日限	幸便	書狀一封	銀貳匁	六日限、七日限、八日限、十日限トハ當地ヲ發シテヨリ江戸表屆ケ先ヘ着スル間ノ日數ヲ云ヘル然レトモ此唱有名無實ニシテ其實六日限リト云フモ概ネ九日目ニ着キ七日限ハ十日乃至十一日目ニ着キ八日限ハ十二日十三日目ニ着キ十日限ニ至テハ十七日ヨリ乃至十八日ニシテ着スルモノアリ
同	同	荷物一貫目	銀五拾匁	
同	同	金百兩	銀五拾匁	
七日限	幸便	書狀一封	銀壹匁五分	
同	同	荷物一貫目	銀四拾匁	
同	同	金百兩	銀四拾五匁	
八日限	幸便	書狀一封	銀壹匁	
同	同	荷物一貫目	銀參拾匁	
同	同	金百兩	銀參拾五匁	
十日限	幸便	書狀一封	銀六分	
同	同	荷物一貫目	銀拾五匁	
十日限	幸便	金百兩	銀貳拾匁	
十日限	並便	書狀一封	銀參分	
同	同	荷物一貫目	銀九匁五分	
同	同	金百兩	銀拾壹匁	
正三日限	半仕立	封物百目限	金七兩貳分	
正四日限	同	同	金四兩貳分	
正四日限	半同	同	金四兩	
正五日限	同	同	金參兩貳分	
正五日限	半同	同	金參兩	
正六日限	同	同	金貳兩貳分	
正三日限	同	同	銀七百匁	

幸便トハ二五八ノ日一ケ月ニヘテ九回集ル所ノ逓送物品ヲ一圓ニシテ江戸ヲ發スルヲ云フ先ニ六日限ノ九日目ニ着スルト云フモノヘテコノ定日ヨリ算スルモノナリ

並便トハ其到着最モ後ルヽモノニシテ概子廿五日乃至廿六日ヲ經ルニ至ル

仕立トハ其物品一個ニ限リ時日ヲ論セス即刻別人ヲ以テ逓送ジ其受負日限三日ヨリ六日ニ至ルマテスヘテ約定ノ如クコレヲ達ヘサルモノヲ云

催合便 先ニ記スル所六日限幸便ノ有名無實ナルヲ以テ文久三年始メテコノ唱ヲ設ケ同二五八ノ日ヲ以テ當地ヲ發シ概ネ七日目ニシテ到着スルモノトス

正三日限 嘉永六年ヨリ始メテコレヲ受負フ

受負日限	出發日定	遞送品	運賃	解釋
正六日限	催合便	書狀一封	金壹朱	

第三十六章　菱垣廻船、樽廻船　附廻船法規

德川氏の江戸府を開くや西南諸道の漕運は元和の頃既に相通じて阻滯の患なかりしと雖も奥羽二州の漕運未だ開けず其地東北邊にありて稻粱多しされごも陸路曠遠にして轉輸すべからず公私共に其不便を感じたりき家綱將軍の時寛文十年江戸の巨商河村瑞賢幕府の命を受けて奥羽の海運を開く先づ堅船を雇ひ裝量を定め運夫を精擇し脚價を優給し陸奥荒濱より西南に向ひ房州に抵り房州より故道によらず折轉して南相州一崎、豆州下田港に趨り船首を回して江戸に到る沿海百五十里中奥州平形、常州中湊、下總銚子口、房州古湊の四所に漕務場を置きて救應驗視に備ふ出羽酒田より北海を經て長門下關に入り瀨戸海を過ぎ南洋を航して房相の間に入る八百餘里中酒田、秋浦、佐州小木、能州福浦、但州柴山、石州湯津、長州下關、攝州大阪、紀州大島、勢州萬坐、志州畔乘、豆州下田、相州走水、三崎の十四所に漕務場を置き下關に嚮導船を備へ志摩鳥羽港の口菅島の近傍數十里の間巨石波底に盤結し風雨昏黑の時往々抵觸して破碎すよりて毎夜烽火を擧げて危礁を避けしむこれより海運大に開け公私漕運の便利を得たり奥羽二州の米遂に江戸に入る初幕府は廻船番所を豆州下田に置きて往來の諸船を改めしが港口淺くして風波の時乘入がたきを以て享保五年に至り番所を相州浦賀に移し港口に於いて手形を改め廻船問屋より差出したる印判に引合せ通船を許すものとす故に貸判賣判を嚴禁す又幕府は諸國の津々浦々に高札を立て廻船式法を示せり船の破損したるとき近傍の浦に於いて荷物船具等を取揚たる場合には浮荷物二十分一沈荷物十分一を取揚たる者に與へしむ但川船は浮荷物三十分一沈荷物二十分一とす又沖にて荷物ぬるゝ時は着船の湊に於いて其所の代官手代庄屋立合穿鑿を遂げて船中に殘る所の荷物船具等の分證文を出さしむ若し船頭浦々の者と申合荷物を盜取刎ねたりとて僞りたるに於いては船頭は云ふに及ばず申合たる

者に至るまで罪科に處すべし又湊に長々船を懸け置く輩あらば其子細を尋ね日和次第に出船せしむべし猶難澁なりと云ふものは何船なりやを尋ね近邊は其地頭代官遠方は勘定奉行所へ申達すべし又自然の寄船幷に荷物の漕着したる時はこれを揚置き半年過ぐるも猶荷主なきに於いては取揚たる者に與へ右期限經過したるときは後日に至り荷主いづるも返すに及ばず享保十六年に至り商賣荷物廻船難風に逢ひ荷物を刎捨浦方へ乘込時は其浦の役人立合の上船中荷物を其まにして小口に繩張封印し問屋又は荷主の來るまで番人を付せしむ又廻船を保護する爲廻船荷物の出賣出買を禁じ若し犯す者は雙方共に重き過料に處し荷物代金を沒收し荷物は問屋に渡すものとす又打荷或は破船と僞り荷物を押領するものは船頭獄門上乘同罪水主は入墨の上重敲に處するものとす又さして船のいたまざるに打荷したるものは船頭過料十貫文上乘三貫文を出さしむ又難風に逢ひ打荷したる殘荷物を盜取或は船頭と馴合浦證文を差出し分配を受たる名主は其所に於いて獄門盜取たる荷物を自分の土藏に入れ預り置き配分を受たる者は

死罪又船頭に宿を貸し彼と馴合て村中の者を勸め配分を取たるものは遠島又盜品を運搬して配分を取りたるものは重追放に處するものとす幕府は此の如く廻船業に注意しこの規則を實行せしかば刎荷の詐僞も減少せしとぞさてこの期にいたり船舶の難破に罹るもの多きは沖乘するものなく地廻のみになりて見馴れたる山々を眼當として土地の周廻を渡海する故時々颶に逢ふて難船破船するもの十五六に及べり颶は多く土地より發起するものなれば土地の周廻にのみありて遠沖を渡海するに於いては颶に逢ふことなし幼年より地廻に馴れたる船頭故偶颶に逢ひ遠沖の方へ吹放され大洋に至れば心魂迷倒して方位を失ひ或は髮を切て神佛に祈誓し或は鬮を揚て神佛を呼び方位を定むるに至る渡海禁止以來航海業の退歩したるここかくの如しさて又商船往來の頻繁なるは大坂江戸間にしてこの間を往來して漕運の權を占有せしものは菱垣廻船、樽廻船なりこす菱垣廻船の江戸に通航を開きしは元和五年泉州堺の人紀州牟婁郡富田浦に於いて二百五十五石積の一船を借りてこれに大坂より木綿、油、綿、酒、酢、醬油其他の

商品を搭載して江戸に運送したるに始まる其船垣楯の筋をひがきにする故菱垣船の稱あり寛永元年大坂北濱町泉屋平右衛門江戸積問屋を起し同じき四年毛馬屋、富田屋、大津屋、鹽屋の數戸又この業を開けり然るに正保年中に至て攝州傳法村の商人試に駿州の廻船を雇ひ入れてこれを大坂へ乘廻し海路より貨物を江戸に下せるものありしに數回恙く江戸に達せしかばこゝに於て海運の便なることを悟り大坂及西宮、兵庫等の商人は新に海船を造り始て貨物を運漕するの捷路を開きたりこいふこれ大坂なる廻船の濫觴にして當時は小早と唱へ二百石より四百石積までの船にて往來し江戸に組合もなく物貨の決算難船の處分船頭の曲事等頗る紛亂せしかば元祿七年江戸荷主大坂屋伊兵衛荷主を十組に分ち又大坂に廿四組を定め大行事を置き諸船を統理せしめ重立たる荷主の内を選びて船手極印元こなし菱垣廻船を表する燒印を押し往復の度毎に船足船具等を調査せしむ菱垣廻船は大坂廿四組こ江戸十組こに關するもの及幕府こ諸藩この荷物に限り他の商品或は己の買積をなすことを禁じたりき然るに享保十五年酒荷運輸の業

を離れて問屋を九軒に極むこれより菱垣樽兩廻船相協和せず安永二年株式を定めて冥加金を確定するに及びて樽廻船こ搭載物貨の分界をなし船株鑑札を與へらるこゝに於いて菱垣廻船一時海上に勢力を得しも幾ならずして又衰微し享保四年には江戸へ千五百七十艘入津せしに文化の初に至りては僅に三十艘の入津を見るに過ざる狀なりければ文化五年町方用達杉本茂十郎これを患へ諸規則を改正し百方經營して新船百艘を備へ十組の仲間を擴めて六十五組こなし挽回することを得たるも其後復衰微せしかば屢官に哀訴し遂に天保四年十組の取扱に屬する物貨は樽船に於いて搭載す可らざることを命ずるに至る時人これを菱垣一方積こいふ唯鰹節、鹽乾魚問屋、乾物問屋幷に幕府菓子用砂糖仕入人の砂糖十萬斤に限り兩廻船に搭載することを許せりされごもこの物貨を樽廻船に積む時は送狀を二通にして江戸菱垣廻船問屋にて改め樽廻船問屋に引渡す者こす然るに天保十二年諸株仲間廢停の令あり菱垣廻船廿四組の株仲間も解散し爾來運輸を管理する者なく弊害百出す加之弘化二年大坂江戸間海上暴風ありて破船するも

の多く其處置に困み遂に廿四組の荷主中綿、油、紙、木綿、藥、砂糖、鐵、蠟、鰹節の九店相謀り更に船舶を造りて菱垣廻船の業を擴張せりこれ九店の起原にしてこの他廿四組中表組、瀬戸物店、塗物店、堀留組、明神講、乾物店、通町組、安永二番、三番、五番、六番、七番、九番組の十三組を十三店と稱して九店に附屬せり江戸に於いても亦同時に九店を設けしこそ又樽廻船は天保十五年いよ〳〵獨立し大坂に問屋八軒西宮に問屋六軒を置き船舶百五六十艘を有し大に漕運を擴張せり元來樽廻船の荷主は大坂、伊丹、池田、今津、西宮、青木、魚崎、御影、東明、新在家、大石、兵庫十二鄕の酒荷を主こせしに傍ら荒荷をも搭載し菱垣廻船こ競うて其業を勵みしこ云ふ」

菱垣番船は九店の設けありし後弘化四年に始まるこの以前番船の如き艤送をなしたるものあれごも眞に番船の體を備へたるはこの年なりき番船は各颯駛して第一番に到着するを競ふより出たる名にして其船種は菱垣を用ゐたり毎年八月下旬より九月朔日までに大坂九店世話番は江戸九店世話番に謀り其年番船の數を定め船頭及船問屋より海上前後を爭ひ不法の乘方をなさゞる旨の請證文を出さしむ又番船の船頭抽籤を以て番號を定め出帆まで諸船の進退皆この番號によれり番船の浦賀に着すれば同所船問屋の見張船切手を屆けたる前後を以て一番入二番入三番入の順序を定め脚夫を以て江戸大坂に通知する者こす一番入の船頭には其賞こして金二千疋こ羽織こを與ふるを例こすかく船頭の心力を盡す所以の者は其賞品にあらずして將來荷主の愛顧こ航海の聲譽こを博し且次年の番船を出す時拔仕立こ稱し他に先ちて物貨を搭載する等特別の待遇を受くるによれり樽番船も菱垣こ同時に起りたるものこす然れごもこれより以前番號の如き艤送はありしこいふ樽番船は毎年春二三月頃新酒を搭載して西宮海港より發送す江戸着の前後は品川沖に本船を乘入り碇を下すや否艀船を以て船送切手を携帶し樽廻船問屋に送達したる順番に依りて前後を定む一番着の船頭は江戸荷主より衣類若くは金子を與へて褒賞せり元來酒は新品を貴び價も格別によろしければ弊害を生ずるこ多きを以て公に協同して前後を定むるの必要あるによれりこぞ

奥羽海運記、廻船問屋式法帳、地方落穂集、譚海、船舶考、穉巢雜纂、鎌川禁令考後案、大坂菱垣樽爾廻船沿革、大坂商業慣習錄、大坂商業志、江月會雜誌

江戸大坂間回漕賃金表

大坂物價表による

品目	數量	文政八年改正			安政五年改正			其後諸品高直に付平均廿割増		
油	四斗入壹樽に付	五匁	二五	六	五匁	二五	六	一五匁	三	一八
黒砂糖	壹丁に付	六	六	五	五	八	五	一七	四	
白砂糖	同	五			五			一五		
鐵鋼	拾貳貫目より拾三貫五百目迄	一	六五	一六	二		六	二二	四五	三四
繰綿	拾貳貫目入三本に付	二六	二	八	二八	八	四	八六		
木綿	百貳拾反に付	一二	一	六	一二	三	九	三六		
半紙	六貫壹丸に付	三	五	四	三	四	二	一〇	二	
鹿紙	百斤拾六貫に付	六	九	三	四	一	三	二二	三	
生蠟	壹樽に付	四	九五	一五	四			一五		
和薬類	拾貫目に付	四	三	一五	五			一五		
鍼	節壹樽に付	一一	一	一	一			一		
青莚	拾枚に付	一	一五	一五	一	一五	一	一五	一	一五
椎茸	九斗壹樽に付	六	六	六	六	六	六	六	六	六
寒天	四百ゟ五百に付	二	五	三	五					
氷蒟蒻	貳千五百より三千入まで	三	三	五	一五					
敷物類	百石に付	八二五		八二五						
					一〇					
					缺					

第三十七章　商業の株式

株式の起原は足利氏の時商業に座を置きて專賣を許したるに始まる德川氏に至り慶安年中江戸の風呂屋を制限して其看版を賣買書入することを許しゝが其後元祿年中に至り曆屋を八十一人に限り享保年中兩替屋を六百人に限り新規開業を停止すこれを株式のよりて起る所とすさて元祿七年江戸に於いて川上伊兵衞屢大坂運送の貨物難船に罹りて損害を蒙りしかば本船町、室町、通町、吳服町、本町大傳馬町、藥種屋及小間物問屋等九組の外釘店組を加へて十組となし右商人等ご謀り荷打破船等あるごきは荷主組合の行事立合て勘定をなし一切船問屋をして關係せしめざることに決すこれを十組問屋の濫觴とす所謂十組問屋とは塗物

店組、内店組（絹布太物綿絽小間物雛人形）通町組（小間物太物荒物繪物類打物）藥種店組（藥種砂糖）釘店組（釘鐵銅物類）綿店組、表店組（疊表青莚）河岸組（水油紙類）紙店組（紙蠟燭）酒店組なり其後享保のころまでに漸々增加して廿二組となれり大坂もはじめは十組なりしが享保九年以來廿四組を立て江戸の十組に對せしが天明四年に至り綿買次表店、油店組、塗物店、鐵釘店、第二紙店、木綿仕入組、内店組、第一紙店、明神講、通町組、瀬戸物店、藥種店、堀留組、乾物店、安永一番、同二番組、同三番組、同四番組、同五番組、同六番組、同七番組、同八番組、同九番組、及追九番組の廿四組を定め毎年百兩づゝの冥加金を上納して株式となれり故に雙方氣脈を通じて貨物漕運の便を求めたりき其後文化五年杉本茂十郎といふ者いでゝ菱垣廻船以下諸問屋を連合して公然十組問屋と稱し自ら頭取となり毎歲十組より一萬二百兩の冥加金を納め其三年分を借下げこれを仲間に貸付け其利子を以て大川橋新大橋、永代橋の修繕を負擔せりこれを三橋會所といふ同じき十年右諸問屋の株式を一定して六十八組千九百九十五人を限り各其株札を付與し自後新規加入及血緣の外讓渡しを禁ずこゝに至りて菱垣廻船の外なるものを連合せしかば更に增して六十八組となりしも猶舊稱を襲うて十仲間と稱せり六十八組とは太物店、丸合店（小間物針筆墨硯石組同新組烟管白粉紅類の七類）茅町店、二番塗物店、吳服店、扇問屋、絲問屋、古手問屋、雪踏問屋、大坂足袋商人、鐵店組、二番紙店組、堀留組、新堀組、傳馬町藥種店、住吉組、住吉表組、三番紙店組、瀨戸物店、乾物店、蠟店組、濱吉組、醬油店、麻苧問屋、茶問屋、下り傘問屋、烟草問屋、生布海苔苧屑苅問屋、下り蠟燭問屋、蕨繩問屋、通町組内店組小間物諸色問屋、菅笠問屋、竹皮問屋、疊表問屋、藍玉問屋、下り糠問屋、下り素麪問屋、眞綿問屋、下り鹽問屋、水油仲買、乾鰯締粕魚油問屋、明樽問屋、鍋釜問屋、下り鹽仲買、定飛脚問屋、三十軒組下り蠟燭問屋、木綿問屋、草履問屋、打物問屋、色油問屋、錫鉛問屋、繪具染草問屋、綿打道具問屋、線香問屋、人參三臟圓問屋、船具問屋、丸藤問屋、菱垣廻船問屋、菱垣廻船沖船頭、江州城州茶問屋、奥州積問屋等をいふこの外文化前十組の外に問屋組合を立てしもの五十八類ありきされども其主要どする所は同業の人員を限りて申合條目を定め又年行司、月行司を置きて其事務を取扱はしめ又仲間中荷も誓約の規則に背くものあれば或は譴責を加へ或は取引を

禁ずる等に過ぎず適仲間外に在りて同業を營むものあれば株仲間より直に官に訴へ官は嚴重にこれを處分して組仲間に保護を與へたりき株式の制行はるゝや一株の價少きも五六十兩多きは三四千兩に價するものあり下り廻船鹽問屋、蠟問屋、木綿問屋、札差の如きは千兩株と稱し賣買讓與質入書入を自由になして金融を助けしこそ其後殆ど二十年間商業の法規も整然こして各其分を守り盛に營業をなしゝに天保の末年に至り檢束の嚴密に過きたるか將法規に泥みたるの致す所か仲間中往々弊風を生じ賣買甚だ狹隘に陷りこれに加ふるに物價頻に騰貴しければ市民囂々論じて仲間を限り物貨を專賣するの致す所こなせり獨り市民のみならず閣老勘定奉行なども物價の騰貴は專ら奸商の占賣占買に歸したりき水戸の藤田東湖の如きも江戸物價の騰貴は十組問屋の占賣ならんかと疑ひ町奉行矢部駿河守定謙に論ぜしことありしが當時卓見明識なる駿州は獨り物價の騰貴は奸商のみにあらず奢侈の甚しきと金銀疎惡こそ其根本なれ十組問屋を制せんとすれば先づ大坂を制せざる可らず近年諸大名國產物を大坂問屋に拘らず江戸へ運漕して賣捌くより下直になるべきに却て騰貴したるは大坂問屋にて入津の國產物減ずるに從ひ口錢を增加せしかば其物價自然に騰貴し一倍に至れば江戸問屋もこれに准じて價を付して賣買する故漸々物價騰貴し諸大名の國產物も最初は大坂問屋の品を見くらべて下直にせしがこれも價を增し要する所は大坂問屋をせむるほど江戸の物價は騰貴するものなり」と論じたりきされごも水野越前守忠邦は天保十二年十二月斷然物價減少の政略を取り商人の營業を自由にするものなりこ稱して冥加金の上納を止め組合仲間を解き株鑑札の制限を廢し輸出入の物產は問屋の手を經ず直賣買こなし廻船貨物は荷主の相對に任すること こなしぬ當時說をなすものありてこの禁停は廻船問屋等に及ぼすものにして一般に命令したるものにはあらずこよりて明る三十年再び令していふ客歲の禁停は一般の株仲間、問屋、仲買組合等惡皆解きたるものにして從來の冥加金、無代納物、無賃人足、川浚、驅付等の賦役を免除したるほごの事なるに其恩惠を顧みず猶問屋、仲買組合の名稱を用ゐるは甚だ謂れなきことなれば向後は其稱呼を廢し

米商は米屋炭商は炭屋と唱へ假令同業者增加して何戸となるも決して異議すべからずと又單に卸賣の營業を禁じ卸賣は必ず小賣を兼ぬるものとし若し物品拂底の時は假令卸賣を止るも小賣はこれをなし得る樣になさしめ常に仲買人と相謀り小賣の價をして卸賣の價より貴からしむることを戒め前金を諸國の産地に送り物産を買集めてこれを其場所に貯藏するが如きは締賣買にして正當の業にあらずとなしこれをも禁止したり其他札差、湯屋、髮床に至るまで仲間組合の稱呼を廢したり幾ならずして水野忠邦退職して阿部伊勢守正弘代て其後を承け諸事舊例に復するに當り往年問屋を廢せし以來却て商業に規律を失ひ物價の低落せざるのみならず金融逼塞して商業に不振を來しゝかば前町奉行筒井紀伊守政憲問屋を再興するは災後弘化三年農商の困窮を救ふの一端なりとの意見書を出すに至れりこゝに於いて幕府は當時の江戸町奉行遠山左衛門尉景元幷に江戸町年寄館市右衛門等に諮詢し遂に嘉永四年諸問屋を再興し文化以前の舊規に復し冥加金を徵課せざるのみならず文化以後に組合を立てしものはこれに加はることを

得ざらしむ且直賣買は停められたれども組合の加除は各隨意たるを得せしめたり當時再興せし組合は九十五類にしてすなはち吳服問屋、木綿問屋（大傳馬町組白子組）、繰綿問屋、眞綿問屋、糸問屋、通町組内店組小間物問屋、通町組小間物問屋内合丸組、雜屋（一番組二番組、茅町組）、藥種屋（大傳馬町組）、紙問屋、藥種問屋（本町組）、瓶問屋、下り蠟燭問屋、瀨戸物問屋、地掛け蠟燭屋、塗物問屋、蠟燭燈心問屋、表店組疊表青莚問屋、堀留組疊表荒物問屋、新堀組荒物問屋、住吉組荒物問屋、茶問屋（一番組二番組）、板木屋、蓋玉問屋、大工道具打物問屋、地漉紙仲買、乾鰯問屋、石問屋、釘鐵銅物問屋、石工見世持、廻船下り鹽問屋、下り鹽仲買、地廻り鹽問屋、水鳥問屋、糠問屋、下り雪踏問屋、下り水油問屋、下り水油問屋仕入方、地廻水油問屋、水油仲買、魚油問屋、髮油問屋、下金買屑金吹、七組肴問屋、四日市組小舟町組鹽乾肴問屋、下り鰹節問屋、乾物問屋、兩替屋、御堀浮芥定浚請負人、屋形船持、苫問屋、桶樽職人、紺屋、髮結（四十八組）、八品商賣人（質屋、古着屋、古着買、古鐵屋、古鐵買、古道具屋、小道具屋、唐物屋）、曆問屋、書物問屋、地本草紙問屋、團扇問屋、花松問屋、紫根問屋、紫染問屋、漆問屋、朱仲買、下り米問屋、關東米穀三組問屋、地廻米穀問屋、脇店八ヶ所組米屋、河岸

八町米仲買、雜穀爲登組、同仲買、春米屋十八組、深川木場材木問屋、板材木熊野問屋、竹木炭薪川邊一番組古問屋、番組竹木炭薪問屋、番組炭薪問屋、炭薪仲買、熊野炭大問屋、同小問屋、味噌問屋、六組飛脚屋、紙烟草入問屋、上り酒問屋、地廻酒問屋、豆腐屋觸次世話人、鏡物師、飼鳥屋、廻船問屋、番組人宿、辻番請負人、大坂足袋屋、札差、地廻醬油問屋、儘飩杜氏宿、等なり其後元治元年に至り下り酒地廻酒問屋に株札を附與して一樽銀六匁の冥加金を徴課せり其外なる諸問屋組合は江戸幕府の季世まで再興の時のまゝにてありしに明治維新の際百事の改まるに及びて問屋組合も自然に解散するに至れり（問屋再興調、杉本茂十郎十組問屋興起抄、十組問屋調抄、一話一言、東湖隨筆、稻葉雜纂、大坂商賈、大坂商業懷舊錄、興業意見、小宮氏筆記）

第三十八章　蝦夷の商業

蝦夷の地に移住するもの渡黨を以て始こす渡黨こは内地の人海を渡りて夷中に雜居するものなり然れども土人こ婚姻相通ぜず全く種族を異にし別に群をなす故にこの名ありきこ云ふ後鳥羽天皇の文治年中源賴朝の奥州を征するや泰衡糠部に走り途にして殺さる糠部津輕の人多く蝦夷に逃るこれを渡黨の始こす後文曆年中凶徒を捕へて蝦夷に放つ其徒の子孫多く壘を築きて居る所謂館主是なり鎌倉氏安倍貞任三世の孫安藤季信を津輕の守護こなし蝦夷を管せしむ南北亂の初安藤の族安東貞季代て津輕を領し藤崎に居る其後安藤の一族相爭ひ分れて出羽に徙り秋田氏を稱す足利義敎の時秋田敎季、蠣崎季繁、南部氏に破られて蝦夷に奔り敎季は茂別に居り季繁は館に居り婚姻を連ぬ季繁子なし若狹人武田信廣を女婿こして館を讓る信廣松前氏を稱してこゝに居る今の箱館これなり信廣の子光廣嗣ぐに及びて始て商船の稅を收むこれを役取こいふ光廣の孫季廣東西夷こ講和し瀨田内の夷波志多尹を西夷の長こなし知内の夷知古茂多尹を東夷の長こなし市易の制を定め二夷に俸米を頒ち諸國の商船をして給せしむこれを夷役こいふ夷役實にこゝに始まる季廣子慶廣天正十八年京師に上りて關白豐臣秀吉に謁す秀吉大に喜び細に蝦夷の地形を問ひ奏請して從五位に叙し民部大輔に補せらる其還るに及びて時服三襲銀二百兩を添へて桃山の別殿を賜ふ其後秀吉慶

廣に命じ蝦夷及松前を統轄し諸國商船の夷地に往來するものは皆慶廣の指揮を奉ぜしめ若し命に從はざるものあれば其國主に告げてこれを誅せしむ

蝦夷地は德川氏に至りても豐臣氏の時の如く慶長九年松平志摩守慶廣に蝦夷地一圓の監督を委任せしかば商業の事も亦慶廣の獨占に歸し諸國より松前へ出入するものは慶廣の許を得ずして土人と直賣買することを禁ぜしより松前の町人其他諸國の商估とも松前家に請うて運上金を出だし通詞役支配人番人などを遣し米酒木綿古着及物などを以て蝦夷土人の土産と交易すこれを場所請負といふ其交易場を指して東部は運上屋といふ皆勤番人を置く其宿泊すべき所を大番屋と云ひ其中途休息すべき所を通行屋と云ふ大率五里に一舍十里に一屋ありて飲食を備へ旅舍に供す松前家は古へより領内を請負人共に渡し置き自分領地の政事は勿論堺の廣狹も知るもの稀れなりきこゝ故に蝦夷地は松前家の武士一人も住居せざりしこと云ふ但アツケシ、ソウヤ、クナジリの三所は請負人の米酒などを積み送る大船に上乘役と云ふもの松前家より一人乘組み其場

所にゆき幕府獻上の獵虎皮、鷹羽、鷲尾の類を交易す唯領主の交易は其名義を土產物と稱して米酒煙草其他小間物を土人に與へ土人より返禮として土產物を獻上せしむる方法を取れり前に云ひし如く領主家臣共に領地を商估の請負人に渡し運上金を取りて租稅とするが故に領內の土人よりは年貢を取らざりしこと云ふ又請負人より魚油干魚類の自家入用の品を取上るものありこれを指荷と呼びしこそ松前家は松前、箱舘、江指三港の沖口に番所を置き出入の船舶搭載の貨物に入荷役を課す武士虛無僧廻國六十六部等のものは上陸するを禁じこの外藝者諸職人等松前の地に好みなきものは徘徊するを許さず他國人の徘徊するは獵業の日雇稼等の者にして松前に越年するものあれば越年役として錢一貫二百文を出さしむ又正月より五月まで蝦夷地松前地に稼ぐ者は半役として錢六百文を課したりきこれ六月より末秋冬の間は漁獵少き時にて無益の人松前に滯留すれば國產を費して物價を騰貴せしむるを恐れてなり又堪察加山丹人等屢來りて土人と交易す堪察加は元干鮭（カラサケ）の轉音にて往古この地より干鮭を夥く出しゝを松前所在の

島へ運送し米麴酒煙草小間物糸針双物類と交易して世を渡りしが享保の頃より堪察加邊へ魯國モスコヒヤの官船渡海してモスコヒヤの土産物を運送して交易せしより土人赤人（アカヒト）（土人魯國人を指して赤人と云ふ）を自然に尊信してモスコヒヤに從ひたりこれより漸々に堪察加開け日本の交通日に疎くなれりやがて魯國は安永年間遂に堪察加に城を築けりこゝ又宗谷及樺太の土人島中の奥地に至り山丹人と交易す寛政二年松前家も亦人を遣し運上屋を白主に設け山丹交易の事を掌らしむ山丹人の來るや土人屋を海瀕に作り且獵し且商ひす土人山丹人と相親み貨物を貸借するものあるに至れりされども土人文字を知らず他日に至り證左となすべき者なきが故に山丹人誣て其數を增し往々忿爭して相撻擊し其極遂に子弟を携へ還りて人質となすに至るよりて幕府は文化六年箱舘奉行松田傳十郎を遣し山丹人と樺太宗谷人との貸借の事を處分せしむこゝに至りて土人はじめて肩を息ひしといふ土人の山丹人と交易するや北蝦夷産の貂皮を以て標準とす大抵弓一張貂皮二枚、唐木綿一反貂皮二枚、烟管一本貂皮一枚、紺地龍紋二丈物一本貂皮三十枚以上、赤

地牡丹紋二丈物一本貂皮二十五枚以上、龍紋十徳一枚貂皮四十二枚以上とす樺太は宗谷の北に當りて海峽を隔つる大地をいふ、樺太の稱は、カヲヒトなり我俗異邦を汎稱してカヲヒトといふ又フトは北人ヒトといふことの訛なり何を以てカヲヒトと稱するといふに彼より漢製の諸品を携來りて宗谷の土人と交易する事ありしが其齎す所の諸品は所謂拾徳即ち（松前方言）都下にて蝦夷錦といふもの其他ダンキレ、ムシノス、琦煙管等漸くこれを本地に傳ふこれ我夷種とは異れる人の持來れるが故に江指松前の商沽どもこれを聞てカラフトと呼び遂に北夷の地名となれり西洋諸國此一島をサカリインといふこれ黒龍江即薩哈連（サカレン）江（薩哈連は黒の意）の大海に注ぐ東方に在る地なるを以て薩哈連と滿州人等が呼べるを西洋人受傳へて島名をザガリイン又サバリンなど稱して各國通用の名となりしなり寛政以來魯國蝦夷地を窺ひ近海に出沒して諸島を蠶食す幕府屢人を遣して蝦夷地を巡視せしめ松前藩の小にして兵寡く到底制することを能はざるを以て寛政十一年東蝦夷地七年を限りて假りに措置することを令す初幕府の政徳丸を蝦夷に遣すや龜井家臣堀田仁

助に命じ星宿を測り方位を定め針路を辨ぜしむ江戸品川を發し始て厚岸に着すこれを蝦夷地漕運の嚆矢とす又會所を江戸靈岸橋に開き江戸、大坂、箱舘、下關等の商估に命じて蝦夷物産を運轉し内地物品を輸送することを掌らしむ寛政十二年兵庫の舟師高田屋嘉兵衛幕府の命を受けて辰悦丸に乘じ擇捉に赴き土人に酒煙草衣服諸器を與へ漁場を開きて還るこれより蝦夷に航するもの多し享和二年幕府遂に東蝦夷地を收め政廳を箱舘に置き戸川安倫、羽太正養を蝦夷奉行とす後改めて箱舘奉行と稱す文化四年又西蝦夷地を收め松前章廣を陸奥梁川に移封し政廳を松前に移し松前奉行と改め蝦夷全島を統轄し文化六年唐太を改めて北蝦夷と稱せしむ文政四年東西蝦夷を再び松前章廣に付す嘉永六年魯國使節を遣し北蝦夷の境界を定め交易を通ぜんことを請ふ幕府筒井政憲、川路聖謨を長崎に遣して談判せしむ安政元年竹内保徳、堀利煕を箱舘奉行となし近傍の地を收む安政二年東西蝦夷地を收めて箱舘奉行の管轄に屬せしめ松前章廣の封を内地に移す安政二年竹内保徳、堀利煕に命じ龜田に五稜郭を築き又箱舘の辨天崎に砲臺を築きて不虞に備ふ安政四年新錢を鑄る文を箱舘通寶といふこれを箱舘松前蝦夷に行ふこゝに於いて蝦夷土人も亦賣買に錢貨を用ゐるに至れり安政六年六月二日箱舘港を開きて貿易場とす文久元年始めて目附一員を箱舘に置き貿易及地方事務を監察せしむ同じき二年竹内保徳、松平康直を魯國に遣し樺太境界を議せしむ彼きかず遂に各官吏を遣し島に會して議決することを約して還る慶應二年再び箱舘奉行小出秀實を魯國に遣し樺太の境界を議せしむ魯國前說を取りてきかず止むを得ず彼我雜居を約して還る（蝦夷風土記、蝦夷東西考證、蝦夷草紙、中外經緯傳、北夷考證、朝野舊聞裒稿、蝦夷土地開發恩存之大概、北海道志）

第三十九章　琉球の商業　附琉球王世系表

保元の亂源爲朝九州の兵を以て烈戰し事敗れて伊豆に流さる其舅阿多忠景薩隅を侵奪し遂に爲朝を迎へ鬼島に航してこれに據る鬼島は鬼界島なり又貴賀島といふ五島七島あり五島は即寶の群島にして夙に内地に屬す其七島以南は土民獰獰にして人を啖ふ故に鬼島の名あり支那人名づけて琉球といふ土人自ら稱して

沖繩といひ內地を稱して夜麻登といふ沖繩の土豪大里按司女を以て爲朝に妻はし尊敦を生む天孫氏二十五世にして德薄く政衰へ諸按司命を奉ぜず遂に權臣利勇の爲に弑せらる尊敦大義を唱へ兵を起して利勇を誅す國民尊敦を推して王位に即かしむこれを舜天王といふ舜天王九世孫察度文中元年明主朱元璋の書を受け弟泰期を明國に遣し表を奉じて臣と稱し方物を貢すこれより明の冊封を受け朝貢使を出すこと、はなりぬ又薩摩の島津家に通じ每年綾船と名づけて方物を贈りしに其後專ら明に通じて其事止みしかば慶長十四年島津家久樺山久高を大將とし平田增宗を副將とし兵三千餘人を遣して首里を圍み其王尙寧を擒にして凱旋すより三島（大島、喜界島、德島）以北を直轄し沖永良部以南諸島を琉球に屬せしむ寬永五年島津家在勤の官廳を那覇の西村に建つ同じき八年家久國用の闕乏を補はんが爲其臣伊知地心悅に命じ髮を蓄へ姓名を變じ裝粉して琉球人となり銀兩を齎し琉球使と共に明國福州に入り商業をなさしむ薩摩人これを御糸荷船といふこれより每年內地の物品を琉球の朝貢に付し福州に於いて販賣し其金を以て布帛の類を買はしむ明既に滅びたるも琉球は尙兩屬たるを免れず淸朝の起るに及びて寬文三年使を遣し尙質を封じて琉球國中山王とすこれより淸朝に朝し貢物を入る一年を全貢といひ其船二艘次年を折貢といふ其船一艘冬至に赴き端午に去るを期とす淸朝は琉球館を福州に建て朝貢使來れば宴を設て優待す其交易の例船數を定めて銀額を定めずされども大抵全貢の年は銀千貫目折貢の年は銀五六百貫目に限りしといふ琉球人の買ふ所のものは唐貨、絲、綢綾、紙、藥劑等にして其銀は老板（我邦の古銀元銀は我邦の元字銀を云ふ）又慶長十四年以來將軍及島津氏の繼代には王子來賀し國王嗣立には謝恩使を遣すを例とす琉球人の淸國貿易は島津家の貿易ともいふべきものにして島津家より每年九萬兩を貸與し福州にて支那人、和蘭人と交易せしめ中山王交易品と稱し幕府の許可を得て長崎へ廻し幕府入用品の外は大坂にて入札拂に付するものとす其物品は唐物、羅紗、金巾、吳羅、藥種の類にして幕府より許可を得るには年限と物品とを限るにあらざれは許さゞりきといふ琉球の支那に通ずるは專ら交易の爲にして島津家も亦其交通

を絶つことは支那貿易の利を失ふが故に兩屬を以て默許に付せしことぞ又琉球人は清朝に對して深く日本に通ずることをかくし支那より冊封使などの來ることきは日本人を田舍に避けしめ商船などの隱れ難きものは渡佳良島の通商船なりと稱しき支那の官吏も亦其日本に通ずることを知ることも雖もこれを咎めずして默許に付せしことふ琉球と薩摩との交易は一年三十艘を限ることにて鹿兒島より春秋二度に出帆するものとす春は二月末より三月の初に出帆し五月梅雨の頃歸港し秋は十月小春頃より出帆し來年三月に至り歸港す鹿兒島人の琉球へ赴くものは島津家に冥加金若干を收め寄留證の印鑑を受くるものにして內地より、鐵鍋、海參、鮑、古金、寬永通寶蠟、銅、錫等を送り彼土の產物と交易せしことふ琉球にては鑄錢することなく支那と內地との輸入を仰ぎ支那の鳩目錢一枚を五十と定めこれに對して內地の寬永通寶一文を五文とす琉球の產物は大抵支那と內地より原料を求めこれを製作したるに過ざざりき琉球かすりの綿花を內地より買入れこれを紡ぎて織り琉球及大島の藍を用ゐて染めしが如き漆器の木地幷に漆を內

地より買入れ支那產の朱を用ゐしが如し幕政の衰ふるや島津家琉球より支那の廣東へ人を遣して貿易せしめ東北地に向てこれを賣捌しむ故に越後新潟には常に唐物多かりきことふ天保十五年佛船始て那覇に來り互市を請ふ海中の小國にして交易すべき物品なき旨を以て辭す宣敎師一名支那人一名を留めて去る又弘化三年英船來り互市を請ふ島津齊彬閣老阿部正弘に就いて假りに中山王の名義を以て許さんことを將軍に請ふ幕府公然これを許すときは人心を動搖せんことを恐れ姑らく默許に付せしむ北亞米利加合衆國の水師提督ペルリの浦賀に來りて通商貿易を請ふや石炭圍場を那覇に置きこれより船を出して每に談判をなしゝことぞ又當時宇內の形勢を看破したる島津齊彬は潛に侍臣を長崎に遣し和蘭人を說き琉球屬島及大島永良部島等の地に於いて貿易を開かん事を約し彼より請求の體になして長崎奉行に書を出さしめ遂に弘化の例により中山王の名義を以て免許せしむ故に吏員を遣して準備せしに安政五年齊彬薨して止む又齊彬は早くも西洋機械を購求して新式の銃砲を製造し古製の火繩銃を琉球人に諭し支

那にゆきてこれを賣らしめ又福州の琉球館を增築して支那貿易を盛んにせんこ
欲し其計畫をなし又安政四年琉球王に命を傳へ佛國より蒸汽軍艦小銃製造機械
等買入を琉球王總理大臣尙景保、布政太夫馬克承の名義を以て契約せしに一朝
簀を易へ皆水泡に屬しぬ琉球攻略、一話一言、甲子夜話、誠齋雜記、中外經緯傳、泰平年表、琉球史略、齋杉公御言行錄、市來氏筆記、中山傳信錄

琉球王世系表

○天孫氏廿五紀姓名傳らず

一世 舜天
二世 舜馬順熙
三世 義本
四世 英祖
五世 大成
六世 英慈
七世 玉城 式作玉成
八世 西威
九世 察度
十世 武寧
十一世 尙思紹
十二世 尙巴志
十三世 尙忠
十四世 尙思達
十五世 尙金福
十六世 尙泰文
十七世 尙德
十八世 尙圓
十九世 尙宣威
二十世 尙眞
二十一世 尙淸
二十二世 尙元
二十三世 尙永
二十四世 尙寧
二十五世 尙豐
二十六世 尙賢
二十七世 尙質
二十八世 尙貞
二十九世 尙益
三十世 尙敬

文治三年立嘉禎三年薨
曆仁元年立寶治二年薨
建長元年立正元元年讓位
文應元年立正安元年薨
正安二年立延慶元年薨
延慶二年立正和二年薨
正和三年立延元元年薨
延元二年立正平四年薨
正平五年立應永二年薨
應永三年立十二年尙巴志これを逐ふ
應永十二年立廿八年薨
應永廿九年立永享十一年薨
永享十二年立文安元年薨
文安二年立寶德元年薨
寶德二年立享德二年薨
享德三年立寬正元年薨
寬正二年立文明元年薨
文明二年立八年薨
文明九年立同年讓位明年薨
文明九年立大永六年薨
大永七年立弘治元年薨
弘治二年立元龜三年薨
天正元年立十六年薨
天正十七年立元和六年薨
元和七年立寬永十七年薨
寬永十八年立正保四年薨
慶安元年立寬文八年薨
寬文九年立寶永六年薨
寶永七年立正德二年薨
正德三年立寶曆元年薨

三十一世　尚　穆　寶暦二年立寛政六年薨
三十二世　尚　溫　寛政七年立享和二年薨
三十三世　尚　成　享和三年立同年薨
三十四世　尚　灝　文化元年立文政十一年讓位
三十五世　尚　育　文政十二年立弘化四年薨
三十六世　尚　泰　嘉永元年立明治五年藩王に封ぜらる

第四十章　江戸日本橋の魚市及大坂の三大市　附兩毛の絹市

市を立て物を賣買することは王朝以來の遺風にして江戸幕府の時代に至りても尚各地に於いて市を立てしが最も賣買の盛んなりしは江戸の日本橋の魚市、大坂の天滿の靑物市、雜喉場（ザコバ）の魚市、堂島の米市に及ぶものなし

天正十八年德川氏入國の際攝州西成郡佃村の名主森孫右衞門佃大和田兩村の漁夫三十餘名を率ゐ來り各所の內海に於いて漁業を營むことを許され日々德川家の膳部に供し殘餘を市街に販賣せしが其後同業をなすもの次第に增加し慶長頃孫右衞門男九右衞門專ら魚荷を引受けこれを德川家に納め其殘餘を日本橋河岸本小田原町に於いて販賣せりこれ後世日本橋魚市の因て起る所こす元和二年和州櫻井驛の人大和屋助五郎來り本小田原町、本船町に魚市を開くの許可を得寛永の頃駿州地方の各浦を廻り漁人と契約を結び若干の仕入金を貸し與へ又浦々に活鯛場を設け廣く其地方の魚類を賣捌きしが尋いで問屋を營む者增加し遂に本船町橫店、安針町の各所に魚市を開くに至れり當時本小田原町に魚會所を設立して日々德川家膳部の納屋を掌り組合を分ちて本小田原町組、本船町組、本船町橫店組、安針町組の四つに分ちこれを四組問屋と稱せしが享保年間町奉行大岡越前守の時本船町、四日市、小田原町、安針町、長濱町、小舟町六組魚市場問屋仲買の法則をたて會所を設け行司を置き始て整頓したりきこぞさてこの六組各々商賣を異にし向河岸本船町は鮮魚及鹽物四日市は五十集（イサバ）といふが如しことに四日市は江戸の魚市中賣買最も多きものにして問屋八十一軒仲買二十三戶あり本船町、小田原町、安針町、長濱町、小船町を魚河岸（ウオガシ）と稱し問屋三百八軒仲買二百二十六戶ありこの他芝金杉、深川蛤町に魚市ありと雖も皆日本橋に及ばず江戸の

魚荷は大抵武藏、伊豆、相摸、安房、上總、下總、常陸、伊勢、駿河、遠江、岩代、磐城、陸前、陸中、陸奥、羽後より輸入するものにして又濱方に前金（俗に仕入又はミツナ金）を貸すの慣習ありて甲の問屋に於いて前金を貸したる荷主の荷物は乙の問屋に於いて決して買はざるの規約ありて江戸問屋仲間は勿論浦賀に於いても豫て通信し置き互に此規約を守りしといふ

天滿の青物市は天正年間石山本願寺門前即京橋南詰土手下に於いて菜蔬を陳列して賣買したるに始まる慶安年間に至り其地幕府の用地となり市場を京橋片原町に移すされども其地不便なるを以て承應二年更に天滿天神橋北詰龍田町に移しこれを大坂青物市場と稱し問屋四十軒仲買百五十軒ありて皆免許鑑札を所有し毎歳冥加銀六十枚を納むるを例とす其法菜蔬、果實（葡萄、蜜柑、若和布、片田布、獨活、山椒、いけ栗、山葵、駿河茄子、西條柿、近江柿の十二品は本場の外に於いて別に市を開くことを得ず若し犯すものあれば町奉行に告訴して其場を撤せしむるに至る凡青物は其多寡を論ぜず農家より他に直賣するを得ず皆當市に輸送して糶賣すべきものとす當市場に青物を出すものは紀伊、近江、山城等なりとす元祿年中堀江の青物市を開きて當市を助成せしむされども問屋僅に三軒にして大坂接近の在方よりいだす所の青物のみ取扱ひしといふ

雜喉（ゴバ）場の魚市は豐臣氏築城後始て靱町（今本靱町と云ふ）に開き問屋十八軒にて營業せしが慶安承應の頃西安土町、備後町堺筋東（今上魚屋町と云ふ）の邊に於いて市を立て沖上りと唱へて營業せしが舟付あしく且夏季魚を貯ふるに適せざるを以て雜喉場即京町堀五丁目江戸堀下通五丁目に毎年三月より十月までを限りて出店せしが延寶の頃より漁人上魚屋町に魚荷を運送することを嫌ひしかば遂に全くこの地に移ることゝはなりぬさて雜喉場には朝市、晝市、夕市ありて終日商沽の出入絶えず其市店の海邊に在るものを納屋と稱し魚荷を仲買するものを世俗納屋商人といふ承應年間公認を經し問屋四十軒仲買百三人なりしが明和九年に至り問屋株增加して八十四軒となり冥加銀九貫目を上納せり初は乾物鮮魚の區別もなかりしが後には分れて乾魚のみを取扱ふ商沽は阿波座に引移り靱町と唱ふるに至れり凡九州四國、播磨、備前、備中、備後、安藝、長門、和泉、紀伊、淡路、志摩、伊勢、因幡より輸送す

る所の魚荷を糶賣するものこす若し當市を經ずして漁家より直に輸賣するものあるか又は出買こて魚荷を船中にて取引するものあるこきは皆官に訴て處罰を受けしむ鹽魚は靱問屋にて賣買するが故に若し靱に生魚を雜喉場に鹽魚を取引する等のここあれば互に商域を爭ひ遂に訴訟を起すに至る魚荷より起る爭論ありて一時判決を取るここ能はざるこきは仲裁人直にこれを賣却し其代物はこれを預り置き甲乙論定の日更に勝訴者に附與するものこす堂島の米市は淀屋辰五郎の祖先德川氏の愛顧を受け諸國の廻米を引受け己が門前にて賣買の市を立てしに始まる或は云ふ天正年中淀屋巨菴こいふ者あり豐臣氏の麾下に軍糧を送りて家富みしかば諸大名の米穀を夥しく買積み毎朝市を立てしこ元祿年中淀屋辰五郎に至り關所せられしにより諸米商人堂島新地に移り土地繁昌の爲延賣買をはじめ頗る繁盛を極む（米相場の部を參觀すべし）今も正月初相場四日五日の兩日は尙舊跡を追うて淀屋橋南詰東へ入る所にて夜四つ時頃より明日まで市始をするの吉例ありこいふこの外大坂には天王寺村に牛市あり毎年十一月諸國より牛を出すここ多し其牛を賣るものを牛博勞こ稱す又京橋北詰相生町及土佐堀通五丁目に川魚の市あり慶長年間より營業せしこいふ又秋冬の候にはこの所にて木綿市あり又新靱町、新天滿町に千鰯市ありこの他大坂市中にて開く所の市枚擧に遑あらず

兩毛の絹市は山上に開きたるものをはじめこして大間々、桐生、足利、伊勢崎等に及べるなり山上市は元祿十五年こゞめられて大間々へ引移りしが其後寬文年中より桐生にも絹市起れり桐生は毎月五九の日をもて市日こ定め織物の取引をなり來たりしが市日を五九に定めたるは桐生人がつねに崇敬する總鎭守天神社の祭日二月廿五日、九月九日の五九の日を撰びたるなり且桐生人は何事の集會にも天神社內にて催すここの慣習ありしかば天神社の祭日を市日こは定めしものなりこぞさるを近隣なる大間々にても古來より絹市を開き毎月四八の日を市日こするここゆゑ桐生市の前日にあたるを以て近在の機業家は原料仕入の都合にて大間々市にゆくもの多くして桐生市振はざりしかば享保十二年桐生市を大間々市の前日即三七の日に改めしより漸々繁昌せしこいふ當時の市場は只一所に

して紗綾市と稱し路傍に莚を敷き周圍に繩を廻らし其中にて賣買せり天保年中にいたりこの路傍取引を廢して桐生六丁目を市場と定め各仲買商人他人の店舗を借り賣買をなせりこれを絹買宿と稱す（明治の初年市日三七を三八に改め桐生一丁目より六丁目までを順次絹買場としてこれを一丁目市何丁目市などいひしが明治十四年桐生町一丁目に市場を創設し同じき廿五年五丁目に又一所を建設してこれを上市下市といふ）足利も亦天保三年はじめて五九の日に絹市を開き桐生大間々に聯絡を通ぜしがつゞいて伊勢崎も亦市を開き兩毛間の機業家互に往來して製造品を賣捌き其金にて原料品を購求するなど市によりて非常の便益を得しかば機業著しく發達しつひに市日に於いて買札と稱する手形の流通をもひらくにいたれり又武州の八王子においても市を開き近在の織物はいふに及ばず甲州郡内の絹織物をもこの市場にて賣捌きしといふ（山里の塵、播陽群談、大坂舊記、桐生遺事談、大坂商業慣習錄、農商務省水產物調書、與業意見、魚問屋沿革調、須永氏筆記）

第四十一章　米相場及金銀錢相場

大坂の米市は全國大名の藏屋敷米を以て取引せしかば其賣買巨額に達し常に天下の經濟を左右したりき故に米相場をいふもの皆大坂を推す享保十三年京都六條川原新家地幷に近江の大津に於いて米市を立てしが大津は湖南の要地にして京師へ輸出するの便利あるを以て近江近傍の大名米廩を置きやゝ繁昌せしも京都は只大坂大津の米相場を斟酌して商へるまでにて其賣買高も至て少かりしといふこの市は後七條川原の新家地に移しぬ江戸は享保十五年皆川町（堅大工町神田多町とも）淺草田原町、小網町（深川蠣殻町とも）永富町、通三町目の五組のものに米延賣切手賣相場會所を許したるを始こす其後文化十年三橋會所頭取杉本茂十郎等主唱して日本橋の伊勢町に米市を立つ尋いで尾張家の蠣殻町の藏屋敷、紀州家の濱町藏屋敷、水戸家の本所一つ目石置場、仙臺家の深川仙臺堀藏屋敷等にて時々市を立て賣買し仙臺家の如きは米切手に類似のものさへいだしゝこそ文政十三年に至り大和屋彦七等小網町に市を立つるに及びて蠣殻町、濱町を合せてこれを三會所と稱すこの他淺草の藏前に於いて札差の廩米を賣買するもの等ありこ雖も大坂堂島の盛んなるに及ばず

大坂は豐臣氏の故居にして富家多く四國九州の漕路に當り中國の要港なるが故諸國の大名邸第を置き米穀其他の國産を毎年運輸して販賣せしむ其邸第を藏屋敷といふさて又藏役人を置き其販賣一切の事を取扱はしめこれを藏元をいひしが寛文年中より藏元を出入の町人に託し留守居役の者をして藏役を勤めしむ其盛なるや諸國の大名、寺社、幕府旗下の士に至るまで藏屋敷を設けしかば其數五六百に達せり最も中之島、堂島、土佐堀等の地に多しとす其後漸々減少し慶應の頃には百に過ざりき當時諸藩の經濟を立つる根元は米穀にありしかば奥州の仙臺、秋田等の諸大名も亦大坂に藏屋敷を置きて販賣するの必要を感ぜしならんか慶長元和二役の後は大坂も衰微し未だ藏屋敷の設けもなく米問屋少しばかりありて其者ども諸大名より積登せ來る米を賣捌しが其中に淀屋源右衛門といふ者あり家頗る富みしかば次第に商業を擴張し遂に諸國の米を引受けて米市を立てしといふこれより數代米市を立來りしが淀屋辰五郎の時に至り方外なる奢侈を極めしとて元祿九年家財闕所となりぬされども米商のもの同所にて尚賣買し居りしが元祿十年堂島新地開發の爲米市を移して米穀の賣買を始むこれ今の堂島の米市場なり其後追々東西諸國の大名より積のぼする米穀を藏屋敷出入の町人に託してこれを賣捌かせ其代金を收納して國用江戸參覲交代の用途等を辨ぜしより入札を以て米を賣却するの仕法も出來れり正德、享保の頃江戸の三谷三左衛門、中島藏之助、冬木彦六東西諸大名藏屋敷の廻米を切手にて商人どもに賣渡し正米は藏屋敷に預り置き右切手と引替の都合にて藏米を賣買するの法を立て仲買を五百人と定め幕府の許可を得て米座御爲換御用會所を建つ然るに切手賣も現金の賣買なれば自然國元より積登せの正米延着せし場合には商人共迷惑を感ずるのみならず大に融通を妨げしかば備前屋權兵衞、柴屋長右衞門これを賣繋ぎ買つなぐべき方法を案出し建物米を設けて期日を定め其期限の間を延米賣買にて約束取引せしものこれ帳合米の權輿にしてこの方法米商に取ては極めて便利なるを以て其營業次第に繁昌し單に相對取引のみにては捗らざるが故にその仲間に支配人を設けて敷金及差引勘定等のことを一切取扱はしむることに

とはなりぬこれを世に遣來（ケンライ）兩替ごいふ然れごも其延賣買たるを恐れ兩替屋の帳面には正銀切手の出入になし置き支配金を歩銀と唱へ一貫目に付何程と定めてこれを領收せり享保六年のころ畿內其他米穀不熟にして米價騰貴せしかば當時大坂なる米市場の不正より起因したるこごならんごの風説ありて米仲買の內重立ちしもの六七人逮捕せられて市場を閉さし町奉行北條安房守のかゝりにて審問を受けしが紙屋治兵衞、高田屋作右衞門兩人の說明によりて無罪放免ごはなりたれごも自後延賣買を禁止せられたり享保七年密に延米を賣買するものありて逮捕せられ其罪により身代闕所せられしかば其後は自然に危懼の念を抱きて市場振はざりしかばこの機に乘じ享保十一年以來江戶の商沽等幕府の許可を得て三所に米會所を立つるに至りしかば河內屋儀兵衞、田邊屋藤右衞門、加島屋清兵衞等米仲買總代ごして江戶へ下り三所の米會所廢止の儀を歎願せしにより江戶町奉行大岡越前守これを取調べ其年八月に至り大に意味深長のものなりごしてこれを許しゝごそ或はいふ當時加賀侯も亦爲に周旋せしご享保十六年町奉行稻垣淡路守幕府の許可を受けて大坂米仲買中に烙印付の株札四百五十二枚を渡し加島屋、升屋、津輕屋、俵屋、久寶寺屋の五人を米年寄ごなす享保十七年株札五百三十枚を下渡し同じき二十年に又三百六十枚を下渡さる株札前後合せて千三百四十二枚に定むこれを仲買株の來由ごす天保十三年諸株式仲買組合を廢し何人にても米方年行司に屆けて諸家の拂米其他の直賣買をなすを許し享保以降の掟を守りて市場の諸事は一々米方年行司をして取締をなさしむ米市の仕方は毎日朝五つ時より帳合延商米仲買のものご數百人寄集りて始むこれを寄附相場ご唱ふ東の方は正米市、中央は帳合商、西の方は虎市商ごの三方に分るが故に時人これを總稱して鱗相場ごいふ帳合、虎市の二つは早朝より絕えず取引するも正米は晝九つ時にて終るものごすさて帳合、虎市の引方九つ時を火繩ごいふ蓋し火繩の火の消ゆるを以て空相場の勝負を決せしが故なり正米相場は代銀四日目毎に拂ひ市中飯米に賣出すものゝ注文ごの二種ありて其勝負をなすには米百石に付敷銀ごして金二分か三分をいだ

しこれを賣附け又は買附たる體になして商ふことにて敷銀は即其證據金なりきこそ虎市の仕方も帳合こと別に異ることなしこと雖も唯帳合は百石以下を商はざるも虎市は十石より取引するの差あるのみ竪米は毎年四月十七日、十月十七日の兩度に堂島米方年行司を初總仲買こも入札をなして定む初は讃岐米なりしが後四藏こ唱へ筑前、中國、肥後、廣島の中入札を以て定め其年の建物こなりし大名屋敷へ屆けいで屋敷より祝儀こして銀五百枚を受取會所の入費を辨ずるを例こす又五月より十月までの建米を加賀米こ定むるの内規ありて加州家よりは祝儀金を受取らず享保年中米市再興の事に關し加州家の周旋せられし恩に報ゆるものなりこぞ竪米は他米よりいつも直段高きが故に竪米になるこ否こは各大名の歳入に影響を及ぼすことなるを以て留守居役互に競爭して竪米こならんことを希望せり又米相場を報ずるには旗を以て相傳ふ東京都大津に至り西馬關に至る夜中は松明を用ゐしが其旗松明の信號は月によりて其振方を異にすこれ皆戰國の軍法より來る其旗を以て報ずるが故に米商を呼びて又旗商こもいふ

兩替の稱既に足利氏の季世に顯れ德川氏に至て大に發達し金銀錢の相場より爲替の事まで取扱ふ者こはなりぬ江戸も承應の頃までは駿河町、兩替町の外は一軒もなかりきこぞ初室町幷に通り町南北四町の間に錢賣こて數百人各三四貫文づゝを肩にかけて少々の錢兩替を數十年間いたしゝが往々鐚錢をまぜ置くものありて困難せしに其後青物町に兩替屋一軒をいだして鐚錢を交へず自由に兩替せしより市民これを便利こして追々兩替店をいだすもの增加せしがこれを錢兩替屋こ稱し本兩替屋（本兩替町駿河町こを兩町こに稱しこれを本兩替屋こいふ）に屬し本兩替屋は專ら金銀兩替こ納金の檢査こをなし錢兩替屋は唯錢賣買のみを取扱ひしが後には金銀をも取扱ふことになりて單に兩替屋こ稱し天明七年本兩替屋の組合を立てられし時兩替屋を六百人こ定め天明七年寺社領町家の兩替屋四十三人を加へて六百四十三株こなれり

金銀相場は本兩替屋三組（神田組、三田組、世利組）兩替屋の中より四人づゝ日々本兩替町の會所に集會して其日の相場を立て賣買するものこす其相場こ賣買高こは行事より爲

替組こ駿河町こに通知すれば三井組、十人組より勘定所及金藏方へ書上げ又駿河町よりは納戸役所及川船役所に書上ぐるものこす錢相場は元佐竹前神田松下町に立たりしに其後元四日市に移し兩替屋中取引組こいふものを定め置き二十人ばかり毎夕五つ時限り四日市なる水茶屋に集會し本兩替屋の其日會所に集りしものの來るを待ちて同町の廣場にいでゝ目付の提燈を携へいづるを合圖に立會を始むこいふ其相場こ賣買高は行事これを記して翌日兩町奉行所及町年寄に書上ぐるものこす江戸の錢相場は慶長十三年より寬文年中まで一兩に錢四貫文の定めなりしか天保十三年一兩に錢六貫五百文安政六年一兩に錢六貫六百八十八文こなれり

大坂には兩替屋に數種ありて十人兩替、本兩替、三郷錢屋仲間、米方兩替なごいふ唯米方兩替のみは全く其性質を異にせしも其他は悉く市中一般の金融を掌るものなりきされごも錢屋兩替の如きは其資本僅少にして金融を左右するほごの力なく只日用の小錢のみを兩替せりこいふ十人兩替は其始祖を天王寺屋五兵衞こす五兵衞頗る財政の思想に富み金錢の賣買をなし又手形流通の便を企てたり續いて小橋屋淨德、鍵屋六兵衞の二人これに加入し大坂市中に兩替をなす者この三人のみなりき然れごも公然兩替屋こ稱しゝは寬文二年幕府より小判買上の事をこの三人に命じ其後追々增加し十人こなれるより十人兩替こ呼びしに始まる本兩替は十人兩替の支配を受け金錢賣買をなし他人の金錢を預り或は貸付をなし又手形を融通し金銀相場を立つる等專ら府下一般の金融を掌るものにして其組合十二組あり其人員安永年間には三百六十軒の多きに達せり米方兩替は市中一般の兩替商こ其趣を異にし全く堂島米商人の取引上の爲に設けたるものにして一にこれを遣來兩替こいふ金銀相場賣買は寬文二年に高麗橋筋の兩替屋に於いて設立したるものを始めこす其後北濱三丁目に於いて營業せしが金銀相場賣買の方法は十人兩替屋これを支配し每月月番にて行司をつこめ別に水方書記の類をおきて雜務をこらしめしこぞさて其賣買は每日朝四つ時より始まり正晝にて賣買をこゞむるこいふ昔は米相場の如く火繩の火の消ゆるを度こして相場を決せ

しゆゑ後に至りては火繩を用ゐざるも相場ひけ時を火繩と呼びしこそ金銀相場賣買は金銀の通貨を以て賣買するとなるが故大坂にては小判（維新前にては眞文草文保字等の小判を總ねしていふ）を本位にして賣買せしものなれども小判は元少數の通貨なれば兩替屋より月番にて出張しおる賣買方手代に內歩をつけて二朱金二分金などにて渡したるものなりきこそ金銀相場賣買は現金受授にて帳合をゆるさゞるものゆゑ從ひて相場にも大なる變動なかりしも概して毎年六月十一月の兩度は小判の騰貴するとにてここに六月を矢來小判（天滿天神祭禮前後なるいふ）と稱し最も騰貴せしといふ今大坂にて實際行はれし金銀相場を擧ぐれば元祿三年金一兩に銀六十五匁享保十八年金一兩に銀六十一匁二分寬政元年金一兩に銀五十五匁四分文政八年金一兩に銀六十四匁三分元治元年金一兩に銀八十一匁五分といふが如きものなりき（享保令典永鑑、令條記、令條留、市中取締續類集、事跡合考、月堂見聞集、諢海、雲嶋米市起立、大坂堂嶋米市場來由、大坂米商之沿革、大坂商業沿革調、大坂商業慣習錄、京都米商會所取調書、大日本貨幣史卷壹、江戶會雜誌、小宮山氏筆記、大坂地圖）

第四十二章　流通手形　附手形諸式

渡洪

手形流通の行はれたるは大和國吉野の下市を以て其始とすべし下市には南北朝の末つ方より一種の流通手形を用ゐたりとぞそは同地には古來より一月六次の市立ありて吉野近傍の農民集り來りては其高嵩みて持運びにも不便なりとて百貨を賣買せしが山中のことにて錢貨にづけて用ゐたるに濫觴す此切手忽ち數村に通用することゝなりしかば組合を立て〻連名にて切手を出し連名の中何れにても貨幣と引換ふることを約せりこれを組合札といふ元和の頃既に盛に行はれしが其公許を得たるは家光將軍の時寛永十三年のことにて幕府は當時下市村にて財産家三十人を選び本町組、上町組、通町組の三組に分ち定札一貫目出すものには三貫目の抵當品を差入させ若し札元の身上不如意となりて引換を怠るときは組合にて引受くることを命ぜり最初は本町組十人六十二貫百匁、上町組十一人七十四貫目、通町組九人六十四貫目都合二百貫百匁を限りて出しゝに其後次第に流通して延寶年中には三組八十六人札高五百貫目に達せり普通の爲替は元和、寛永の頃西國の大名其國々より江戸

へ遞送する金員を爲替に託せしが元祿四年にいたり幕府も亦大坂より用金を江戸へ遞送するには元驛傳なりしが道中筋の勞費多きを以て十人の兩替屋を選びて爲替用達を命じ九十日限上納せしめらるこれを十人組又は十人衆と稱す（各所有の沽券地を抵當として差出しおく例なりきといふ）其後三井家も爲替方用達を命ぜられ十人組と共に幕府公用の爲替を取扱ひしが三井家のみは臨時の爲替銀と稱し日數百五十日限上納の特典なりきといふされば德川氏の初より爲替はや、發達せしも手形の廣く流通して其法の完備せしは大坂に及ぶものなし大坂にて手形を出しゝは天王寺屋五兵衛を以て其始とす小橋屋淨德、鍵屋六兵衛の二家いづるに及びて三人仲間を結びて益す手形の流通を開きしこそ其後寬文三年以來町奉行石丸石見守定次（（寬文三年八月町奉行となり延寶七年五月まで凡十一年奉職せり）（諸役代々記による石丸石見守定次）頗る商業に心を用ゐ十人兩替を置き帶刀を許し町入費を免して兩替組合の行司を命じ其下に北濱町組、梶木町組等二十二組の中小兩替を置き互に連絡を通じて大に手形の流通を發達せしめたりき寬延、寶曆の頃には兩替屋にて印金と稱する一種の帳合金を用ゐて金融を助くるに至る今大坂にて

江戸幕府時代に行はれし手形の種類を擧げて當時金融の道大に開けたるを知るの便に供せんとす

第一　爲替手形

請取申爲替金之事

合金丶兩也　但有合金

右は當時何某より下し金爲替致慥に請取申候此代り金於江戸何月幾日限（或は參着）右同人差圖の方へ日限無相違御渡可被成候爲後日爲替手形仍如件

年　月　日　　何屋某印

何屋某殿

江戸爲替手形の雛形にて何屋某は大坂の兩替屋振出し印元にて何屋某殿は江戸兩替屋即仕拂人なり

第二　預り手形

覺

一金丶兩也　但有合金

右之通慥に請取申候此手形を以相渡可申候以上

年　月　日

何屋某殿

何屋某印

兩替屋より預け人に差出したる者にて名宛人は勿論其他誰にても持參人に仕拂ふべき手形なり但甲乙丙流通中其兩替屋破產する等の事ありて不渡こなる時は其手形所有人の損失こなりて甲乙はこれに關せず

第三　振出し手形

覺

一金

右之通慥に請取此手形を以て御渡可被成候以上

年　月　日

何屋某殿

何某殿へ

何屋某印

素人の兩替屋こ取引あるものより兩替屋に宛て振出し又は甲兩替屋より乙の兩替屋に宛て振出す手形にして何屋某殿こあるは妻書(ツマガキ)こ稱し素人の印元より渡し先の人を記入せしものなり此手形を兩替屋に持參するこきは印元より兩替屋に預け込あれば異議なく渡すべしこ雖も若し預け込なき時は不渡なる旨を以て答ふべし但し預け込金なくこも兩替屋に於て其手形の振出人こ若干金までの過分を負擔するの約あるものはこの限にあらず通常通ひ尻何程は請合ふべしこの約束あるものこす此振出手形甲より乙に渡り乙より丙丁に渡り後遂に不渡こなるこきは丁は丙に返し丙は乙に返し乙は甲に返して甲こ印元ここの關係こなるこなり

第四　振差紙

覺

一銀何貫目也

右此何某殿へ御渡可被下候以上

年　月　日

何某殿

何

某

兩替屋中のみ通ずる手形にて何某の所兩替屋の本名を用ゐず同店支配人の名を記し何某殿の所も亦振出し先の本名を用ゐず支配人の名前を用ゐることなり又振出し人無印にて唯御渡のところに振出したる兩替屋の大印を押すのみ但し判鑑帳といふものを各自に備へ置き一々見合するものとす

第五　大手形

大手形と稱するもの別にあるにあらず節季に際し甲商人乙商人より請取るべき勘定ありと雖も未だ其拂金を得ざるに丙商人に拂はざるを得ざる勘定ある場合に際し甲商人より乙商人の入金を目的として己れと取引ある兩替屋宛の手形を作りこれを丙商人の勘定に渡すものをいふ

第六　約束手形

約束手形には元來二種ありて一は貨物を買ひ其代金を此月三十日限に拂ふべきことを約し其當日に拂ひ渡すべき手形を兩替屋宛に認めて貨物主に渡すものと他は貨物を買ひ其代金を來る何月何日にこの手形引替に渡すべき旨を認めて貨物主に與ふるものなりこの二種の手形甲より乙に渡りしときは乙より振出し先又は印元に至り期日に拂ふや否を照會するの習慣あり

第七　藏預り切手

覺	
何千何百何十株	何組落札
一大島黑砂糖	十挺
右代銀請取相濟定日限を過ぎ候はゝ可爲反古候也	薩摩藏元所印
年　月　日	

覺	
高何千俵の內	何月何日落札
一何年米三十俵	
右可相渡候也	何某買
番號	何州藏印

藏預手形は各種の貨物につき振出しゝものなれども最も多く流通せしは砂糖米の二品にして今日まで實際行はるゝものは砂糖の一品こす砂糖預り切手の定め日限こは三年三月をいふ何組落札こあるは維新前まで砂糖仲買七組に分れ其組合にて入札せしが故なり若し代金不納其他の故障ありこも組合連名の者一同に其責を負ふこゝしたるが故に手形面の裏書に何組落札こ記せり又水火盜難あれば必ず藏所にて新砂糖こ引替へ渡すこゝゆゑいさゝか懸念するものなくよく流通せしこいふ土州の黑砂糖は仲買人銘々の入札なれば其落札の本人を妻書にすれこも其他の文體に至ては薩州こ異ることなし米預り切手も同じく諸大名の藏所より出すものにて入札拂になし落札こなりたる上は即刻或は三日間に手付金を入れ十日目又は三十日目又は六十日目に皆金する例にてこれ又水火盜難より減米まで請合しかば砂糖の如く流通し藏預り切手を質入若くは抵當にして金を借りしこいふ

かくの如く習慣によりて手形の流通をよくせしものは全く商法互に其手形を信用せしに基くこ雖もこれ多年實見の効を積みたるこ法律の保護を與へしこに依るもの多しこいふべし手形不渡の訴訟には中拔裁判こ稱し町奉行所の裁判日に拘らず訴へいづるものあるこきは速に吟味を遂げて返濟方を申付たりここに兩替屋にして不渡をなし又は不都合のこことあるこきは忽ち手錠入牢等の嚴科に處したるこいふ

又天保のころ桐生足利の如き兩毛の機業地にも一種の流通手形を行ひ始めたりそは同地三八の市日に來りたる織屋に對して買次商より買札こ稱するものを渡し置き後日に至り貨幣こ引換來りしが商業の隆盛なるに從ひ買次商は其買入たる金高を悉皆仕拂ふここ能はざるにより其二分の一或は三分の二を現金にて拂渡し殘額を手形になしゝに濫觴すこの手形を市札こ稱し多く彦間紙を用ゐ縱一尺幅二寸頂に孔を穿ち紐を貫きて一括こするに便すこの市札を受取たる織屋は羽織の紐又は帶に結び付けなごして市場を奔走しこれを以て生糸染粉其他の需要品買入に使用せりこいふ其流通の區域は桐生一市場に止らず近きは大間々、

足利より遠きは伊勢崎の市場までも差支なく受授せられ毫も貨幣と異なることなかりきその裏書は相互受授の際一々これをなさずして最後金員にかふるものみなすの習慣なりきこそ

甲　買札

六月十一日

○い　五拾　相濟　何兩何匁

何匁かへ繙珍

何　本　印

某　殿

乙　約束手形

亥三月廿五日

一金五拾兩也

某　殿

某　印

金員と引換ふるとき總代價を計算して記入し併せて相濟といふ印をも捺すなり

第四十三章　賣買、貸借、典質に關する法制

江戸幕府も亦足利氏の時の如く商業に座を置きて專賣を許したりき權座、桝座、朱座、銅座、朝鮮人參座、唐和龍腦座、鐵座、眞鍮座の如きもの、外唐和明礬會所、石灰會所等に一時專賣を許し他人の競望を絶たしむこれ一は德川氏に由緒ある商沽にこの特典を與へたるものと又一は商品によりて踈製濫造を防ぐ爲に或一部のものに許したるものとの二つなりき沽價の事に關しては米を以て最とするがゆゑに米價には常に注意し凶年などには占賣隱米を嚴禁し其價額を制限して他諸色の價と平衡を保たしむこの他米を以て釀造する酒の如きも大に其釀造高を制限し漫りに米を消費して米價を騰貴せざらしむることに凶年には全國の酒造家に令して釀造高の幾分を減ぜしむ又東洋人が經濟の根本と考へし質素儉約の令をいだし工藝品の製造上に檢束を加へ其發賣を禁じたるものあり慶安には五月

落窪集、桐生市立由來記、鴻管考、大坂商物價習錄、與紫草見、須永氏筆記

節句の甲道具に蒔繪梨子地金物糸類を禁じ又盆燈籠に糸類金物金銀箔を禁ず元
祿には火事羽織、頭巾、能裝束、破魔弓、雛道具、鼻紙袋、煙草入、櫛、笄等に金銀のかな
物蒔繪金銀箔の類を禁じ又獻上物たりとも結構なる菓子入盃の臺新規に珍らし
く仕出たる菓子類を禁ず享保には衣服縫金糸小袖表一つ代銀三百目、染模様小
袖表一つ代銀百五十目以上のものを用ゐることを禁ずるに至る八代將軍吉宗の
如き寛政中名相として聞えたる松平定信の如き自ら率先して悪衣を穿ち蠶餐を
喫し儉約を施せり吉宗は身將軍の貴に在るも廊廡に住居し食は一汁三菜衣は羽
二重八丈縞に止め殿中の貴女をして金銀簪を廢し換ふるに煤竹を以て製せしむ
るに至れり天保年中水野忠邦松平定信の遺風を慕ひ節儉を命ぜしが甚しきに至
ては女髪結を嚴禁し密に行ふ時は剃髪の刑に處し絹縮緬の類を忍びて賣りたる
ものは百日の閉戸に處したりこぞ諸大名に於いても商業に干渉することを大率こ
の類なりさて又江戸幕府は賣買に關し下の如く規定したりき諸商物の代金を請
取其物を渡さずして他に二重賣をなすか又は取次て質物に入れ或は賣拂ひたる

ものは金子十兩以上雜物代金に積十兩以上は死罪十兩以下は入墨の刑に處すさ
れども入牢中代金又は商物にて辨償したるときは十兩以上は江戸拂以下は所拂
とす又盜物なるを知らずして買取たるものは其品を盜まれたるものに返し代金
は買主の損失とす證人を立て買取たるものは證人より代金を買主に辨償すべき
ものとす又盜物なるを知らずして買取既に賣拂たるものは賣元を段々糺し代金
を以て買戻させ盜まれたるものに返さしめ盜人より最初買取たるものゝ損失と
す若し賣先分らざるときは最初買取たるものより盜まれたるものに代金を辨償
せしむ又盜物を知ながら下直に買取たるものは所拂盜物を賣拂ひ又質入して利
益の配分を受けたるものは死罪に處する等なり

大化班田の制度廢れてより中古に至て土地は全く各自の私有となり莊園鄕保を
領するものより至小なる名田主に至るまで皆其讓與賣買を自由にし來れり然る
に德川氏に至り土地永代賣買を禁じ讓與に至ても大に制限を加へたりさて德川
氏の果斷永代賣買を禁ずるに至りしものは土地賣買を自由にすれば浪人町人百

姓に限らず金銀のあるに任せて買取り遂に一村一郡一國をも私有するものいでんか然るときは其者の威勢次第に強くなりて上を凌ぎ一揆をも起し國郡騒動の基となるべしと云ふにありき徳川氏も亦一朝この自由を禁止せんとするも到底行はれざることを知り賣主買主加判の者まで牢舎に入れ賣主は出牢の上在所追放に處し買主は金子損失にて出牢を許すが如き刑律を施しゝも其道理に違反し百姓の不便を感ずるもの少からざりしかば遂に賴納或は半賴納など稱して外面を賣物に裝うて地價を高くし質流となして所有するの策を行ふもの出でしかば又これを嚴禁せしも徳川氏の晩年に至りてはこの禁漸々弛廢し實際土地を賣買するは單に質流の手續を以て施行せしものにて其筋の官吏も亦默許せしこそ唯この永代賣買の制禁を公然免れしは京都、江戸、大坂三都府に屬する市街の家屋地のみなりき（享保令典、永鑑、享保撰要集、明和撰要集、天保集成、牧民金鑑、政談、吹毛洩、錄、宵標紙、飛鳥川、地方落穂集、地方凡例錄、地方三秘錄、徳川禁令考、）

貸借は重に金錢土地にして金錢の貸借には利子を制限し月踊重利を禁じ白紙手形を以て金錢を貸借したるものは金主、借主、加判人とも過料に處し又僞證文を以て金錢を貸借したることゝ露顯したるときは金錢を借たるもの又僞證文なるを知りつゝ貸したるもの共に死罪こすこと借主死亡し相續人なき時は加判人より辨償せしめ金銀貸借の訴訟には名主をして奥判せしむ又屢年月を經過したる貸金に就いては訴訟を受理せざる事ありされども唯神社佛閣修造金、僧侶の立身金、醫者の官金は其年月に關せず受理したりきこゝを以て醫者往々高利にて世上に金銀を貸出し返金の滯るこゝあるときは醫者多人數にて其家に押入り晝夜去らず大聲を放ちて罵詈するに至るこれ實は他に金主ありて醫者を使ふものなりこそ町奉行所より屢醫者を制すれども返金の滯るときは法外の催促をなすべしと證書に掲げ利子は通例の如く記載すれども謝金と唱へ貸金の中より幾分を收めしめ又連印貸と稱し貸主にあらざる者に連印をなさしめ證文を改むる毎に禮金を取るものあり其弊一ならず諺に窮するも座頭の金は借るべからずこいひしもの是なり又天明年中名目銀と稱する貸附法ありそは高貴の人の威を假り債を收る工夫にて始より貸金の滯るを計り若し滯るときは累を借主住町の名主にまで及

ぼす仕方なりこぞ又このころ居催促こいふここを業こするものあり居催促人こは借主の返金滯るこき貸主の雇こなり借主の家に至り債を責むるものをいふ又旗本士人の經濟を左右せし藏宿も屢制外の利子を取りて罰せられしが後には藏宿師こて浪人體のもの多く徘徊して貸借の周旋をなし強談に及ぶものあるによりて藏宿より禁制を請ふに至れりこれまで實際行はれし利子は年一割（三十兩月一分利）一割半（二十兩月一分利）一割十五兩月一分利）こいふが如く時世に從ひて異なりしが天保十三年貸借利子二十五兩一分即一割五分こ定めしもこれが爲融通の道塞り商業に從事するもの非常に困難せしかば筆墨紙料なご稱し若干の禮金をいだして金を借るものあり又二重の踊利を取りて貸すもの等ありて實際は行はれざりきこいふ江戸の繁昌に赴くに從ひ金銀貸借の盛なりしここは享保三年町奉行所に取扱ひし金銀の訴訟三萬三千三十七件ありしにて知るべし又天保十四年金銀貸借出訴のこきは原被告の 申立に符合せし 金高に應じ金三十兩以下八十日、金三十兩以上百廿日、金五十兩以上百六十日、金百兩三百日、金百兩以上三百兩まで四百日、金三百兩以上六百兩まで五百日、金六百兩以上千兩まで六百五十日の日限割合を以て辨濟せしむ右日限中は手錠預を命じ返濟了るを竢ちてこれを赦すここなるが又手錠預後日數三十日を過ぎ等閑にするものは身代限を命ずるものこすこれ當時金融逼迫せしかば金銀貸借の公事訴訟を嚴にして其運轉を計りたるに過ぎざりき江戸幕府は屢官貸の米穀金錢に關しては弃捐を行ひしが足利氏の如く濫に德政を行ひて民事上の貸借を無効にするが如き事はなかりき唯寬政年中藏宿の貸金に對し六年以前のものを弃捐し六年以下の貸金は利子を減じて年賦になさしめしここあるのみこれ旗本士人の窮困を救ひ藏宿の驕奢を押へたるなりこ後諸大名に於いてもこれに倣ひ弃捐の令を發して負債に苦めらるゝものの肩を息はしめしこぞこれより屢弃捐の令出づるこ稱し金融の道を閉ぢて商業を妨げしかば幕府より令を出して訛傳なるここを公示するここありき

他人の土地を借入れこれを耕作して地主に相當の報酬をいだし其殘餘を己が所得こするものを小作こいふ又小作を下作、請作、掟作、卸作こも稱す今小作の種類

を大別すれば直小作、別小作（賀小作とも云ふ）永小作、名田小作、家守小作等にして直小作とは田畑を質に入れ地主にて作らするをいひ別小作とは田畑を質に取り地主に拘らず金主より外の者に作らするものをいひ永小作とは年季を取極ずして數年間作らするをいふ永小作は地主にて謂れなく地面を取上げ他の者に貸與することを得ず故に實際永小作をなすもの少かりきぞ又名田小作とは田畑を多く所持し手作に餘る故百姓に數年作らせ置くものにして二十年以上なれば永小作に准ず又家守小作は田畑を多く所持し自分のみにて世話し兼るより小作の世話人を立て其給料として若干の土地を作らせ地主にて年貢諸役を勤むるものをいふ土地の貸借には券契を用ゐ其期限二年を以てするものあり或は十年を以て一期とするものありて一樣ならざりき（新益柳營秘鑑、牧民金鑑、本業要集、札差條目、嚴除一得、地方凡例錄、地方治穗集、飛鳥川、續太平年表、大本日貨幣史參考）

質物は土地、家屋、金錢、衣服其他雜品にして船床書入、髮結床書入も亦家質に准す土地を除ては大抵三月又は八月を以て期限とす利子も時により異なりとは雖も享保年間には一兩に付一匁六分、一分に付四分、百文に付四文の定めなりしも天保年間には金二兩以下金一分に付二十文、拾兩以下金一分に付十六文、百兩以下一分に付銀一分に減ぜしむ質物を取るときは其住所姓名は勿論置主受人の兩判を取置くものとす通常便宜の爲に通帳を製しこれに受人を立置しむ又置證文（賀小札とも云ふ）と稱する一種簡單なる證文を入しむるものあり水火盜難等に罹り質物を消滅し又は紛失したるときは質屋は貸金を損失し質入主は其物品を損失するものとす又鼠蟲害徵生變色等の如きも質入主の損失に歸せしむ又盜物を質に取たるものは吟味の上全く盜物なることを知らざりし時は證人に元金を償はせ質物を盜まれたる人に返さしむ質主より利息を渡し請戻を乞ふも既に賣拂ひて其品を渡さゞるものは質主に請戻させ質屋を過料に處し質物の賣先知れざるものは元金一倍の代金を質主に渡さしむ壹人兩判の質物を取置き吟味の品なることをき、て其品物を返し預金證文に仕直し其上質帳を改め置く等の所業をなすものは家財を取上江戸拂に處す質屋も亦江戸大坂などにては株式なるが故に新に營業せんとするものは空株を買ひて其組合に入らざる

べからず江戸にては享保八年質屋組合を定めこし明和七年二千戸に限り一戸に付毎月銀二匁五分づゝの冥加金を出さしむ天保三年組合解散の時には二千百戸ありしが嘉永再興の時は千七百五十二戸に減ぜしこそ又大坂の如きも株數二千四百二十戸にして北組、南組、天滿組、在方組に分ち組頭出番人等を置きて組合の事務を執らしめしこといふ

土地の質入期限は十年にして年季内は質主をしてこれを受戻さしむるも若し期限經過したるときは金主の所有にきせしむ質入年季明ざる内は受戻すことを得ず年季を限らず金子有合次第受戻すべき證文なるときは十年を期限として訴訟を受理しこの期限を經過したるときは流質となさしむ又質地證文には名所幷位反別年季を記載し證人を立て名主の加印を要するものにて若しこの式を缺くときは名主を過料に處せしむるものとす又市街の屋敷地は五人組名主の連署を要し又質主死亡し其子孫なきときは親類より請求するも受戻を許さゞるものとす又二重質入又質を禁ずることに二重質入の場合には質入主は中追放、名主は輕追放、加判人は所拂とす又土地を書入して金錢を借るものこの場合には質入と違ひ田畑は地主にて手作するも又小作にするも自由なりとす質入は土地の所得を以て借金の利子とするが故に年貢諸役を金主にて負擔すれど書入の場合には唯借主の抵當に過ぎざれば土地の所得は勿論地主の所有にて年貢諸役を勤むるものとす又二重書入を禁ずることも二重質入に同じ（寛保百箇條、地方凡例錄、骨標紙、德川禁令考、大日本貨幣史參考、大坂商業慣習錄）

物價表

年度	品名	數量	價格
天保元年	肥後米	三俵一石二付	九一匁
同	上大麥	一石二付	三二五
同	上等鹽	四斗入一俵	四一二五
同	品龍野醬油	三斗三升入樽	二四一
同	種油	一石二付	二五一
同	黑砂糖	一斤二付	七五
同	白木綿	一反二付	七二
慶應元年	肥後米	三俵一石二付	二〇七五匁
同	上大麥	一石二付	一六〇
同	上等鹽	四斗入一俵	二五
同	品龍野醬油	三斗三升入樽	六二二
同	種油	一石二付	一、二二〇
同	黑砂糖	一斤二付	三一七五
同	白木綿	一反二付	三五五

大阪物價表による

年度	品名	數量	價格
天保元年	薪	廿貫目一掛	四匁七
同	炭	一俵ニ付	四一
同	備後疊	拾枚ニ付	三六七四
同	土鰹節	拾貫目	二〇〇
同	緋縮紙	同	一九
同	菜種粕	百玉ニ付	四三五
同	椎茸	一石ニ付	一六〇
同	上生漆	一貫目	八五
同	等本磨六瓦	千枚	一五〇
同	四大五寸	千本	一五
同	釘	百斤	三二〇
慶應元年	薪	廿貫目一掛	二二六匁
同	炭	一俵ニ付	一五一
同	備後疊	拾枚ニ付	一八〇
同	土鰹節	拾貫目	一六〇〇
同	緋縮紙	同	一一〇八
同	菜種粕	百玉ニ付	一九五〇
同	椎茸	一石ニ付	八〇〇
同	上生漆	一貫目	四五〇
同	等本磨六瓦	千枚	八〇〇
同	四大五寸	千本	六五
同	釘	百斤	一三八〇

第四十四章　江州及越中富山の行商

各藩互に封境を鎖して往來自由ならざる時に當て千辛萬苦を冒してよく行商をなし天下足跡の到らざる所なきものは夫唯江州の商人と越中富山の賣藥商か江州の八幡は天正十四年豐臣秀次の城を築く所にして鶴翼山下に連なる一小市街なりと雖も元安土城下の山下町と稱へし地にしてこの期の初より行商を以て顯る八幡商估の忍耐と勇力ありしことは南洋貿易に從事したるもの多くして今尚安南屋の屋號を存するものあるを見て知るべし其始めて行商をなしたるは何れの年なるや詳ならずと雖も寛永年中既に奥州南部領八戸港に行商し松前に渡りて漁場を開き北陸地方に運搬を始めたる岡田八十次あり又北陸奥羽地方へ行商し遂に松前に支店を置き一代間四十餘度往復して蝦夷の産物を内地へ輸入したる西川傳右衛門あり又鹿兒島蝦夷へ行商して巨利を博し京都名古屋に支店をいだして名を揚げし西川傳右衛門の族岡田小八郎あり日野は元蒲生氏の城下にして其行商をなすは八幡より早しといへり然れども今其年月を詳にせず或はいふ安土城没落の際織田氏の下卒輩商估に變じ日野八幡地方に散居して行商をなし

たりこ柳澤氏の封を大和郡山に移さるゝや江州に於いて若干の領地を得たりしが收斂甚しく民農事に安んずること能はず遂に日野八幡に做うて行商をなすもの出づこれを中郡の商人こいふ中郡こは蒲生、神埼、愛知地方の稱なり江州商人は商品を京都大坂にて仕入れ嘗て自國にて製したるものなし日野八幡地方の産物こして有名なる蚊帳の如きも其原料は越後の産なりき江州商人は忍耐こ勉勵こを以て富を積み累ねたるものなれば皆よく節儉を守り路傍の草鞋を拾ひて他日の用に供するに至る大抵男子は年齒十五六になれば地方の支店に赴きて商業に從事するの習慣を備へたるが故に鹿兒島に行くも蝦夷に行くも更に意に介するものなかりき其他國に在るや勉めて節儉を守り利益金を本國に送り富巨萬に達するもの枚擧するに遑あらずこいふ八幡は元天料（徳川氏直轄地を云ふ）なるに維新前尾州家が幕府に請うて美濃の竹鼻こ交換して領したるも畢竟富戸の多き爲のみ（江州八幡古文書、江州八幡商人記、近江商人）

越中富山は寛永十六年前田利常の二子利次を分封せし所にて天和年中二代正甫（マサトシ）の時偶備前岡山の人淨閑こいふもの富山に來遊し反魂丹を製して正甫に獻ぜしに大に奇効ありしかば正甫より反魂丹の製法を松井屋源右衞門に授けて調合せしめたるもの遂に富山賣藥の濫觴こはなりぬ其後八重崎屋源兵衞、松井屋源右衞門の製藥を以て關東地方に行商せしに幾ならずして販路開けしかばこれより年年行商するもの增加せしかば藩主も大に奬勵を加へ他國商人の入込みて販賣することを禁ぜし薩摩の如き國へは藩主より販賣許可の照會をなしゝかば全國中富山賣藥の名を知らざるものなきに至れり初は賣藥商の取締を町役所にてなしに明和年間反魂丹役所を設け奉行、中役、下付を置きて其事務を取扱はしむ又製藥家を二十一組に分ち一組毎に大組は十人小組は五人の順番役を選擧し製藥及行商人等の取締よりすべての公務を擔當せしむ又賣藥者を區分し大組は三百人より百人脚まで小組は九十人より六十人脚までこすさて他國へ一人脚をいたすものは一人脚所有の權ありてこれ即株主たるものなり數人脚を所有するも亦同じ冥加金はこの一人脚に付享保年間まで金二分ばかりなりしが天保年間には

金壹兩となり弘化三年よりは金壹兩壹分貳朱となれり富山賣藥の仕方は今年花主に備へ置きたる賣藥の代價は明る年に至り賣上金高と殘藥とを點檢して勘定をなし又一年分入用の藥を見計ひて備へ置くが故に花主も大に便利を得しが賣藥商も亦これが爲に利益を得しといふ又花主に置附たる藥品を抵當として證書面に記載し順番組に屆けいて順番組より奉行所に屆けて奥印を受け債主に渡すものにて若し返濟期限を經過し返金破約したるときは金主に其懸場の花主を渡するものとす其質入書入をなすこと不動産に於けること毫も異ならざりき天保年間は一年賣上高五萬兩にして行商人千七百人嘉永年間は拾貳萬兩にして二千人文久年間は貳拾萬兩にして二千二百人といふが如く年を逐うて增加せりと云ふ

前田家譜、三州志、越中名山
藥起原、前田家取調書

第四十五章　特種の商人

宇治の茶師を分ちて御物茶師、御袋茶師、御通茶師の三種とし御物茶師は將軍家飲料の茶を掌り御袋茶師は紅葉山、日光等獻上の茶を掌り御通茶師は臺所向の茶を掌れり御物茶師は、上林峰順、上林竹菴、上林三入、上林春松、上林味卜、上林平入、星野良以、永井貞德、尾崎有菴、酒多宗有、竹田道菴の十一家にして上林峰順、上林竹菴の二人これが頭取となり何れも代官格にて上林峰順は五百石上林竹菴は三百石を領す宇治にてはこれを兩上林と稱し又上林峰順方を上屋敷上林竹菴方を下屋敷など稱して殆ど領主の如き權勢を有せしこそ上林兩家隔年に頭取を務むるが故にこれを年番といふ御物茶師は何れも由緒あるものなるがここに上林竹菴の祖先は越前といひし頃岡崎にて家康に仕へ後宇治に茶園と家とを賜ひ竹菴と號せしが慶長五年伏見城中にて討死し子孫絶えなんとせしに將軍家綱の時寛文五年竹菴の曾孫に朱印を賜ひて御物茶師の頭取とはなしぬ御物茶師は大抵大名の茶師を兼ぬることにて大名の茶師となる時は從ひて其藩中一般に用ゐる茶を仕送るの利益あり御物茶師は剃髮して十德を着し一刀を挿すことを許さるこれ往古同朋の茶師となりしもの多ければ祖先よりの遺風にてかく剃髮せしにや但上

林兩家は代官格なれば剃髪せずこいふ幕府の茶壺を宇治へ下しゝは家光將軍の時寛永九年に始まる實は家光諸大名が己が威勢に服從するや否やを試るの一端こしてわざこ茶壺に威勢を持せて通行せしめしに少しも故障なかりしかば吉例なりこて遂に毎年茶壺には茶道頭一人坊主一人その事を奉行し徒頭一人組のものを引具して道路を警衞して六月土用五十日程前に發足し茶を詰終れば京都の愛宕山に百日あまり收め置き再び山より取出して江戸に持かへるこゝなり往來の驛々代官所よりこれを饗し私領は其領主よりあつくもてなし其嚴かなるさまたこふるにものなし家綱將軍の時承應元年より愛宕山を止めて木曾路を下向し土用一兩日前に甲州都留郡谷村に收め置き護送の人は皆江戸に歸り秋に至り又かしこに赴きて携へ歸るこゝせられしかご猶驛路の費役夫の勞少からず吉宗將軍の時道すがら護送の者ごもを饗する事を止められ又徒頭の警衞をもこゝめられて二條城に在番する大番一人を添へらるゝこゝなりしに元文三年より谷村に收め置くこゝもやみて京都より直に江戸に送り富士見の

櫓に入れ置るゝこゝなれり又八十八夜前上林兩頭取より京都所司代へ伺の上差圖を得て摘初むるものこす上林兩頭取は御茶壺他行無之內新茶出し不申旨宇治橋の邊へ高札に書して建置きしこいふ茶壺は將軍家の名器福海、庚申、志賀、埋木、日暮し虹、旅衣、藤瘤、袖狹、太郎五郎の內三つづゝ順番に持來り茶壺は御茶壺庫こて別に建たる庫內に入れ茶を詰て濕氣を取る爲凡一週日留め置き嚴重に警衞をなし二壺は兩上林家にて詰め一壺は御物茶師九家にて年々代る〳〵詰來れり茶壺一箇に付大判金一枚づゝを賜ふ故にこれを大判詰ご云ふ諸大名も一壺に大判金一枚づゝいだしゝこぞ御物茶師は年始には江戶城に出でゝ將軍に謁し家督の時は二條城に出でゝ京都所司代の面前にて血判を押し將軍家に對して不忠をなさゞるこゝを誓ふを例こす又御物茶の荷造は必ず井上瀨平方にてなすの例なりきこぞ

（宇治舊記、等持院古文書、上林文書、享保盛事實錄、溫知柳營秘鑑、家傳史料、日光山志、甲子夜話、井上氏覺書）

絲割符の名稱は足利氏の時明より輸入する絲一斤に銅印一箇を副へ置き我邦に達せし後其斤量を改め受領したる證書にこの印を押して送りしより起るこいふ

天文の末に大内氏亡び勘合の印を失ひてより永く交通の事なし絲割符もこの時に絶えしならんか其後慶長七年一商船漂うて長崎に入る多く白絲（生絲の異名）を搭載するを以てこれを賣らんとすれども當時戰亂の餘容易に購求するものなく空しく長崎に碇泊すること二年商船屢長崎奉行小笠原一菴に哀訴し部下の商人をして買取しめんことを乞ふ一菴止むを得ず伏見に赴きて德川家康に謁し其情を具陳すること〻に於いて家康堺の豪商高石屋宗岸、奈良屋道汐、伊豫屋良千、具足屋宗據、成尾屋宗實、材木屋道二、阿知子屋宗壽、伊丹屋道幾、芝辻宗意、小山良觀の十人を召し諭すに商船困難の情と彼商船をして積戻さしむるときは再び我邦に來らず貿易上の利害に關する旨とを陳じて買取のことを命ず十人のもの其旨を領して長崎に赴んとするや京都の商人等これを聞き共に買取んことを乞ふよりて相携へて長崎に赴き同地の商人をも加へて協議をなし悉く白絲を買取り商船をして出帆せしむやがて家康これ等の商人に特權を與へて黑船着岸の時絲年寄ども直いたさゞる間は諸國商人長崎へ入るべからざる旨を令するに至れり明る年商船多

數の白絲を輸入す去年家康の命を受けて買取し商人ども大に損耗せしかば去年買取し高に割付して利益を受しむこれ白絲割符株式の起因にして終に數商人の專買に歸したりきこれより白絲割符人と稱し其中若干人を年寄として統轄に任じ割符題絲高京百丸、堺百二十丸、長崎百丸三所合せて三百二十丸とす（一斤百六十目一丸五十斤入）寛永の初三所の商人にて白絲を專買し大に利益を壟斷するをきゝ特許を乞ふもの多し寛永八年に至り終に江戸の商人を加へて四所の割符とし京百丸、堺百廿丸、江戸五十丸、長崎百丸外に吳服所六十丸と定む且白絲の外に黃絲、紗綾、白縮緬、白繻子等をも四所割符に屬せしむ又江戸商人の割符を許されたるをきゝ大坂の商人川崎屋宗言、淀屋古菴大坂の商業地にして許されざるを悲み屢哀訴して其許を得右の割符に大坂三十丸を加へ五所とし更に吳服所六十丸、筑前博多十二丸半、筑後五丸、肥前五丸、對馬二丸半、小倉一丸半を加ふるに至れり寛永十二年幕府唐船貿易を長崎の一港と定め其明くる年新令を出しけるが又船載白絲は價格を定めたる後五所の商人に配付すべし其他諸品は白絲價格決定の後賣買すべしな

ご規定し絲割符人の專買權を一層鞏固にしたり寛永十八年和蘭人の貿易場を長崎に移すや堺の割符人ごも近年江戸大坂商人の增加するありて割符高を減じたるごごなればこの機に乘じ唐船同樣に專買せんごごを請願して遂に和蘭船載の白絲をも五所の商人に割符せしむるごごゝはなりぬ如此絲割符人は德川氏の殊恩を蒙りて利益を專有せしかば大坂の役には軍用品を運送し島原の亂には石火矢鐵砲玉藥馬草などを陣中へ送りて軍役を助たり又幕府の日光廟を造營するや建築用の石を運搬し或は其三十三回忌に唐銅の燈籠をも獻ぜしが又正保四年長崎港入船の海口なる神崎に幅三十間長三里の船橋を架する等の報酬をなせり又將軍の代初には五所より白絲を進獻するを以て恒例ごなせり明曆元年幕府絲割符法を停め唐蘭輸入品總て相對賣買ごすこれよりさき白絲を賣買するの法每年春時に價格を定め一年間高低するを得ずごゝに於いて唐船春少ばかりを輸入し價格を騰貴せしめ夏秋に至り多數を輸入せりかくの如きごご數年にして白絲堆積せしかば幕府は大坂金庫より銀五千五百貫目を出し其白絲を購入すよりて白

絲割符商法を廢し他物貨ご同じく相對賣買ごはなしぬ其後貞享二年絲割符商法を復し市法會所を割符會所ご改め絲割符宿老二人を置き每年首坐一人參府將軍に謁して物を進獻せり且例により題絲高を定め京百丸、堺百二十丸、江戸百丸、大坂五十丸、長崎百丸外に吳服所六十丸、筑前博多六丸半、筑後五丸、肥前五丸、對馬二丸半、小倉一丸半、平戸十丸ごす元文三年絲割符宿老一人を增し三人ごし新に扶持米を給せらる元祿十一年割符會所を改め長崎會所ご稱せしむ又割符高を改め京、堺、江戸を百丸大坂を五十丸長崎を百五十丸吳服所を千丸諸國分を廿六丸半ごす且これまでは百丸の題にて絲さへ多く來れば三百丸も五百丸も買取しにこゝに至て百丸ご定められたる上は百丸の外買取る事を許さず若し千五百丸以上積來る時は長崎の地下配分のごごゝなれり堺は元來家康の命を受けて最初に買取たる由緒あるを以て特別に百廿丸の割符を受けしに京江戸ご同じく百丸に減ぜられたれば哀訴歎願して止まずされご幕府はこれを許さゞりき明和安永の頃より東國養蠶の道次第に開け從て白絲の價格下落せしかば文化文政の頃より

輸入の白絲著しく減少せりされごも前にも云へるが如く絲割符は長崎輸入品一切の賣買權を占むるものなれば敢て白絲の多少には關せざりきこぞ（古銅印葉、古錢印紀、長崎港草、白絲割符由緒書　古銅印考、絲印譜、絲亂）

掛屋は寛文年中諸大名が藏元を出入の商人に託したるころよりはじまりたるものにて後には諸大名の金融を助くる隨一の機關こはなれり關西に金力の集りて陰然一大勢力を有せしも實はこれが爲のみ掛屋の名稱は金員を掛けおく意よりいでたりこいひ傳ふ掛屋は元來株式のものにあらざるが故其人員定らざれごも十人兩替をはじめ其他有名なる富豪の商人は大抵大名の掛屋をつこめしこいふ例へば鴻池善右衛門（加賀、廣島、阿波、岡山、柳川）山中善五郎（筑前黒田）中原庄兵衛（肥前鍋島）大眉五兵衛（天王寺屋事出雲松平）鹿島久右衛門（山口）高木五兵衛（平野屋事薩摩小倉）長田作兵衛（細川）草間伊助（盛岡）山下一郎右衛門（秋田）の徒いづれも掛屋こなれり掛屋は元より一國の大名に限るものにあらざるがゆゑに一家にて數國の大名の掛屋を兼帶したるものありきこぞこは其家の信用の度による

ここにて十人兩替中鴻池善右衛門の如きは加賀、廣島、阿波、岡山、柳川なごの掛屋をつこめなほ尾州、紀州の用（この二大名よりは掛屋こいふ名稱なかりしも出入商人こなり金融の事に與りしこいふ）をつこめし類なり又中には掛屋にて藏元をも兼ねてつこめしものあり鴻池善右衛門の廣島、岡山におけるが如し諸大名より掛屋を優待する爲用人格或は留守居格なごを與へ又地行或は扶持米等を給せしこいふ掛屋の職務は諸大名が大坂の藏屋敷へ送付したる米穀をはじめ其他國産を賣捌きたる代金を預り月々江戸屋敷の入用金を仕送り年末に至り二朱より三四朱の利子にて精算せしこぞ又幕府の掛屋こいふものありこれは鴻池善右衛門、白山安兵衛の二家にてつこめしここにて大名の掛屋こは全く其性質を異にし淀川兩岸の堤防修繕に關する徴收金（淀川兩岸は所謂役堤にして石高に割付沿岸の村々より四年目ごこに徴收せしこいふ）を村々より兩掛屋へいだし兩掛屋において其金員を取纏めて大坂の金庫に收むるここを取扱ふものにて幕府よりこれが報酬こして兩掛屋に諸役を免ぜしこいふ

掛屋が諸大名の國産賣拂に關する金銀を取扱ひしここは前に畧いひしが米穀に就いてこれをいへばまづ大坂藏屋敷に廻米してこれを入札拂にせんこするこき

は藏屋敷の門前に何月何日米入札ごいふ表札を掲げなほ又堂島米市場へも同樣の張紙をいだして廣告するものごすさて期日にいたり米仲買人入札を藏屋敷に持參すれば留守居始め關係役人幷に藏元掛屋立會にて開札し落札俵數代金入名を門前に張出さしむ仲買人この張出しを見て數銀ご印形ごを持參して藏屋敷の帳簿に調印（此調印を判ごいふ）し數銀は仲買人より出張人の添狀を受取この添狀ご共に掛屋に入金すこれを賓敷ごいふ普通は落札の翌日掛屋に入金すれごも多額の俵數を落札するか又は仲買人の信用如何により賓敷を入るゝものなり尤堂島仲買人中藏屋敷の入札をする者は年々堂島年行司にて取調べ人數を限り水方役人の添印を以て入札加盟を請求するものごすさて一般に落札後十日間に代金を掛屋に拂込む規約ゆゑこの期限を經過したるものは數銀を沒收し以來入札を許さゞるこごなりき仲買人より完全に掛屋に代金を（掛屋に代金を拂込は悉皆手形にして正金を入るゝことなし）拂込めば掛屋より受取證を渡せりこれを銀切手ごいふ銀切手を藏屋敷に持參すればこれご引換に米預り書を渡すこごにて（預り書一通に付米拾石づゝを出し且落札月日買人の名をも記載ぜり）これを米切手ごいふこの米切手は大

抵翌々年三月ごろまでの通用にしてこの期限を經過すれば米穀を藏よりいだし邸内に積込み番賃を仕拂はしむるものなりすべて期限中は藏敷保管料等を徵收するこごなし米切手に落札人名月日の記載なきものありこれは一時諸大名より借入金に對し其擔保ごして債權者即掛屋に與へしものなりかくのごごく國產の賣拂に周旋して密接の關係を有し且又江戸屋敷の入用金をも月々仕送るが如き全く江戸幕府の旗本が廩米を抵當ごして札差より月々の仕送を仰ぎしものご大同小異にして其金權を掌握せしもの蓋し由來する所あるなり（草間氏筆記）

札差の名稱は往昔廩米受取手形の渡るや其人名を書してこれを割竹に挾み藏役所の邊づごに揷したるに濫觴すご云ふ又札差の一名を藏宿（クラヤド）ごいひしかば札差仲間にては略して只宿（ヤド）ごのみ稱したりき所謂札差ごは旗本の廩米受取方より賣買までを請負ふ所の商人にして甲府、田安、一橋二卿幷に加州藩にありしのみにて他の藩にては絕えてきくこごなし江戸にては慶安の頃より札差を業ごするものありしご雖も株式ごして其人員を定めたるは大岡越前守奉行たりしごき享保九

年百九人と定められたるを始とす當時利息は年一割半より高からざる制限を立られたり札差本分の營業は祿高百俵に付金一分の割を以て手數料を取ると賣側（ウリガハ）と稱し百俵卽三十五石に付金二分の拂米口錢を取るこの二つなりき以上の定は何年頃より始まりしや詳ならずと雖も札差創業以來の定法ならんか利子の制限は屢變更ありたれども手數料の定は維新前まで變更あることなし天保十三年水野越前守の執政となるや十組の株式を廢し尋いて札差の株式をも廢したりこれよりさき寬政元年松平越中守執政の時旗本勝手向救と稱し札差より旗本に貸出し置きたる古借金濟方奔捐の令を出しゝが天保十四年水野越前守も亦札差金無利息廿年賦の令を出せり蓋し旗本の近年貧窮したること札差の奢侈に流れたるを懲罰するに出でたるものなりこいふ右年賦の令いづるや一時休業するものあり旗本に於いて大に不便を感じたるより 新に町方御用達、御勘定所御用達の人選にて十五人を札差こなしたりしも其中辭するものありて只僅に五人のみ殘れり嘉永四年諸問屋を再興するや札差も亦舊制に復することを得たりされどもこれより株式こはいはずして名代こいへりさて札差の組合は天王町組、片町組、森田町組の三組にて各組を一番より六番までに分ち大抵一番は六家より成立するものこすこの組合中一月づゝ順番に行事を置き諸務を取扱はしむこれを月行事こいふこの外玉場行事、場所行事、日行事等を置けり所謂株潰れ時代には行事こいはずして當番こ稱せり札差の株はこれを家督相續し他人に讓與するこことを得るものにして他人に讓與するには仲間の承諾を經ざるべからざるこことにて大抵札差の支配人又は親族の如き緣故あるものに讓與するものこす若し讓與すべき思はしき者なきときは組合の持株にするこありこれを釣株こいふ札差株の價は文政天保頃までは千兩なりしが維新前には三百兩より二百五十兩まで下落せりこいふ旗本にて廩米を受取に札差を必要こするものは自分にて受取んこするときは幾日も藏役所にいでゝ日子を空費するこ札差の手にかゝれば廩米を抵當こして金を借入れ融通を得るこの便ありきこれ札差の慶安以來廩米を左右して奢侈を極めたる所以か

札差旗日錄、本業聚集、享保令典、永鑑、明和撰要集、嘉永撰要類集、諸問屋再興調、村林氏藏書

第四十六章　南洋貿易及航海業の發達

豐太閤の渡航の制を定めて南洋貿易を奬勵せられしより京都堺長崎等の商沽競うて船舶をいたし大に利益を得しが德川氏執權の初に至り益々其制を擴張し呂宋、安南、東京、占城、暹邏、柬埔寨、信州、大泥、順化、迦知安、密西耶、芠萊、田彈、摩利伽、交趾、摩陸、高砂、阿媽港、西洋の諸國へ渡るもの舳艫相銜みて海に望む德川氏に至りても豐臣氏の時の如く朱印を捺したる免狀を與ふこれを船免狀といふ當時專ら金地院、圓光寺、豐光寺僧徒にてこれを司り免狀一枚の筆功料銀一枚を納めしむさて渡航者は大名、寺院、商沽、外國人にして大名にては島津陸奥守、鍋島加賀守加藤肥後守、大村丹後守、松浦法印、羽柴越中守、五島淡路守、有馬修理大夫、龜井武藏守、山口駿河守、寺院にては金地院、豐光寺、圓光寺、商沽にては角倉了以、末次平藏、伊丹宗味、平戸傳助、大黑屋助左衛門、檜皮屋孫兵衛、浦井宗晉、皮屋助左衛門、茶屋四郎左衛門、田邊又左衛門、木屋彌二郎、舟本彌七郎。小西長左衛門、高瀨屋新藏、

平戸助太夫、長升四郎左衛門、大黑屋長左衛門、長崎喜安、長崎惣右衛門、原彌次右衛門、今屋宗中、大賀九郎左衛門、伊藤新九郎、西村隼人、綱屋喜齋、村山市藏、平野彌左衛門、西野與三、平野長左衛門、窪田與四郎、外國人にては林三官、四官、五官、計泉、安當仁、カラセス、ヤヨウス、チリシタンバテレンシン、シンニヨロ等皆德川氏の朱印を請うて商船をいだせりかく航海の進みたるに從ひ船の製造も堅牢にして大形なるひらた船に櫓をあげ鐵砲をしかけ三梃を設け漆喰を施すに至る其大なるものに至りては長さ二十間幅九間にして三百餘人を乘す當時これをふすた船といふこれ平戸內ふすた浦にて創製したるによれり大抵長崎にて南蠻、阿蘭陀、咬嚩吧、南京、北京の詞に通じたる功者のものを雇入れまた水夫に沙馬答剌、滿剌加人を用る凡銅、銅器、漆器、傘、扇子、屛風、硫黃、樟腦、染布、麥粉の類を積ゆき繭、絲、絹帛、絨緞、氈氆、砂糖、藥物、香木、朱、水銀、硝子、羽毛、鯨皮、珊瑚珠、白檀、紫檀の類と交易するを常とす年々南洋諸國に渡航する者絶えず呂宋、暹邏の如きは數百戶の日本町を立て呂宋には三千人餘暹邏には八百

人餘のもの彼地に留りて商賣せしこそ當時我居留商人の權勢ありしことは東埔
塞國王が原彌次右衛門を其國に駐在せしめて日本商人を總管せしめんことを請
ひ安南國王が船本彌七郎の派遣を求めて日本商人を沈靜せしめんと企てたるに
て知るべしまた慶長元和の間に我商沽の南洋に渡航し武威を輝しゝもの少から
ず駿河藥科の人山田仁左衛門、長崎の人津田又左衛門、同荒木宗太郎、和泉の人木
谷久左衛門、江州八幡の人西村太郎衛門等なり就中長政を以て其冠たるものこ
す初長政年廿府中の商人に從ひ小琉球に赴き後遷邏に航す長政勇畧ありて常に
奇計を好む偶國亂ありて治らず日本町の兵を募るに至る長政津田又左衛門と謀
り日本人を率ゐて大議を唱へ國人を糾合してこれを平げ功を以て官祿を受く禮
遇甚優渥にして唵亞(オア)と呼ぶ唵亞はなほ國守ごいふが如し後幾ならずして又六昆(リコル)
の反亂を定め遂に六昆王に封ぜられ王女を以て其妻こすこゝに至りて王佛の稱
を受く後又呂宋の兵を破る呂宋當時西班牙の據る所にして堅艦巨礮の利を賴み
て海上を横行す南洋諸國これを畏怖す然るに長政一戰して其兵を走らす王大に

喜びて大泥國を增封し長政の威武南洋に振ふ元和七年國王奈舜烈にすゝめ使臣
坤屹實を我邦に遣し方物を贈る長政も亦伊藤久太夫を遣し閣老土井大炊頭本多
上野介に書を贈る其意蓋し本國こ遷邏この通商を盛にするにあり然れごも長政
奈舜烈王死後長臣甲花木(カハム)の毒殺する所こなりてやむ長政の功成り名顯るゝや懷
鄉歸朝の念を生ずされごも國事多端にして未だ其志を果さず駿河の舟人漂流す
るに當り厚くこれを遇し己が戰勝の狀を圖し舟人に託して府中淺間祠頭に揭げ
しむ題して諸願成就令滿足所、寛永三丙寅歲二月吉日、當國生令天竺遷邏國住居
山田仁左衛門尉長政こいふこれよりさき大名中往々諸島を占領して貿易の利を
得んこする者ありき龜井茲矩の秀吉に從ひて尼子氏の舊業を復せんこするや琉
球を取りてこれを領せんこす秀吉其志を壯こして直に腰間の團扇を取り龜井琉
球守殿こ書しこれを與へて左券こす征韓の令いづるや自ら行きて琉球を伐んこ
こを請ふ島津義久これを聞き細川藤孝石田三成に就て琉球の薩摩に屬する理由
を陳じ事止みぬ其後關原の役浮田秀家逃れて薩摩に走るや家臣來り集るもの多

し秀家島津忠恒に兵を借り琉球を伐ち永く日本の屬地ことせんことを請ふ忠恒笑て聞かず秀家其家臣と謀り窃に船を發す風に遭ひて船悉く壞るよりて秀家己の薄命なるを歎じて止む後慶長十四年島津家久戰艦百餘艘を遣し琉球を伐ちて其王尚寧を降しこれによりて遂に清國貿易の道を開けり又慶長十八年伊達陸奥守政宗江戶船奉行向井將監忠勝に謀り大船を造り蠻國の事情を探り呂宋を取りて貿易の利を興さんとす徳川家康も亦貨物を贈りて其事を助く同じき年八月支倉(ハセクラ)常長を使臣とし宣教師ソテロを顧問として牡鹿郡月浦より發せしむるや京都大阪、堺、伏見の商沽四十人總代を選びて隨行せしむ支倉等十月廿八日呂宋に着し航路を喜望峰に取らずして太平洋を渡り墨西哥を經て明る年十月西班牙に着し元和元年(千六百十五年)一月三日西班牙(ヒリップ)三世に謁見しそれより羅馬に赴きセエンピエル宮殿に於いて書を法王に呈し凡海外に在ること八年にして還れり政宗事を宗教に假りて海外の事情を洞察し呂宋を取りて一は外教輸入の道を絶ち一は貿易の利を興すにありしことは支倉等が發するに臨み邪法迷邦唱不レ終、欲レ征二蠻國一未レ成功、圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風と吟じたるにても知るべし寛永七年松倉重正も亦南洋諸島の占領を志し家臣吉岡九左衛門、木村權之丞、長崎の商人絲屋隨右衛門等を呂宋に遣し地理風俗を探知し幕府に請うてこれを伐んと欲し弓銃三千を選びて準備せしに重正病て死し其事寢みにき

異國日記、相國寺船免狀、異國近年御書寫案、異國渡海御朱印帳、籌運記、天地二圖說攷、武將感狀記、本朝武家高名記、琉球志略、駿河國志、氣吹嚢、海外異傳、歐南遣使考、佛人レチンバシエ日本耶蘇教記

第四十七章　阿蘭陀人及英吉利人の貿易

永正十二年(千五百十五年)葡萄牙人は印度の臥亞(ゴア)を取り其後廣東の阿媽港に據る西班牙人も亦元龜三年(千五百七十二年)呂宋を取り共に東洋貿易の利を占むこの輩前期より我邦に來りて貿易す葡萄牙、西班牙の船多く道を呂宋に取る故に我俗呼びて南蠻人といひ又其船を呼で黑船といふ蓋し瀝青を以て塗たるが故のみこの期の初慶長二年(千六百九十七年)阿蘭陀人瓜哇を取り元和七年(千六百二十一年)臺灣島に據り遂に東洋貿易の利を占むるに至れり阿蘭陀は明人の所謂紅夷にして我邦に來りたるは慶長二年(千五百九十七年)

肥前國平戸港に入津し綾羅錦繡其他の珍物と交易したるを始こすこれよりさき阿蘭陀人の印度にあるもの葡萄牙人の我邦と通商して利益を占有するを聞き航路を開かんと欲すれども毎に葡萄牙人の爲に妨られて果さゞりしにこゝに至りて其志を達せしかは明る慶長三年(千五百九十八年)阿蘭陀の東印度商會より水師提督ジヤツクス、マフ艦隊五艘を率ゐてテツクセル島を解纜し我邦に向ひて航行せしむこの船は太西洋を横ぎりて南米洲マケーラン峽を超え再び太平洋に入りて慶長五年四月僅に提督が乘りたる一船のみ我邦に到着し德川家康の命に依て江戸に回航せしが途上また船を壞り久しく我國に止り其水路師英人ウイリヤム、アダムス及蘭人ヤンヨウスは深く家康に信任せらる其後十餘年の間平戸港に於て領主松浦家の許を得て我邦の商人と貿易せしが慶長十二年に至り阿蘭陀人は益々葡萄牙人と東洋貿易の權を競爭し十二月再び軍艦十三艘を艤し兵士千九百人と大砲七十七門とを載せ水師提督ウエルホウヘンにこれを率ゐて阿蘭陀を發せしむ此艦隊は喜望峰を超えて來りしが慶長十四年七月無事平戸に達するを得たるも

のは僅に二艘なりき彼等は我邦と通商するの命を帶びて來りたる者にして平戸領主の周旋により江戸に送られ家康に謁し國書進物を呈しけれは家康禮を厚うして彼等を遇し遂に返書を與へたり此艦隊の國に還るや慶長十六年國王の命にて商船を發せしがこの船慶長十七年八月平戸港に着ぬ使者ジヤマツブ、スペツキス等は平戸領主より送られて平戸を發し大坂より陸路京都を經て駿河に至りウイリヤム、アダムスの周旋にて國書進物を呈し更に我邦の各港に於いて隨意に貿易するの免許狀を得同じき年九月平戸に還り代理商を置き倉庫を築きて歸國せり平戸港歐洲貿易市場こなりしより殆こ七十餘年の星霜を經て港底漸く埋沒して既に船舶の寄泊に便ならざりしかば阿蘭陀人一商館を平戸港に立て貿易を營みしが其船を泊せしは平戸港より南一里を隔てたる同島の河内浦なりき故に河内浦に居留するものも隨て多く其近傍なる丸山の一丘はこゝに繁華を極めしこいふ阿蘭陀人は偶葡萄牙西班牙二國の掠奪を包含したる宣教主義を惡める時に投じ單純なる貿易主義を以て交通せしかは極めて我邦に親愛せられ遂に貿

易上の利益を獨占せし狀こはなりぬ嚮に阿蘭陀の水路師こなりて我邦に來れるウイリヤム、アダムスは頗る家康の親任を得親しく阿蘭陀人が如此利益を享有するを見て自國人民にもかゝる利益を享有せしめんこ欲し慶長十六年九月阿蘭陀船の瓜哇島に還るや一書を託して同島に在留せる英商に贈れりこれよりさき倫敦の商人は我邦に來りし阿蘭陀船の水夫よりアダムスの事を聞き我邦こ通商せんこ欲し嚮に印度に寄寓せしジョン、サーリスをして其指揮を掌らしめ英王ゼームス一世より家康に贈る一書を齎し慶長十七年千六百十二年一月東洋に向て倫敦を發し明る十八年六月長崎に着し同じき月平戸港に來りアダムスが江戸に留まるを聞き領主により己等の來着をアダムスに通ぜんことを請ひ家康に謁せんこ欲し駿河に向ひて出船すサーリスの平戸を發する前領主より商館を建つるの許可を得たれば商人を留て其事を掌らしめやがて大坂に達しそれより陸行して駿河に至りアダムスを以て通事こし家康に謁して英王の書翰及進物を呈し尋いで又江戸に往きて秀忠に謁し父子より鄭重の待遇を受けことに家康より英王に贈

答書幷に通商の特許狀を得たりきこれ慶長十八年十月九日なりサーリス再び平戸に還り我邦の水夫十五人を雇ひ同じき年十二月本國に向ひて出帆し明る年九月に至り英國に歸着せり當時我邦人これを暗厄利亞こいふ英人が平戸に來航したるより英蘭兩國の人民互に敵視し遂に平戸港に於いて戰端を開かんこするに至れり然るに此時に當て英王ジェームス一世が再びカソリック教を用ゐしは蘭人か讒謗をなすの口實を與へたるものにして英人の貿易は痛く檢束せられ元和二年八月長崎平戸の外他所に於いて一切貿易することを禁ぜらる其後遂に葡萄牙の貿易を限て長崎の一港こ定め英人も亦カソリック教を奉ずる國王に服從するものなるこき、其貿易を制限して平戸の一港こ定むるに至れり英國の東印度商會は我邦の商業を輓回せんこ欲し元和三年艦隊を發せしが阿蘭陀の艦隊こ印度洋に交戰し我邦に來らずして止みぬ元和六年阿蘭陀英吉利二國の紛爭漸く定まり兩國の東印度商會相合して一こなりけれは英吉利艦隊の司令長官コルナン、ブリング印度を發し同じき年の秋平戸に來着せしかは英蘭二國の商人協議して

使者を江戸に赴かしむされごもブリングは貿易の利を得ずして十二月印度に向ひて平戸港を去りぬこかく英人の貿易萎靡こして振はざりしかば遂に元和七年に至り平戸に在留せし英吉利商人等其商館を鎖して退去するに至る初英人が我邦に通商せし以來徒費したる金額は殆こ二十萬弗なりしも好結果を得ざりしに依るこいふ其後凡五十八年を經て延寶元年復び來りて通商を請ひしも亦蘭人の妨害する所こなりて幕府の許可を得るこ能ざりき

阿蘭陀人の葡萄牙、西班牙、英吉利の三國人こ競爭してこれにうち勝ち我邦貿易の利益を占有するに至りしは蓋し一朝の事にあらず彼葡萄牙人等の滅亡したる蹟に就いて己が事業の基礎を固うせんこし百方策を回らして殆こ餘地を殘さず苟も將軍の好意を得歡心を買はんこする者は如何なる勞苦如何なる費用をもこれを辭せず阿蘭陀人貿易の盛衰は單に其こに關係すればなり又閣老其他平戸侯の如き有力者にして阿蘭陀人の信用及利害を左右するの權あるものは悉く其好意を得んか爲事こしてなさゞるはなしされば凡天造こ人爲こを

問はず斬新絶妙の物品は總てこれを買こり舶載して毎年贈物こはなしぬ就中其最も奇怪にして稀有の動物に至ては遠くこれを歐洲の邊陬波斯及印度等より買取るこいふこれを要するに如何に困難にして如何に道理に反するも阿蘭陀人をして其命令を默々服從せしめたる所以のものは日本人の信用を得て其厚意を保續するを得ば將來この貿易により其東印度商會に生ずべき商權こ巨大の利益こを得るが爲なればなり寛永十五年（千六百三十八年）平戸港に新築したる商館及倉庫を悉く崩壞すべきの命を將軍より受けたり唯其建物を切石にて構造したるこ耶蘇降誕の年月を家の前面に彫刻したりこいふに過ぎずもこより不法の處置なりこ雖も阿蘭陀人は毫も不平の色を顯はさずしてこれに服從したりき其後幾もなくして幕府は阿蘭陀人に命じ島原役に赴き助勢せしむ當時平戸に在留せし阿蘭陀人民貿易の支配人コッケベッカー右の命令を受るや平戸碇泊のデリップ號に乘組み彼地へ出發し凡二周日海上より原城に向ひて砲撃し敵勢をして沮喪せしむ阿蘭陀のこの一擧は大に日本人の滿足を受けコッケベッカーは遂に出帆するの許可

を得たりされごも先きに海岸の臺場に裝置せし大砲の外更に六門の大砲を分ちて使用に供せんここを請はる當時日本よりバタビアに到るの航路甚だ危險なるここを慮るに遑あらずして彼等は其船艦をして防禦に乏しきありさまこなすに至れり右の如く阿蘭陀人は將軍が領内に於いて耶蘇敎徒を殲滅せんこするの措置に加勢助力したるを以て假令當時外國人を擧げて悉くこれを攘斥せんこするの鎖港論ありたるにも拘らず僅に國内に在留して自由に貿易を營むの地位を保ちたるや明けし寛永十八年（千六百四十一年）命令を阿蘭陀人に傳へ平戸なる舊來の商館を毀ちて葡萄牙人の爲に設けたる長崎の小島に移し嚴密の監視に附するに至れりされごも阿蘭陀人の貿易に熱心なる只管幕府の命令を奉じ寧ろ好みてこの小島に滯在し日曜大祭日に於いては神典を擧行するを廢し公然祈禱及聖歌を唱道することを止め十字架の紀章を撤するに至る（天寛日記、采覽異言、外蕃通書、長崎夜話、長崎紀畧、深江記、耶蘇天誅記、文明史綱典、日本外交起原史、平戸貿易志、ケムプヘル日本古代商業史）

第四十八章　墨西哥の新航路、鎖港及渡海の禁止

德川家康も亦關東近海に西班牙船を招き貿易の利を興さんこ企てしかご未だ其機會を得ざりしに偶フランソワ一派の僧徒これを周旋し毎歲呂宋幷に西班牙所屬の諸國より珍貨奇物を搭載したる船を關東に入津せしめんこ言上せしかば家康喜びでこれを許容し江戸市中便宜の地を授け彼等が居館を營ましめたり家康はマニラ、アカプルコ二港の間を往復する 西班牙船が始て關東の一港に寄泊することゝなりしかば慶長十三年相模國浦賀津（ノヽス）を開くに至れり初家康の濃毘須（ノヽスン）般（新西班牙）に航路を開かんこ企たるや漂流人ウイリヤムアダムス及ヤンヨウスを愛し海外の事情を諮問して頗る了る所ありしにより是れりされば家康二人に扶持を與へ屋敷を賜ふ後アダムス性名を改めて三浦安針こいふ今やよす河岸安針町こいふものはこれ其蹟なり家康アダムスをして西洋形の船二艘を造らしめたり當時我邦に船渠の設けもなかりしかば困難を極めしも遂に奇計を按出せりそは伊豆國伊東の海邊に川ありければこれこそ唐船造るべき地形なりこて其濱の砂の上に

柱をしき基こして其上に船の敷を置き半作の頃より砂を堀上げ敷臺の柱を少しづゝさげ堀の中に舟を置き此舟海中に浮ぶる時に至て河尻をせきとめ其河水を舟のある堀にながし入れ其力にて海中へ押し出しゝこぞこの船一は八十噸一は百廿噸にて後江戸の淺草川近傍に繫がれたり偶西班牙のマニラ港よりアカブルコ港に赴くもの我邦の近海にて難破したりければこの船に西班牙人を乘組しめアカブルコ港に送致せしむ實に慶長十五年（千六百十年）五月にしてこれに乘組たる商人は田中莊助、朱屋立清の徒なり西班牙人は其貿易の利を殺がん事を恐れ日本人渡海無用のことを以てしたるも我商人は少しも意に介せず太平洋を横ぎりて日本新西班牙の航路を開通して盛に貿易を營めりこれよりさき新西班牙總督書を贈りて漂流人を送致せしを謝すよりて家康も亦慶長十七年復書を贈り毎歳商船往來して互に國寶を通ぜんことを約せりアダムスは益す家康の寵を受け相模國三浦郡逸見村に二百五十石の領地を賜ひ我邦に居留すること二十餘年にして死す今猶其墓横須賀の鎭守府を去ること僅に半里淨土寺の西南高丘にありこゝ

ふ家康はかくの如く日本新西班牙間の新航路を開き又明の商船に託して書を福建道總督陳子貞に寄せ勘合印を以て貿易せんことを勸めたるが如く貿易を好みしもカソリック教徒の叛逆によりて遂に貿易を縮少するに至りしは是非なき次第ことふべしそは慶長十六年阿蘭陀の巡洋艦喜望峯の近海にて我邦よりリスボンに向ひて出帆する一船の葡萄牙船を捕獲したるに其船より長崎に住める葡萄牙甲比丹モロが葡萄牙王に贈る所の密書を得たり其書によれば九州其他の地方に於いてカソリック教に歸依する者葡萄牙人と力を合せ家康を殺し我邦の政府を顚覆せんことするを以て嘗て約したる如く軍艦及兵士を送らるべしことありて其主謀の姓名を擧げたる中に佐渡奉行大久保石見守等の名もありて一時幕府を驚かしゝが又明る慶長十七年朱印船の一なる花形船の商品を洋中にて阿蘭陀人が奪取りしにより平戸領主に訴へたるに領主は却て其船中より葡萄牙文字の書翰數通を得通事をして譯せしめしに葡萄牙より我邦に居留するカソリック教徒に贈る書ありて其中に日本大半耶蘇に歸する者あらば知らせよとかきたる事明な

りければ領主これらの密書を得てこれを長崎奉行に送り後皆死刑に處せられぬ

これより斷然カソリック教拒絶の政略を取り葡西二國の僧徒及其大商船を送るを禁じ獨カリウタこ稱する小船に乘りて渡海することを許せりこゝに於いて葡西二國人は嫌はれ阿蘭陀人獨貿易の利を占有せり我邦既にカソリック教を拒絶せし後我邦こ呂宋この間に貿易を營む船頭にて我邦にカソリック教の僧徒を潛入せしめんこ謀るもの多し堺浦の常陳西班牙の僧徒二人を船中に潛伏せしめ元和八年呂宋を發して我國に來りしが蘭英二國の商人早くもこれを探知し平戸近海にて要擊し船中の貨物を奪ひし後この船よりマニラの僧徒の我邦に來ることを平戸の領主に告げたりければ常陳は同伴の僧徒こ共に平戸の獄に繫がれたりこの事マニラに聞えければ西班牙人平戸に來り一夜衞士の睡眠を窺ひ獄内に入て囚徒を脱せしむ衞士驚き醒めて追捕し盡く彼等を得て獄に繫ぎしもこの事江戸に達し秀忠益す彼等を惡み長崎奉行長谷川權六に命じ彼の僧徒等を始こし船頭水夫に至るまで皆これを焚殺せしむ是に於て寛永十年奉書船の外異國へ渡海することを禁じ異國へ渡り住宅せしものの歸來るこきは死罪に處す但逗留五年以内に歸るものは穿鑿の上留むべし異國船荷物の書立江戸へ注進の上返事これなき前は商賣すべからず又薩摩、平戸其外いづれの湊に着するも長崎に於いて直段立てざる前は商賣すべからずなご規定するにいたる寛永十三年に至りて全く我邦商船の異國に渡海することを禁じ安南、東埔塞等の諸國に往來して遂に航路を印度近海に通じたる商船をして悉く其制を改め地廻船こなし大に外人の居留地をも制限し長崎の市街を離れたる海中に出島を築き館舍を造り葡萄牙人を移し且外人こ雜婚し血緣を結べる男女二百八十七人を阿媽港に放逐し獨貿易商人のみこの狹少なる一區域に留めたり然るに寛永十四年カソリック教徒亂を天草に起し遂に島原に渡り原城に據る兇徒三萬七千人幕府鎭西諸藩に命じてこれを伐つ兵凡十二萬人阿蘭陀人軍艦を以て海上に應援す圍攻三月にしてこれを陷れ其徒を屠る幕府實に大坂城より金三拾九萬八千兩餘を出だして其軍費に供せしこいふ亂定る後直に南蠻人の貿易を禁じ長崎碇泊の蠻船及出島居留の外人は

盡く歸國を命ぜりこゝに於いて外國人の貿易斷絶して出島は和蘭人の居留地と
なり基督教徒も亦跡を絶つに至れり幕府はこれより大に佛教を保護し宗門改を
なすには切支丹奉行を置き僧侶に公證の權を與へ寺請證文を出さしむ何人と雖
も佛教以外に身を置く能はざらしむ一般の佛教徒よりは日本誓詞を取り轉宗の
者よりは南蠻誓詞を取れりさて又轉宗の眞僞を試みる爲に耶蘇の像を打たる繪
を踏ましむ又津々浦々に制札を立て切支丹宗徒を告發せしめ賞するに金を以て
すこれを囑託金といふ基督教の禁ぜられしと共に書籍の輸入を嚴にし遂に天文
地理算數の如き新學術の書を禁ずるに至る當時禁書に敎化、名目噂の二種あり
て天文地理算數の書の如きは名目噂を以て論ぜられたり嗚呼宗教上の爲に貿易
の利を失ひたるのみならず學術輸入の道を杜絶するに至れり（異國日記、異國近年御書草案、金地院古文書、天寛日記、續善隣國寶記、外蕃通書、異國往來系譜、長崎實錄、長崎拾芥、武家盛衰記、原城紀水、井上先覺傳、駿河記、誠齋雜記、日本外交起原史、切支丹考、日本西教史）

第四十九章　朝鮮貿易　附朝鮮王李氏略系

德川家康は豐臣氏征韓の後をうけ勉めて外國の交涉を絶ち專ら內治を圖られしかば朝鮮の事も和好の政畧をこられまづ慶長四年宗義智を伏見に召して朝鮮和好の事を委託せらる義智對馬に歸り梯七太夫を使こして書を贈り通交を求む七太夫歸らず又吉副左近を遣す左近も亦歸らず慶長五年武田喜兵衛を遣し事情を探らしむ喜兵衛邊海の朝鮮人一人を捕へて歸る同じき年柚谷彌助を使こして書を贈り通交を請ふ彌助また歸らず更に石田甚左衛門を遣す東萊府使書を甚左衛門に與へてかへすこゝに至りて始めて嚮に遣す所の使臣皆明の戍將の爲に携帶し去られたることを知れりよりて井出智正を遣し俘虜を送り歸す朝鮮我使を釜山浦に延いて答書を與ふ其後慶長九年朝鮮僧惟政松雲、錄事孫文彧を遣し和好の事を議す同じき十年家康秀忠これを伏見城に見尋いて歸國せしむ同じき十二年正使呂祐吉、副使慶暹、從事官丁好寬を遣し江戶駿府にゆきて書及方物を獻じ始めて隣交の禮を修むこれを朝鮮來聘のはじめとす、義智朝鮮積怨の餘を承け周旋力を費して遂に來聘せしむるに至る家康大に其功を賞し秩十萬石に比し奏

し請うて世々從四位に叙し侍從に任ぜらる慶長十三年家康義智に命じ僧玄蘇柳川景直に國書を齎し朝鮮に行きて去年の來聘に報ぜしむ明る年倭館を釜山豆毛浦に設け歲遣二十隻、特送三隻、小送使十七隻に定め且公貿、求請、開市の三事を約す朝鮮これを己酉條約といふ元和元年宗義智卒す朝鮮其兩國間に周旋して功勞多きを以て特に國書を贈り歲遣一隻を增して其祭奠を助けしむ元和四年豆毛浦の居留地館落成す和館は東館西館に分れ凡廣さ千間四方にして中山の下に客館を置き兩國誠信堂の額を掲く西館には送使及士宅あり東館には商人の宅ありて朝比奈辨天荒神などの祠もありこぞこれよりさき宗氏の臣柳川調興、僧桑林と各朝鮮の圖書を受け歲船一隻を送りしが其後罪ありて調興を津輕に桑林を南部に流し其圖書を返す朝鮮更に其圖書を贈るを以て柳川船を副特送桑林船を以酌使と改め稱す和館主は寛永十四年內野權兵衛を以てこれに任じたるを始とす豆毛浦の和館は其海岸水淺くして商船の碇泊に便ならざりしかば宗家より屢朝鮮政府に請求して漸く寛文十二年始めて和館を草梁に移し延寶二年新館落成す草

梁の新館は其區劃極めて廣く龍頭龍尾の兩山其域中に在り龍尾山絶影島に相對し水深くして商船の碇泊に便なり和館の移轉はこれよりさき宗家の臣津江兵庫（兵庫實名は成太宗家の參判使にして寛文十一年朝鮮東萊府にて沒す或は云ふ謀殺せられたるものなりと）の計畫せし所にして其後十餘年間空しく遷延決せざりきこぞ和館には四門を設け漫に外出するを許さず彼我の貿易も亦其館內に於いてなしゝこいふ只豆毛浦の古館には古墓の存するものあるが故に春秋分の中元節に展墓を許しゝのみされども沿道の人家皆鎖戸していてす軍官捕吏警衛して通行せしめしこなんこゝを以て我國の人民彼の苛酷なる取扱を惡み往々喧嘩騷擾を引起すものありきこぞ天和三年宗家より對州商賈十人を選びて商賣掛と號し貿易の事を託せしが元祿年中にいたり商賣掛を改めて元方役と稱せしむ貞享三年幕府の長崎貿易を縮少するや朝鮮貿易にも影響を及ぼし其貿易金高を一萬八千兩に定めらる和館商賈こして持來る貨物には運上を課す荒物十分の一、緞子一本銀十匁、紗綾一反三匁、紬一本十匁、無紋縮緬一反三匁、人參百斤に付拾斤を出さしむ寛文年中筑前博多の商沽伊藤小左衞門僞船を朝鮮へいだし鳥銃刀

劍等のものを載せて密にこれを賣る其事顯はれて死刑に處せらる又享保元年對馬の人大浦伊右衛門朝鮮譯使の船長安時廻と謀り密商せしこと顯はれて死刑に處せられたり其後又天保八年石州濱田の商沽八右衛門等竹島（鬱陵島）近海に於いて密商し事顯はれて死刑に處せらる濱田藩老岡田秋齋、松井圖書等連抵し屠腹して罪を謝す幕府更に竹島の渡航幷に諸國廻船の遠航を禁じて沿海の制札に掲げしむ八右衛門は濱田藩用達廻船問屋今津屋清助の子にして清助死するに及びて家名斷絶せしかば江戸に赴き濱田藩邸に至り岡田松井二人に就いて家名繼續の事を請ひ併せて竹島海上互市利多きを説く二人これを默許す八右衛門大に喜び漁業を名として刀劍弓銃の類を購ひ密に漁船に移し竹島に赴くと稱し海上密賣して非常の利を得しがつひに大坂町奉行矢部定謙の探知する所となりて捕へらる世にこれを竹島事件といふ

朝鮮の來聘は慶長十二年以來將軍の繼代毎に來聘し驛次續食して江戸に至り其書幣を受けて遣歸するのみ家光將軍の時府庫の豐富を遠人に誇らんと欲し道橋を脩め客館を飾り膳羞杯盤に金玉の巧を盡し水陸の珍を集む燕賚の費鉅萬を以て計ふ朝鮮の來聘するや宗對馬守老臣總奉行となり寺社奉行、大目付、勘定奉行相添ひ壹州勝本より府中、藍島、赤間關、上關、蒲刈、鞆、牛窓、室津、兵庫、大坂、枚方、淀、京都、大津、守山、八幡、彦根、今須、大垣、洲俣、名古屋、鳴海、岡崎、赤坂、吉田、荒井、濱松、見付、掛川、金谷、藤枝、府中、江尻、吉原、三島、箱根、小田原、大磯、藤澤、神奈川、品川を經て江戸に達すこの內大坂逗留五日、京都逗留四日、藤澤逗留一日歸國の時名古屋に逗留一日こす實に其經過する所十五國四十二驛に亘り供給に奔走して天下の弊こはなりぬ家宣將軍の時新井君美建議して曰く朝鮮黠詐利を見て義を忘る常に我動靜を覘ひ漢人の間諜をなすものなり然るに國內を疲らして送迎するは無益なり往昔彼は我使を境上に館し京に入らしめず今より彼此の往來境上に止むべしこ家宣其說をいれて未だ施行せず家齊將軍の時其事漸く行はる初家齊の統を承くるや朝鮮例に依て來聘せんこす松平定信執政改革の時に際し機務多端且沿道供給に苦むを以て其期を緩め既に十餘年を經たりしが文化二年に至り遂

に聘使の內地に入るを停め同じき八年聘使を對馬に迎へ老中脇坂安董、小笠原忠徳を遣して其禮を受けしむ　瀋翰譜、朝野旧聞裒稿、外蕃通書、珠璣事路、朝鮮往來、蓼章疏、朝鮮通交稽古、泰平年表、誠齋雜記、甲子夜話、竹島一件書類、鵜好餘錄、國朝寶鑑、脩禮集覽、日本對島故事

判使洋江成太君相璣碑

朝鮮國王李氏畧系

始祖	太祖康獻王	姓李諱旦字君晋初諱成桂字仲潔號松軒
二世	定宗恭靖王	諱曦字光遠初諱芳果
三世	太宗恭定王	諱芳遠字遠德
四世	世宗莊憲王	諱裪字元正
五世	文宗恭順王	諱珦字輝之
六世	端宗恭懿王	諱弘暐
七世	世祖惠莊王	諱珠字粹之
八世	睿宗襄悼王	諱晃字明照初字平甫
九世	成宗康靖王	諱娎
十世	燕山君	諱懌

明太宗永樂六年五月昇遐年七十四在位七年

永樂十七年九月昇遐年六十三在位二年

永樂二十年五月昇遐年五十六在位十八年

明景帝景泰元年昇遐年五十四在位三十二年

玖泰三年昇遐年三十九在位二年

明英宗天順元年昇遐年十七在位二年

明憲宗成化四年昇遐年五十二在位十四年

成化五年昇遐年二十在位一年

明孝宗弘治七年昇遐年三十八在位二十五年

弘治十七年廢封燕山君放干衿桐在位十一年

十一世	中宗恭僖王	諱懌字樂天
十二世	仁宗榮靖王	諱峼
十三世	明宗恭憲王	諱峘字對陽
十四世	宣祖昭敬王	諱昭初諱鈞
十五世	光海君	諱琿
十六世	仁祖憲文王	諱倧字和伯號松窓
十七世	孝宗宣文王	諱淏字靜潮號竹梧
十八世	顯宗彰孝王	諱棩字昉直
十九世	肅宗元孝王	諱熚字明晋
二十世	景宗宣孝王	諱昐字輝瑞
廿一世	英宗顯孝王	諱昤字光叔號養性軒
廿二世	正宗莊孝王	諱祘字亨運號弘齋
廿三世	純祖成孝王	諱玜字公寶號純齋
廿四世	憲宗哲孝王	諱奐字文應號元軒
廿五世	哲宗英孝王	諱昪字道升號大勇齋

明世宗嘉靖二十三年昇遐年五十七在位三十九年

嘉靖二十四年昇遐年三十一在位一年

明穆宗隆慶元年昇遐年三十四在位二十二年

明神宗萬曆三十六年昇遐年五十七在位四十一年

明熹宗天啓元年廢封光海君放于濟州在位十四年

清世祖順治六年昇遐年五十五在位二十七年

順治十六年昇遐年四十一在位十年

清聖祖康熙十三年昇遐年三十四在位十五年

康熙五十九年昇遐年六十在位四十六年

清世宗雍正二年昇遐年三十七在位四年

清高宗乾隆四十一年昇遐年八十三在位五十二年

清仁宗嘉慶五年昇遐年四十九在位二十四年

清宣宗道光十四年昇遐年四十五在位三十四年

道光二十九年昇遐年二十三在位十五年

清穆宗同治二年昇遐年三十三在位十四年

第五十章　長崎における清蘭の貿易

長崎は肥前國彼杵郡に在り元深江浦といひ又瓊杵田津、深津江、瓊浪浦など云ふ貞應年中長崎小太郎のこの地を領するに及びて終に地名となれり小太郎十世の孫左馬助子なし有馬直純の子を養ひて嗣となすこれを左馬介と爲す其子甚左衞門純長
天文年中將軍義輝の命に背き長崎を去て筑後に淪落す大村理專代て其地を領す元龜元年南蠻船始て來り貿易を請ふ明る年其臣友永對馬を遣し市街を設けしむこれを島原町、大村町、外浦町、平戶町、文知町、橫瀨浦町となす天正十六年豐臣秀吉長崎を收めて公領となし藤堂佐渡守、寺澤志摩守を遣し市街の地租を免すこの時市街二十三後分れて二十六町となるこれを內町と稱す其後漸々人民輻湊し慶長二年市街を廣むこれを外町と稱し代官に屬し定額の地租を收めしむ寬永十一年長崎の商沽二十五人に命じ南蠻人葡萄牙人の爲に海を埋め家を造らしむ同じき十三年成るこれを出島といふよりて二十五人を出島町人と稱し南蠻人より每年家稅を收めしむ大抵平均銀七十貫目なりきこゞ南蠻人寬永十三年より同じき十五年まで出島に在りしが遂に天草亂後葡萄牙人を放ち寬永十八年平戶より和蘭人をこの出島に引移らしめらるよりて每年家稅銀五十五貫目を出さしめ出島町人これを分配す出島屋敷は總坪數三千九百六十九坪餘にして家數四十四あり其地形殆ど柄なき扇に似たり故に淸商これを扇嶼といふ長さ二三步の石橋を以て市府に接續し其橋端に番所を置きて常に警衞せりこの島の北面に當りて二箇の堅牢なる水門あり奉行の命じたる役員立會ひ入船の荷物を積卸しする外は一切開閉せざるものとす又全島の周圍に數尺の板塀を設け其上に二重の忍び返しを構成す島中小公園あり島を繞る板塀に傍うてこれを設く又この島を縱斷する街路の兩側に家屋を建設す皆二階建にして其下層を倉庫に代用し其上層を居住に充つ庖厨及其他常川に供する水は市街を通過せる河流より竹管を以て島中の水溜に導くものとす又島の裏手に當りて和蘭商社の自費を以て物品賣買の便に供す

る家屋及火災に堪ふべき倉庫二棟庖厨に供する大なる家屋一棟ありこの他長崎奉行所派遣官吏幷に通詞の詰所あり出島町の乙名は別に自己の家屋と庭園とを有せりこれよりさき明商の長崎に至るや直に自己の知人を訪て其家に宿し相對自由の商賣をなし明商の輕輩なるものは貨物を肩に擔ひ市中を徘徊してこれを賣るに至るこゝに於いて元和元年長崎奉行長谷川權六宿口錢を定め端物一反に付銀一匁荒物價銀百目に付銀十匁宛を買主より出さしむ寛永十二年明の商船をして長崎の一地を限りて貿易せしむされども猶自由貿易なりしかば明商船の入津するや家宅を貸し與へ積來りたる諸品を引受商賣貿易をなさしめ其口錢を取りて宿主の利得とせしより市民爭ひて迎船をいだし明商をひくに至る後には町中申合せ順番を立てゝ明商を引受け其利得を分配せしかばこれが爲常に爭論絶えず弊害多かりきよりて元祿元年清商の市街雜宿を禁じ十善寺村藥園所に唐人屋敷を作り元祿二年四月これに移らしむ坪數九千三百六十三坪にして市店百七を設く全郭はこれを繞らすに溝渠と木柵とを以てし何人と雖も烙版を佩るにあらざれは入ることを許さず其費銀七百三十四貫四百四十目にして中四百貫目を幕府より貸與し他は市中にてこれを負擔し清商より毎年家稅として商賣額銀百貫目に付二貫百十九匁を出さしむ唐人番所及唐人屋敷乙名組頭等を置くことは和蘭の出島に於けるが如し

肥前鍋島。筑前黑田二家をして 隔年に交替勤番せしむこれを御番所といふ又番船を置き長崎近傍に碇舶する外國船を看守し夜中港内を巡廻するを以て職とす外國船の入港するや直に警固船二隻を發し入港船の兩側に繫留す番船は三時毎に他の二隻と交替し外國船の碇舶中終始かくの如くせりこの番船の費用は沿岸の市街俗に水町と稱する市民の負擔にして且入用水夫をもいだすの責を負へり又木鉢浦に見送番所を置き外國に向ひて出帆せんとする船舶を港外遙に大洋に進航するまでこれを護送し如何なる事柄あるも再ひ歸港することを能はざらしむ又遠見番所を野母村日野山及權現山に置き常に眼鏡を取りて大洋を望み外國船の長崎に向ひて進航するものを認むれば直にこれを奉行に報ぜしむ故に入これ

を白帆注進こいふ又長崎村斧山に烽火所を設け非常を諸侯に報ぜしむ後この山を放火山と稱す

元來清蘭の貿易は白糸を以て根本こせしかば幕府は京、大坂、江戸、堺、長崎に白糸割符人を置きて專買を許しゝに清商等價格を騰貴して白糸數年堆積するに至りしかば明暦元年白糸割符法を廢し清蘭輸入品すべて相對賣買こなしぬ然るにこれより清蘭の貨物すべて相對賣買こなりしかば自然高價を以て買入れ金貨濫出して物價騰貴を來せりこゝに於いて寛文十二年奉行牛込忠左衛門新に法を設け五個所に引受商人を置き其商人より各自目利役をいだし輸入の物品を熟覽し代價を投票せしめ其第一第二第三を平均し彼に示してこれを購入し第一票の代價を以て諸州商人に賣拂ひ其差金を地役人市街人民幷に引受商人に分配せりこれを市法賣買こいふ延寶三年本傳多町五個所商人會所を八百屋町に移し市法會所と改む然るに貞享二年市法賣買を廢し糸割符商法を復して白糸を五個所の割符こなし其他諸色を雙方相對の入札こなしぬよりて市法會所を割符會所こ改むこ

の年始て蘭船銀三千貫目こし且清船銀六千貫目こし且清船を七十艘に制限す元祿八年清蘭賣殘りの品多く持戻らしめ拔買をなす者多し江戸の商人伏見屋四郎兵衛銀額千貫目分の殘品を銅こ交換し其利益を長崎市中へも少しづゝ配當せんこことを請うて其許を得たりこれを代物替の始こす明る年更に五千貫目の代物替の許を得て一萬兩の運上を納む其後長崎町年寄高木彦右衛門六千貫目の外銀額二千貫目分の殘品代物替を俵物諸色（俵物は煎海鼠乾鮑鱶鰭諸色は昆布樟腦鮫椎茸いたら貝瀬貝鵝絨草乾海老寒天�figure節人參茯苓五倍子）にて渡すの許可を得たりこれを追定額こ云ふ元祿十年代物替會所を本興善町に建て高木彦右衛門を頭取こなしてこれを管せしむ明る年より會所利益の中金三萬五千兩を幕府に上納し殘額を市街に配分すこゝに於いて伏見屋の代物替を停む幕府長崎港を開きしより稅金を收めず其地の官吏に委ねて配分せしむ代物替起りて始て納稅のこことありこの年又割符會所を改めて長崎貿易會所こ稱す遂に長崎貿易の商權この會所に歸す正德五年外國貿易の方法を改む外國貿易の料こなすべき銅の數不足して貿易の道滯り私販の患生じ益す我邦の寶貨外國に溢出せりよりて幕府大目付仙

石丹波守、目付石河三右衞門を長崎に遣し蘭船を海歲二艘と定め其貿易の銀額は舊に依らしめ但其額内へ銅百五十萬斤を交へ渡すこと、し額外の代物替を停止せり又清船の數を毎歲三十艘と定め其貿易の銀額を六千貫目と定む（南京七隻寧波五隻陀山一十三艘一船銀高二百貫目廈門二艘灣四六艘一船百三十貫目廣東二一船二百五十貫目溫州一舟山一福州一漳州一東京一柬埔寨一六艘一船二百貫目廣南一邏羅一咬嘮吧一三艘一船三百貫目）外國へ金銀銅の濫出せしことは正保五年より寶永五年まで六十一年間に金二百三十九萬七千六百兩餘、銀三十七萬四千二百九貫目餘寬文三年より寬永二年まで三十六年間に銅一億二萬一千四百四十九萬八千七百斤餘の多額に達せり享保十四年雜物替會所を今魚町に建て清船定額外別段賣の法を廢し更に毎艘銀三四十貫目分の貨物を輸入せしめ銅、煎海鼠、乾鮑、其他海産品、藥種、織物、眞珠、漆器等を以て貿易せしが同じき十八年に至りこれを廢して長崎會所に併せたりこれまで長崎會所上納金一萬五千兩の外別に五千兩を增分として上納せしが安永五年に至り更に七千兩を增さしむこれを別段增上納金と稱す寬政二年松平定信正德の例に倣ひ諸方鑛山の出銅減少せしを以て蘭船を毎歲一艘とし銀額七百貫目銅六十萬斤とし商法減額を以て幕府への獻品及諸役人の贈品を半減し蘭甲比丹參覲毎五年一度に改む又長崎會所上納金定式一萬五千兩の外當分別段增上納金を免除し町年寄及宿老の參府を隔年に改め且長崎市民に令して節儉を守らしむ長崎に於いては外國居留人に稅を課することなしと雖も古來よりの慣習にて殆ど一種の稅ともいふべきものあり即八朔禮物（清商これを八期銀と云ふ）銅口錢（清商これを銅用と云ふ）音物（清商これを人事銀と云ふ）置銀（清商これを坐銀と云ふ）置錢（清商これを堂費と云ふ）など稱する種々の名目を付して年々商賣の多寡に應じて其額を增減して出銀せしめたりき又邦內諸州商人の長崎貿易に關する者をして商法の大小に從ひ出銀せしめてこれを長崎官吏俸祿の支銷用に供し又長崎地下人の配付金としてこれを分てり

和蘭商船は毎年一回四月に來り九月に去るこれを汎季といふ其入津するや船中を探檢し搭載の物品目錄を領收したる後始て乘組員を出島に上陸せしめ其休養を許す者こすさて蘭船の積來りたる貨物を本方荷物、脇荷物の二つに分てり本方荷物は砂糖、蘇木、白檀、籐、錫、鉛、象牙、水銀、水牛角、阿仙藥、丁子、毛類反物、更紗、

奥島、金巾、海黃類、柄鮫の類にして脇荷物は硝子器類、燒物類、革類、氈物類、銘油其外諸藥種、目鏡遠目鏡硝子鏡類、時計、時計鎖類、鋏幷外科道具、金銀笹縁小切反物、風呂敷等に用ゐる切れ類、鳥獣類なり我邦より代り物として本方荷物には銅、樟腦を出し脇荷物には青貝蒔繪、諸塗物、幅廣郡内、色縮緬、醬油、茶、島木綿、燒物類、酒、白蠟、鯨の鬚、粉麥、六枚屏風、棕櫚、手遊物類、竹組籠細工物類、其他制禁外の雜物は彼の好みに任せて出せり其貿易の方法は先づ總目錄を出島の外門に掲げ更に各町の乙名に告知して各所よりこの地に來り旅宿する商人に示さしむこれ物品各種に付若干の稅を課して長崎住民の利益に供せんが爲なり又當日に至り商人をして其細目を知しめんが爲に各倉庫の前に所藏物品の目錄を掲示せり出島役員は蘭商に物品の見本をいだして展覽に供すべき事を命令し然る後鐘を打ちて諸商人に館内に入るの合圖をなさしむこゝに於いて諸商人館内に入り陳列したる物品の一箇若しくは一斤に付若干貫目に買取るべきことを記載してこれを投函す後支配人これを開封して高價より呼下げ召呼に應ずるものあるにて止む蘭

船の長崎港を解纜したる後は貿易支配人七名若しくは十名を留むるものこすさて在留の和蘭東印度商社の支配人即甲比丹は船舶の出帆したる後將軍に敬禮を表し且例年の獻品を捧呈せんが爲衆多の同勢を附從し江戸に向ひて發途するもの こす甲比丹は江戸を發する前及歸港後長崎奉行を官邸に訪問して禮を陳べしこそ將軍家は甲比丹の江戸城に來りて拜謁するや時服三十襲を賜うて其遠來を勞すこれ慶長十四年以來の例なりこ云ふ

清商船は小船なるが故に毎年春夏秋の三季に入津することなるが清商船中南洋諸島もこれに包含し其種類極て多ければ我邦にてはこれを大別して南京、寧波、普陀山、厦門、臺灣、廣東を口港こ稱し温州、舟山、福州、漳州、東京、柬埔寨を中奥港こ稱し廣南、占城、邏羅、咬嚩吧、太泥、六昆、滿剌加、柔佛(ジョホール)、宋居嘮(ソンクラ)、萬丹(マンタン)を奥港こ稱す清商船の搭載し來る貨物はこれを本賣荷物、別段賣荷物の二つに分ち本賣荷物は砂糖、蘇木、籐、象牙、鉛丹、鉛、水銀、朱、紫檀等の唐木類、茶碗、唐紙、麝香、龍腦を始め大黃甘艸等の諸藥種、毛氈、更紗、鼈甲、紺青、綠青、白糸、純子、縮緬、紗綾の類にして

別段賣荷物は茶碗皿等の諸燒物、筆墨、文具類、書畫掛物折本の類、古器物類、錫器類、銅眞鍮手爐の類、珊瑚珠其外玉類、硝子類、氈物類、布木綿類、色革、團扇、扇子、傘、毛氈着類、砂糖漬物類、絨氈幷籐、あんべら等敷物類なりさて本賣荷物の代物ごとして銅、俵物（煎海鼠、乾鮑、鱶鰭）を渡し別段賣は水夫等の商賣なるが故に目利見分の上長崎會所にて買上代料は鐵錢銀札を以て渡し水夫等は此鐵錢銀札にて好みの品（煎海鼠、乾鮑、鱶鰭、昆布の類を除く）を買入れて歸るものごす

幕府は密商拔荷を嚴禁し拔荷を訴ふるものは假令同類たりごも其罪を許して褒美銀を與ふる等の方法を設けたりご雖もこの弊やまず寛政年中に至りては豫て外商ご期節を示し合せ漂流の體になすが故に密商は九州邊の往來少き海邊にゆき外船の漂着を待居やがてかすかに其船を認むるごきは荷造したる金子を小舟に積み急に漕出て官船の至らざる遠沖に於いて日本金ご外國の産物ご貿易して歸れば外國船は元へ歸らず遠沖の小島なごに碇船して風を待遙に遠き他國へ漕ぎ渡りて賣捌くご云ふされば拔荷買の姦商の手より外國へ渡りし金子ばかりも夥しきものなりきごぞかゝるありさまなるから文化二年唐船を海上に見掛たる時は隔てゝ進行すべし又唐船の近邊に碇船すべからずなご規定するに至りぬ嘉永六年加賀宮腰浦の商沽錢屋五兵衞數年間密に外國船ご海上に私販し事顯れしかば父子四人を磔刑に處し金三十三萬五千八百廿一兩、加州通用札十萬五千百八十八兩、加能越三國持高八萬五千三石、千石船卅三艘を沒收すこれよりさき加賀安房崎の商沽木屋藤右衞門新潟に於いて外國人ご私販せしかば父子及家奴三人を磔刑に處し其家財金銀諸物合せて三百九十八萬兩餘を沒收せりこゝに於いて幕府は益す私販を嚴禁せり元祿年中和蘭の外科醫檢夫爾來り鎖國論を著して曰く各國有無を通ずるは天地の公道にして各人の悅び願ふ所なり然るに日本人はこれを拒みて通ぜず嘗て其天地の公道に悖るを怪みしに今日本の地を觀るに正帶に位し北緯卅度に起り四十度の北に及ぶまごに得難き福地樂國にして山河襟帶港灣交錯別に一界をなす猶小地球の如し土沃に物饒なり東西貿易して彼此相給すれば洋海の險を超えずして財用自ら餘あり其人聰明勇敢よく勤苦に耐